

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|------------|-------------|-------------|-------------|---|----------|---------------|---------------|------------------------------|--|
| 51 | 嘱託登記 | 総務部 | 財産管理課 | 財産管理 | 建設部に属さない買収地等の分筆・所有権移転等登記事務 「不動産登記法第16条」 | H27.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課を変更(財政課→財産管理課) |
| 52 | 入札参加資格申請 | 総務部 | 財産管理課 | 財産管理 | 物品の調達等の契約について指名競争入札に参加できる者及び随意契約の場合に見積書を徴することのできる者の資格審査。「霧島市物品調達等に係る指名競争入札参加資格審査要綱」 | H27.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課を変更(財政課→財産管理課) |
| 53 | 物品等入札 | 総務部 | 財産管理課 | 財産管理 | 物品の調達、修繕、賃貸、製造の請負、工事関係を除く業務委託の契約に係る指名競争入札及び不用物品売却に係る一般競争入札「霧島市契約規則」 | H27.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課を変更(財政課→財産管理課) |
| 54 | 寄附採納願 | 総務部 | 財務課 | 財産管理 | 財産の寄附採納申請受付及び受納事務 | H27.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課を変更(財政課→財産管理課) |
| 55 | 払下申請 | 総務部 | 財産管理課 | 財産管理 | 市有財産の払下申請受付及び売買契約 | H27.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課を変更(財政課→財産管理課) |
| 56 | 境界立会 | 総務部 | 財産管理課 | 財産管理 | 申請者の所有する土地と市有地(普通財産)の境界を立会により決定する。 | H27.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課を変更(財政課→財産管理課) |
| 57 | 土地建物貸付 | 総務部 | 財産管理課 | 財産管理 | 普通財産の貸付「霧島市財務規則」第104条～108条 | H27.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課を変更(財政課→財産管理課) |
| 58 | 行政財産使用許可 | 総務部 | 財産管理課 | 財産管理 | 行政財産の目的外使用許可「霧島市財務規則」第100条～102条 | H27.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課を変更(財政課→財産管理課) |
| 61 | 軽自動車税課税事務 | 総務部 | 税務課 | 市民税 | 軽自動車税を課税する | H25.4.1 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報の項目 | 一般的取扱事項「性別」要配慮個人情報「障害」を削除 |
| 65 | 市県民税課税事務 | 総務部 | 税務課 | 市民税 | 市県民税を課税する | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報の根拠法令、個人情報収集先 | 一般的取扱事項「性別、公的扶助受給、口座番号等」を削除、要配慮個人情報に根拠法令(地方税法第317条の2第1項)、個人情報の収集先に「実施機関内、他の実施機関、他の官公庁、私人」を追加 |
| 66 | 無申告法人実態調査 | 総務部 | 税務課 | 市民税 | 加治木税務署長の依頼に基づき、指定された無申告法人及び代表者の課税実績、固定資産の保有状況を含めた現状及び事業実態の把握を行い、結果を加治木税務署長に報告する。 | H29.5.15 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項「家族状況」を削除 |
| 67 | 国民健康保険税の減免 | 総務部 | 税務課 | 市民税 | 災害若しくは貧困等により担税力が著しく低下した者のうち、市長が必要と認めた者に対して国民健康保険税の減免を行う。地方税法717条、霧島市国民健康保険税条例、霧島市市税の課税免除及び減免に関する規則。 | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報、個人情報の収集先 | 一般的取扱事項に「個人番号、健康状態」、要配慮個人情報の根拠法(霧島市国民健康保険税条例第27条)、個人情報の収集先「他の官公庁」に追加あり |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|------------------------------------|-------------|-------------|---------------|---|----------|---------------|---------------|----------------------|---|
| 68 | 国民健康保険税の賦課事務 | 総務部 | 税務課 | 市民税 | 国民健康保険税の資格を有する世帯について、保険税の賦課決定を行う。地方税法第703条の4、霧島市国民健康保険税条例 | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項「個人番号」追加 |
| 69 | 介護保険料賦課に関する事務 | 総務部 | 税務課 | 市民税 | 介護保険料を賦課する。特別な事情があれば、申請により保険料の減免を行う。 ※介護保険法第129条～146条(保険料に関すること) | H29.4.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先の根拠法令の変更 |
| 74 | 固定資産税・都市計画税減免申請に関する事務 | 総務部 | 税務課 | 固定資産税 | 生活困窮者や災害の罹災者、その他特別の事情がある者に対して、固定資産税及び都市計画税を減免する業務を行う。(地方税法第367条) | H28.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(霧島市税条例第71条第1項)を追加 |
| 76 | 特別土地保有税の賦課事務 | 総務部 | 税務課 | 固定資産税 | 合計取得面積が5,000㎡を超えた場合に、取得分と保有分を申告により特別土地保有税を課税する(取得後10年間に限る。)地方税法第585条 | H17.11.7 | H28.3.31 | H38.3.31 | 事務終了(予定)日のものれ | 事務終了(予定)日を追加 |
| 79 | 収納合わせ業務 | 総務部 | 収納課 | 収納第一 | OCR収納データと基幹システムにおける収納データの確認及び財務会計の収納金額の確認。もし不具合等発生した場合の修正及び検証作業 | H27.2.14 | | | 対象者範囲 | 平成27年2月14日から後期高齢者医療保険料還付事務の取扱が収納課に移管されたが、記載もれのため、対象者の範囲に「後期高齢者医療保険料の納税義務者」を追加 |
| 81 | 還付処理業務 | 総務部 | 収納課 | 収納第一 | 税金の過誤納等により発生した還付金を返還する。(地税法17条)また、その還付を受けるべき者に納付すべき地方団体の徴収金があるときは、その徴収金に充当する。(地税法17条の2) | H30.1.25 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「印影、所得・収入、家族状況、親族・続柄」を追加 |
| 83 | 介護保険料還付事務 | 総務部 | 収納課 | 収納第一 | 介護保険料の収納に関わる過誤納金の還付、充当業務 根拠法令：霧島市介護保険条例第5条第2項 | H30.1.25 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「印影」を追加 |
| 84 | 市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料に伴う収納事務 | 総務部 | 収納課 | 収納第二、 収納第三 | 市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料ならびに介護保険料の収納・滞納処分の実施。(国税徴収法、地方税法、霧島市税条例) | H29.10.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(国税徴収法141、146の2、地方税法20の11、298、353、450、588、701の5、707条、介護保険法144条、霧島市個人情報保護条例11条2項2号、高齢者の医療の確保に関する法律113条)を追加 |
| 86 | 霧島市指定管理候補者選定委員会 | 企画部 | 企画政策課 | 行革推進 | 公の施設の指定管理候補者の選定、その他指定管理者制度の適正な運営を行うため(霧島市指定管理候補者選定委員会設置要綱) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(行政改革推進課→企画政策課)一般的取扱事項に「個人番号」を追加 |
| 88 | 霧島市行政改革推進委員会 | 企画部 | 企画政策課 | 行革推進 | 霧島市行政改革を着実に推進するため、住民の代表者からなる委員会を設置。霧島市行政改革の推進について提言を行う。「霧島市行政改革推進委員会設置規則」 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(行政改革推進課→企画政策課)一般的取扱事項に「個人番号」を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|--------------------|--------------------------------|
| 89 | 霧島市行政改革大綱(案)に対するパブリックコメント業務 | 企画部 | 企画政策課 | 行革推進 | 「霧島市行政改革大綱」の素案の段階で市民の意見を聞くため、ホームページ及び広報誌で意見を募集する。「霧島市パブリックコメント制度実施要綱」 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(行政改革推進課→企画政策課) |
| 90 | 霧島市附属機関等の設置等に関する方針に係る委員名簿収集事務 | 企画部 | 企画政策課 | 行革推進 | 市の設置する附属機関等への委員の就任を3つ以内とするため、各課が設置した附属機関等の委員名簿を収集し、グループウェアにて職員と情報提供を行う。「霧島市附属機関等の設置等に関する方針」 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(行政改革推進課→企画政策課) |
| 98 | ふれあいバス乗車券発行 | 企画部 | 地域政策課 | 地域政策 | 国分地域の特認校に通学する児童・生徒へふれあいバス乗車券を発行するがバス会社へ依頼するときに名簿を活用している。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(企画政策課→地域政策課) |
| 100 | 錦江湾クリーンアップ作戦参加者名簿 | 企画部 | 地域政策課 | 地域政策 | 海岸清掃に際し、事前に参加申込みを受け付け、事業の中止等の連絡に使用。また、事業当日は、参加人数確認のため参加者名簿を本人の記入により作成。参加団体の代表者へは翌年度実施時期に案内を送付している。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(企画政策課→地域政策課) |
| 101 | 国際交流員招致事業 | 市民環境部 | 市民活動推進課 | 国際交流 | 国際的視野を広げ、国際化に柔軟に対応できる人材育成や地域の国際化を促進するために招致 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部) |
| 102 | 霧島市青少年海外派遣ホームステイ | 市民環境部 | 市民活動推進課 | 国際交流 | 国際性豊かな青少年の育成 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部) |
| 103 | 霧島市国際交流友好訪中団 | 市民環境部 | 市民活動推進課 | 国際交流 | 友好交流のあった上海嘉定区と陝西省耀州区に友好訪中団を派遣。友好訪中団員名簿を作成。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部) |
| 107 | 霧島市国際交流協会 | 市民環境部 | 市民活動推進課 | 国際交流 | 会員名簿及び役員名簿、ボランティア登録者名簿の作成、管理。会議、行事等、会員へのお知らせ。情報提供 霧島市国際交流協会会則に基づく事務処理 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部) |
| 108 | 青年海外協力隊・シニア海外ボランティア | 市民環境課 | 市民活動推進課 | 国際交流 | 日本での技術や経験を活かして、開発途上国の人々とともに活動するボランティアを派遣 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部) |
| 112 | はやと草の根講師の会 | 企画部 | 企画政策課 | 男女共同参画推進 | 地域における男女共同参画の推進リーダー | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「個人番号」を追加 |
| 116 | 地区活性化事業補助金申請事務 | 市民環境部 | 市民活動推進課 | 共生協働推進 | 自治意識のもと、互いに知恵を出し合い、創意工夫しながら、活力ある住みよいまちづくりを進める地区自治公民館及び自治会の行う活動に対する補助金の交付。 根拠法令:霧島市補助金等交付規則 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部) |
| 117 | 霧島市地域振興補助金申請事務 | 市民環境部 | 市民活動推進課 | 共生協働推進 | 円滑な自治会活動の推進に必要な集会所施設・スポーツ施設・簡易給水施設・共同墓地・無線・有線放送施設の整備等に対して補助金を交付する。根拠法令:霧島市補助金等交付規則 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、事務の名称 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|----------------------|-------------|-------------|-------------|--|---------|---------------|---------------|----------------------|---|
| 118 | 指定管理者指定関係事務 | 市民環境部 | 市民活動推進課 | 共生協働推進 | 国分地区内の一部の「公の施設」について、各地区自治公民館長を指定管理者として指定を行った。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部) |
| 119 | 地域まちづくり支援事業・補助金申請事務 | 市民環境部 | 市民活動推進課 | 共生協働推進 | 地域住民が主体となって独自のテーマや目標を設定し、その実現に向けて、活力ある個性豊かな自立した地域づくりに意欲的に取り組む地域を支援する。現状分析、計画策定、見直し、実現事業、実施計画 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、事務の名称 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部) |
| 120 | 地区自治公民館長・自治会長名簿 | 市民環境部 | 市民活動推進課 | 共生協働推進 | 地区自治公民館長・自治会長への各種調査依頼や連絡事項の伝達のため名簿を作成する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部)一般的取扱事項「団体加入状況」を削除 |
| 121 | 行政事務委託料支払事務 | 市民環境部 | 市民活動推進課 | 共生協働推進 | 地区自治公民館長・自治会長に対して、行政事務委託料を支払う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部)一般的取扱事項「団体加入状況」を削除 |
| 122 | 霧島市自治公民館連絡協議会補助金申請事務 | 市民環境部 | 市民活動推進課 | 共生協働推進 | 霧島市自治公民館連絡協議会の運営及び活動に対して補助金を交付する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部)一般的取扱事項「電話番号、団体加入状況」を削除 |
| 126 | 自治会加入・脱退管理事務 | 市民環境部 | 市民活動推進課 | 共生協働推進 | 自治会に加入している世帯数や人口を把握するため、自治会会員の加入・脱退状況を管理している。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部) |
| 136 | 狂犬病予防、畜犬の登録に関する事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 狂犬病予防法に基づき、狂犬病の蔓延の防止等に資するため、畜犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 137 | 簡易給水施設の衛生に関する事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 水道法の対象とならない飲用井戸等の衛生確保のため、これらの管理者に対して通知を行い、年1回水質検査申込手続きを市で取りまとめる。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 138 | 環境対策審議会の運営について | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 霧島市環境対策審議会条例に基づき、霧島市の環境に対する基本的な施策に関する審議を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名・担当G名が変更(生活環境部生活環境政策G→市民環境部環境保全G) |
| 139 | 苦情相談処理業務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 環境に関する苦情や相談の受付・処理 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 140 | 墓地関係事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 改葬許可申請、墓地経営許可関係申請の処理 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 141 | 公害関係事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 公害関係各種届出書の受付・処理 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 142 | 地球環境を守るかごしま県民運動事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 鹿児島県が主体の事務。地域推進員の推薦や会議への参加など。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名・担当G名を変更(生活環境部生活環境政策G→市民環境部環境保全G) |
| 143 | こどもエコクラブ事務局 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 財団法人日本環境協会が主体となり、県事務局・市町村事務局を設置し、メンバー登録の手続きや文書のやり取りをしている。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名・担当G名を変更(生活環境部生活環境政策G→市民環境部環境保全G) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|---|---------|---------------|---------------|--------------|----------------------------|
| 144 | 防疫事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 災害に伴う感染症予防として、被災者の把握と消毒活動の手続き。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 145 | 霧島市低公害車購入費補助金 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 環境にやさしい生活及び限りある資源の節減に資するため、低公害車を購入するものに対して予算の範囲内において補助金を交付する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 146 | 合併処理浄化槽補助金 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 147 | 化製場 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 動物の飼養若しくは収容の届出・死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜の処理の許可 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 148 | 分別収集補助金 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 廃棄物対策 | 廃棄物の資源化及び減量化対策の推進を図り、自治会等で資源ごみの回収活動を行うことにより地域の環境衛生に寄与する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 149 | 一般廃棄物処理業の許可及び許可更新事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 廃棄物対策 | 一般廃棄物の収集運搬業並びに処分業の許可及び当該許可の更新にかかる申請書等を審査し、許可証の交付を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 150 | 浄化槽清掃業の許可及び許可更新事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 廃棄物対策 | 浄化槽清掃業の許可等に係る申請書類等を審査し、許可証の交付を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 151 | 特別清掃収集運搬委託業務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 廃棄物対策 | 各地区公民館、自治会が行う特別清掃によって出された側溝及び排水路の泥や草木等を収集運搬業務委託する。事業の目的は、環境美化の保持。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 152 | 戸籍業務 | 市民環境部 | 市民課 | 戸籍 | 婚姻、出生、死亡等各種届出について当市本籍人の場合、当該届出事項について戸籍簿に記載する。また、婚姻、出生、死亡等各種届出について、関係市区町村に届書及び関係書類を送付する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 153 | 人口動態調査事務 | 市民環境部 | 市民課 | 戸籍 | 人口動態調査令第3条により市町村長は人口動態調査票を作成しなければならないとされている。具体的に調査票は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき届出を受けた市町村が作成し保健所に提出する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 155 | 犯罪事務 | 市民環境部 | 市民課 | 戸籍 | 検察庁から送付された既決犯罪通知書等に基づき名簿を作成し、選挙人名簿調整のための住所地の選挙管理委員会への通知。(公職選挙法第11条第3項) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 157 | 戸籍事務(届書受付時の届出人の本人確認、未確認者への通知) | 市民環境部 | 市民課 | 戸籍 | 婚姻届・協議離婚届・養子縁組届・協議離婚届お呼び認知届について、虚偽の届出を防止するため。運転免許証等で、本人確認を行う。確認できなかった人には通知する。(民事局長通達による) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|----------------------------|-------------|-------------|-------------|---|---------|---------------|---------------|------------------------|--|
| 158 | 相続税法第58条の規定による通知書作成事務 | 市民環境部 | 市民課 | 戸籍 | 死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地の所轄税務署長に通知する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 161 | 霧島支局管内戸籍住民基本台帳事務協議会に係る事務 | 市民環境部 | 市民課 | 戸籍 | 霧島支局管内戸籍住民基本台帳事務協議会の会則に基づき事務を行う | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 162 | 住民基本台帳事務 | 市民環境部 | 市民課 | 窓口 | 住民基本台帳法に基づき住民の居住関係を登録し公証する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 163 | 印鑑登録事務 | 市民環境部 | 市民課 | 窓口 | 霧島市印鑑条例及びその施行規則に基づき、印鑑の登録事務及び証明書の交付を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 164 | 市民カード・自動交付機事務 | 市民環境部 | 市民課 | 窓口 | 各種証明書等の自動交付に係る「市民カード」の交付・廃止(霧島市市民カードに関する条例) 申請者本人が登録した暗証番号を附した市民カードにより、機械で証明書を交付する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 165 | 戸籍の附票事務 | 市民環境部 | 市民課 | 窓口 | 住民基本台帳と戸籍との記載を相互に関連させ、両者の記載を一致させることにより、住民に関する記録の正確性を確保する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 166 | 自動車臨時運行許可事務 | 市民環境部 | 市民課 | 窓口 | 自動車の検査、登録のための回送に係る臨時運行許可証の交付 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、記録形態、処理形態 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)記録形態に「磁気テープ・ディスク等」処理形態に「パソコン処理」を追加「手処理」を削除 |
| 167 | 死体(胎)埋火葬許可事務 | 市民環境部 | 市民課 | 窓口 | 埋火葬の許可証、火葬場の使用許可証の交付 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 168 | 住民基本台帳カード事務 | 市民環境部 | 市民課 | 窓口 | 住民基本台帳カードの廃止(住民基本台帳法)。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 169 | 電子証明書事務 | 市民環境部 | 市民課 | 窓口 | 電子証明書の発行、更新(住民基本台帳法) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 170 | 住民異動届に伴う国民健康保険被保険者資格異動処理事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 住民異動届に伴う国民健康保険被保険者証の交付、被保険者資格の取得、喪失の異動処理 国民健康保険法第7条、第8条、第9条、第21条、第6条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)一般的取扱事項に「資格、親族・続柄、居住状況」個人情報の収集先に「本人以外から収集(実施機関内)」を追加 |
| 171 | 住居表示新築届事務 | 市民環境部 | 市民課 | 窓口 | 住居表示新築届による住居表示の決定、表示版の交付 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|------------------------------|-------------|-------------|-------------|---|---------|---------------|---------------|--------------|----------------------------|
| 189 | 霧島市人権啓発推進まちづくり会議関係事務及び委員等の委嘱 | 市民環境部 | 市民課 | 人権擁護推進 | 人権問題を全市民的課題として捉え、市民一人ひとりがあらゆる人権問題に一層の理解を深め、自らを啓発していく活動を推進する。(霧島市人権啓発推進まちづくり会議設置要綱第3条) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 190 | 霧島市人権擁護推進事業補助金事務 | 市民環境部 | 市民課 | 人権擁護推進 | 人権擁護の推進を図る団体(歴史的かつ社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住する同和関係住民で組織する団体)に補助金を交付する。(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 191 | 謝金支払事務 | 市民環境部 | 市民課 | 人権擁護推進 | 報酬の支払に関して債権者から口座情報を収集する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 193 | 霧島市隼人人権啓発センター使用及び備品使用許可申請 | 市民環境部 | 市民課 | 人権啓発センター | 霧島市隼人人権啓発センターの施設及び備品の適正な管理、運営を行うため。(霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第6条～第9条、施設規則第7条～8条) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 194 | 健康相談事業 | 市民環境部 | 市民課 | 人権啓発センター | 随時、保健センターと連携して栄養相談、健康相談、その他健康上の指導にあたる。(霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則第2条) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 195 | 職業相談事業 | 市民環境部 | 市民課 | 人権啓発センター | 毎月20日を相談日と定め、国分公共職業安定所と連携のもとに、雇用保険受給手続き関係、その他就労等職業相談・指導を行う。(霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則第2条) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 196 | 生活相談事業 | 市民環境部 | 市民課 | 人権啓発センター | 地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言と指導を行う。(霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則第2条) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 197 | 人権啓発センター教室事業 | 市民環境部 | 市民課 | 人権啓発センター | 各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動を通じて、周辺地域住民の参加を促進し、交流の機会を設ける。(霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則第2条) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 198 | 小中学校学習会事業 | 市民環境部 | 市民課 | 人権啓発センター | 人権啓発センターの事業一環として地域及び周辺地域の児童、生徒の学力向上並びに仲間づくり、又、人権同和問題に関する学習の場を提供する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 199 | 講師謝金支払事務 | 市民環境部 | 市民課 | 人権啓発センター | 報酬の支払いに関して債権者から口座情報等を収集する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 200 | 地域改善対策専修学校等奨学資金償還債務の免除に関する事務 | 市民環境部 | 市民課 | 人権啓発センター | 地域改善対策専修学校等奨学資金償還債務の免除申請及び返還未納者に対する納入指導 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|-----------------------------|-------------|-------------|-------------|---|----------|---------------|---------------|---------------------------|--|
| 201 | 国民年金異動事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民年金 | 国民年金に係る資格取得、資格喪失、種別変更、住所変更、氏名変更等の受付進達事務 | H30.3.31 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 202 | 国民年金免除申請に係る事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民年金 | 所得が少ない、障害年金を受給している、生活保護法等の公的扶助を受けているなどの理由で保険料納付が困難な人の為の免除申請の受付及び所得審査、学生で収入がなく、保険料納付が困難な人の学生納付特例申請の受付。 | H30.3.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、要配慮個人情報の根拠法令 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)要配慮個人情報に根拠法令(国民年金法第89条の1)を追加 |
| 203 | 国民年金給付事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民年金 | 国民年金に係る老齢基礎年金、遺族年金、障害年金裁定に関する事務及び寡婦年金、死亡一時金、未支給請求等の請求に関する事務 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、要配慮個人情報の根拠法令 | 組織改編に伴い担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)、要配慮個人情報に根拠法令(国民年金法第30条、国民年金法施行規則第31条)を追加 |
| 204 | 国民年金障害基礎年金・遺族基礎年金所得状況届連名簿事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民年金 | 国民年金障害基礎年金・遺族基礎年金所得状況届連名簿の作成 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、要配慮個人情報の根拠法令 | 組織改編に伴い担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)要配慮個人情報に根拠法令(国民年金法第30条、国民年金法施行規則第31条、第36条の5)を追加 |
| 205 | 住民異動届以外の事由に伴う国保被保険者証の交付 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 住民異動届以外の事由に伴う国民健康保険被保険者証の交付、被保険者資格の取得、喪失事務。国民健康保険法第8条・9条・21条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)一般的取扱事項に「資格」個人情報の収集先に「実施機関内、他の官公庁、民間」を追加 |
| 206 | 退職者異動処理事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 国民健康被保険者の退職該当・非該当、退職扶養該当・扶養非該当事務。国民健康保険法第8条の2 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先「私人」を削除「本人の同意がある」を追加 |
| 207 | 国民健康保険証再交付事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 国民健康保険被保険証の再交付。国民健康保険法施行規則第2条。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先「私人、根拠法令」を削除 |
| 208 | 国民健康保険短期被保険者証交付事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 相互扶助の精神にかんがみ、短期被保険者証を交付することにより、納税相談の機会を増やし、国民健康保険税の滞納を是正し、税負担の公平を図る。霧島市国民健康保険短期被保険者証交付事務取扱要領告示第90号。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先「私人、他の実施機関から提供を受けて収集」を削除 |
| 209 | 国民健康保険被保険者資格証明書の交付 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 国保税の滞納者に関する取り扱いに関し、必要な手続き及び処理基準により資格証明書を交付する。国法第9条・第54条の三、霧島市国保被保険者資格証明書の交付及び保険給付の差し止め等に関する要領告示第89号。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先「私人、他の実施機関から提供を受けて収集」を削除 |
| 210 | マル遠・マル学被保険者証の交付 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | マル遠・マル学被保険者証の交付。国民健康保険法第116条・116条の2 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先に「民間」根拠法令追加、「私人」を削除 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|------------------------|-------------|-------------|-------------|---|---------|---------------|---------------|------------------------------------|--|
| 211 | 前期高齢者証交付事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 国民健康保険被保険者で、70歳到達時に医療機関で受診する際の負担割合を証する受給者証の交付。(H18.8より保険証と兼用。)国民健康保険法施行規則第7条の4 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先に「他の実施機関」を削除 |
| 212 | 前期高齢者基準収入額適用、負担区分変更事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 所得、世帯構成等の変更により負担区分が変更になる前期高齢者に対し、新受給者証等を交付する。国民健康保険法施行規則第7条の4 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先に「他の官公庁」を追加「私人、他の実施機関からの提供を受けて収集」を削除 |
| 213 | 国民健康保険限度額適用及び減額認定証交付事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 国民健康被保険者で、市町村民税が非課税世帯の要件に該当する者が入院した際に食事代及び一部負担金を減額するための認定証を交付する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先に「他の官公庁」を追加 |
| 214 | 特定疾病療養受療証交付事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 特定疾病対象者の届出者への受療証の交付。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先に「他の官公庁、民間」を追加「私人、他の実施機関から提供を受けて収集」を削除 |
| 215 | 高額療養費支給事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 高額療養費の支払対象となる医療を受けた者に対する高額療養費該当分の支払。国民健康保険法第57条の2。国民健康保険法施行令第29条の2 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先に「他の官公庁、民間」を追加「私人、他の実施機関から提供を受けて収集」を削除 |
| 216 | 高額療養費貸付事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 高額療養費の支払対象となる医療を受け、高額療養費が限度額を超えた分を被保険者に貸し付ける。霧島市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先に「他の官公庁、民間」を追加「私人、他の実施機関から提供を受けて収集」を削除 |
| 217 | 出産育児一時金・葬祭費の支給 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 国保被保険者の出産に対する出産育児一時金及び被保険者が死亡した場合その者の葬祭を行った者に対し葬祭費を支給。国民健康保険法第58条。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署名称 | 担当部名変更(市民環境部→保健福祉部) |
| 218 | 出産費資金貸付事務 | 生活環境部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 国保被保険者の出産に対する出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を払うための資金を貸し付ける。霧島市国民健康保険出産費資金貸付基金条例。 | H29.4.1 | H26.3.31 | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 220 | 療養費の支給事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 国保被保険者が被保険者証未提示で受けた費用及び柔道整復師、補装具等の給付などの費用の保険者支払。国民健康保険法第54条。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、要配慮個人情報の根拠法令、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)要配慮個人情報に根拠法令(国民健康保険法第54条)、個人情報の収集先に「民間」を追加 |
| 221 | 特別療養費の事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 被保険者資格証明書の交付を受けている者が医療機関等で療養を受けたときは、世帯主に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。国民健康保険法第54条の三 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先に「民間」を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|--------------------------------|-------------|-------------|----------------------|--|---------|---------------|---------------|-----------------------|---|
| 222 | 第三者行為求償事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 国保被保険者が事故等により医療機関で受診した場合、保険者が加害者に対し医療費を求償する。国民健康保険法第64条。国民健康保険法施行規則第32条の6。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先に「実施機関内」を追加 |
| 223 | レポート開示事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | レポート開示請求又は開示依頼における基本的事項を定め、円滑かつ適正な遂行に資する。霧島市国民健康保険及び老人保健診療報酬明細書等の開示に係る取扱い要領告示第91号。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先に「公共・公益団体」を追加 |
| 225 | 国保功労者表彰事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 国、県その他国保関係団体の表彰候補者を選定、推薦する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 226 | 退職被保険者等振替整理事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 遡及して退職被保険者等に該当になった者の過年度分の国税及び給付について、退職被保険者等振替整理簿を作成し一般被保険者分から退職被保険者等分へ振替える。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 227 | 医療費通知 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 医療費の適正化のため、被保険者に対しその医療費を通知する。2ヶ月ずつ年6回。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 228 | 高額医療費共同事業事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 高額な医療費の影響に対し財政基盤の強化を図るため、申請により高額医療費共同事業交付金を受ける。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 237 | 老人医療療養費等支給事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢者医療 | 老人保健医療受給者が作成した補装具等の費用、入院時の食事代、高額医療費等の支給。老人医療事務取扱細則第16条、16条の2、16条の3、16条の4 | H29.4.1 | H20.3.31 | | 組織改編に伴う担当部署の変更 | 担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 238 | 国分斎場使用許可に関する事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 施設施設 | 斎場使用者に事業運営のため使用料を徴収する。霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則第2条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名・課名・G名が変更(生活環境部衛生施設課施設管理G→市民環境部環境衛生課衛生施設G) |
| 239 | 肥料販売台帳 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 衛生施設 牧園・横川地区し尿処理場 | 普通肥料販売台帳 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名・課名・G名が変更(生活環境部衛生施設課施設管理G→市民環境部環境衛生課衛生施設G) |
| 248 | 生活保護決定事務 | 保健福祉部 | 生活福祉課 | 生活保護第1、第2、管理 | 生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 | H29.4.1 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報の項目 | 一般的取扱事項に「写真・肖像」、要配慮個人情報に追加項目「人種、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実、健康診断の結果、医師による指導・診療・調剤」あり |
| 249 | 介護扶助受給者における介護サービス利用資格者管理に関する事務 | 保健福祉部 | 生活福祉課 | 生活保護第1、第2、管理 | 介護扶助受給者が介護サービスを利用する際、国民健康保険団体連合会へ請求事務を委託するにあたり利用者の情報が必要になるため被保護者の利用資格状況を連絡する。 | H29.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項「個人番号」を削除 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|-----------------------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|-------------------|---|
| 250 | 児童手当法に基づく手当の受付、認定、支払事務 | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 子ども・子育て | 児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。児童手当法 | H17.11.7 | | | 外部結合 | 外部との電子結合「有」に変更 |
| 251 | 児童扶養手当認定事務 | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 子ども・子育て | 父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭等の生活の安定、自立促進並びに児童の健全育成を図ることを目的とする。(根拠法令:児童扶養手当法) | H29.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令、外部結合 | 要配慮個人情報に根拠法令(児童扶養手当法施行規則第1条)を追加、外部との電子結合を「有」に変更 |
| 252 | 特別児童扶養手当法に基づく手当の受付事務 | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 子ども・子育て | 身体や精神に中度以上の障害のある児童を監護している方に対し、手当を支給することで児童の健やかな成長に資することを目的としています。特別児童扶養手当法 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第36条、37条)を追加 |
| 254 | チャイルドシート貸出し事業 | 保健福祉部 | 子育て支援課 | こどもセンター | 子育て支援と児童の安全確保及びチャイルドシートの活用意識の高揚を目的とし、霧島市チャイルドシート貸出実施要綱に伴い、市民にチャイルドシートを貸し出す。 | H29.4.1 | | | 処理形態 | 処理形態に「パソコン処理」を追加 |
| 255 | 家庭児童相談事務 | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 子ども家庭支援室 | 家庭で子どもを養育するうえでの様々な悩み、心配ごとについて家庭相談員が相談・指導を行う。 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(児童福祉法)を追加 |
| 256 | DV防止に関する事務 | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 子ども家庭支援室 | 配偶者からの暴力を防止し、その被害者への支援を行う。 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)を追加 |
| 264 | 子育て短期支援事業 | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 子ども家庭支援室 | 一時的に児童の養育が困難となった場合及び緊急一時的に母子を保護することが必要となった場合に児童養護施設、母子生活支援施設または乳児院において一定期間、養育・保護を行うもの。 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の項目 | 要配慮個人情報「障害」を削除 |
| 265 | 助産施設・母子生活支援施設への入所措置に関する事務 | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 子ども家庭支援室 | 母子の生活を支援し、社会への自立を目指すため、支援や助言を行う。児童福祉法第22条、第23条 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(児童福祉法第56条第2項)を追加 |
| 275 | 障害児保育事業に関する事務 | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 保育・幼稚園 | 障害児の処遇の向上を図るため、障害児を受け入れている保育所に対し保育士の加配を行う。 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(子ども・子育て支援法)を追加 |
| 276 | 保育の実施(保育所入所申込書・保育所入所継続確認届・保育児童台帳) | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 保育・幼稚園 | 保育所入所事務、児童の家庭状況の把握(根拠法令:児童福祉法 第24条、霧島市条例施行規則 第2条) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(子ども・子育て支援法)を追加 |
| 286 | 利用者負担減免事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 介護保険 | 介護保険法の円滑な実施のための特別対策に基づく訪問介護を利用した際に利用者が支払う利用者負担の減額を図る。 | H29.4.1 | | | 担当部署の変更 | 業務見直しに伴い、担当グループ名を変更(長寿福祉G→介護保険G) |
| 287 | 家族介護慰労事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 長寿福祉 | 重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に慰労金を支給し、介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続、向上を図る。 | H28.4.1 | H29.3.31 | | 事務終了(予定)日のもれ | 事務終了(予定)日の追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|--------------------|-------------|-------------|-------------|---|---------|---------------|---------------|--------------|----------------------------------|
| 288 | 生活指導型ショートステイ事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 長寿福祉 | 基本的生活習慣が欠如している高齢者を、養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行い体調調整を図り、高齢者等の福祉の向上を図る。 | H28.4.1 | H29.3.31 | | 事務終了(予定)日のもれ | 事務終了(予定)日の追加 |
| 289 | 家族介護用品支給事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 長寿福祉 | 在宅高齢者等を介護している家族に対し、介護用品を支給することにより、在宅介護における身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続、向上を図る。 | H29.4.1 | | | 担当部署の変更 | 業務見直しに伴い、担当グループ名を変更(介護保険G→長寿福祉G) |
| 290 | 高齢者福祉手当支給事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 長寿福祉 | 本市に住所を有する在宅ねたきり高齢者、重度の認知症高齢者を長期にわたり介護している者に対し、福祉手当を支給し、その労をねぎらい福祉の増進並びに親族の扶養意識を高める。(霧島市高齢者福祉手当支給条例) | H29.4.1 | | | 担当部署の変更 | 業務見直しに伴い、担当グループ名変更(介護保険G→長寿福祉G) |
| 297 | 高齢者日常生活用具等給付事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 長寿福祉 | 要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、電磁調理器等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。(高齢者日常生活用具給付事業実施要綱) | H29.4.1 | | | 担当部署の変更 | 業務見直しに伴い、担当グループ名を変更(介護保険G→長寿福祉G) |
| 302 | 地域ケア会議 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 長寿福祉 | 介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者等を対象に、効果的な予防サービスの総合調整及び地域ケアの総合調整を行う。 | H28.4.1 | H29.3.31 | | 事務終了(予定)日のもれ | 事務終了(予定)日の追加 |
| 303 | 一次予防高齢者介護予防プラン作成事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 長寿福祉 | 要介護状態若しくは二次予防高齢者には該当しない一次予防高齢者が、適切な介護予防サービス等を利用できるよう支援する。 | H28.4.1 | H29.3.31 | | 事務終了(予定)日のもれ | 事務終了(予定)日の追加 |
| 304 | 短期集中型予防通所サービス事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 長寿福祉 | 要支援認定者、総合事業対象者に対し、高齢者向けトレーニングマンを使用した訓練によって、運動機能の低下を防止し、日常生活動作を改善するとともに、それに伴う行動の変容によって、生活の質の向上を図る。 | H29.4.1 | | | 事務の名称 | 事務の名称を変更(旧名称:パワーリハビリテーション事業) |
| 305 | 配食サービス活用事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 長寿福祉 | 在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送れるよう、配食サービスにかかるサービスを「食」の自立の観点から組み合わせて提供し、安否確認を行い在宅福祉の増進を図る。(霧島市保健福祉事業実施要綱) | H28.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項「職業・職歴」を削除 |
| 306 | 一次予防高齢者実態把握事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 長寿福祉 | 一次予防高齢者等の心身の状況及び家族等の状況の実態を把握するとともに介護のニーズ等の評価を行う。 | H28.4.1 | H29.3.31 | | 事務終了(予定)日のもれ | 事務終了(予定)日の追加 |
| 307 | 在宅介護支援センター運営事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 長寿福祉 | 在宅の要介護高齢者等の家族に対し、在宅介護の相談に応じ、介護等に関するニーズに対応し、保健・福祉サービスが受けられるよう関係機関との連絡調整をする。(霧島市在宅介護支援センター運営事業実施要綱) | H28.4.1 | H30.2.1 | | 事務終了(予定)日のもれ | 事務終了(予定)日の追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|--|-------------|--------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|------------------------------|--|
| 310 | 重度心身障害者医療費 助成事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福 祉課 | 障害福祉 | 重度心身障害者の健康の保持増進を図り、重度心身障害者の福祉の向上に資するため、重度心身障害者に医療費の助成を行う。霧島市重度心身障害者医療費助成条例(平成17年霧島市条例第157号) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報の根拠法令(霧島市重度心身障害者医療費助成条例第2条)の追加 |
| 311 | 障害者(児)補装具費及 び修理費給付事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福 祉課 | 障害福祉 | 障害者(児)が失われた部位や障害のある部分を補うため、その障害の状況に応じて補装具の購入費や修理費の給付を行う。(障害者総合支援法の適用) | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報の根拠法令、個人情報収集先 | 一般的取扱事項に「公的扶助受給」要配慮個人情報の根拠法令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条)、個人情報の収集先に「実施機関内」を追加 |
| 313 | 身体障害者等自動車免 許取得・自動車改造助成 事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福 祉課 | 障害福祉 | 身体障害者の自動車改造の経費や自動車免許取得費の一部を助成することにより、身体障害者の社会参加を促進する。(障害者総合支援法の適用) | H18.10.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令、個人情報の収集先 | 要配慮個人情報の根拠法令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条)、個人情報の収集先に「本人以外から収集：実施機関内」(所得状況)を追加 |
| 314 | 重度心身障害者福祉手 当支給事務 | 保健福祉部 | 長寿・障害福 祉課 | 障害福祉 | 重度の障害者(児)・災害遺児に対して、日常生活における負担軽減のため、手当を支給する。(霧島市福祉手当支給条例) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報の根拠法令(霧島市福祉手当支給条例)を追加 |
| 315 | 特別障害者手当等給付 事務 | 保健福祉部 | 長寿・障害福 祉課 | 障害福祉 | 重度の障害者(児)に対して、日常生活における負担軽減のため、手当を支給する。特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律) | H28.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令、個人情報の収集先 | 要配慮個人情報の根拠法令(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条、第26条の2)、個人情報の収集先に「実施機関内」(所得状況)を追加 |
| 316 | 心身障害者扶養共済事 務 | 保健福祉部 | 長寿・障害福 祉課 | 障害福祉 | 障害がある方を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のことがあった時に、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度の事務(県心身障害者扶養共済制度条例) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報の根拠法令(県心身障害者扶養共済制度条例第3条、4条)を追加 |
| 317 | 自立支援医療(更生医 療)事務 | 保健福祉部 | 長寿・障害福 祉課 | 障害福祉 | 身体障害者の障害を軽減して日常生活能力又は職業能力を回復・改善を図る。申請書等を受理し、県へ判定依頼。申請者に受給者証を交付。 | H28.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令、個人情報の収集先 | 要配慮個人情報の根拠法令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条)、個人情報の収集先に「実施機関内」(所得状況)を追加 |
| 318 | 身体障害者手帳関係事 務 | 保健福祉部 | 長寿・障害福 祉課 | 障害福祉 | 申請書等を受理し、身体障害者更生相談所へ進達。申請者に手帳を交付。(身体障害者福祉法) | H28.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報の根拠法令(身体障害者福祉法第15条)を追加 |
| 319 | 精神障害者保健福祉手 帳、自立支援医療(精神 通院公費)交付申請事務 | 保健福祉部 | 長寿・障害福 祉課 | 障害福祉 | 精神障害者(児)の経済的負担の軽減、社会復帰促進と自立、社会参加を図る。申請書等を受理し、県へ進達。申請者等に手帳と受給者証を交付。(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者総合支援法) | H28.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令、個人情報の収集先 | 要配慮個人情報の根拠法令(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条)を追加 個人情報の収集先の根拠法令を削除 |
| 321 | 障害者各種割引・減免事 務 | 保健福祉部 | 長寿・障害福 祉課 | 障害福祉 | 障害者への各種割引減免等に関連する事務(有料道路障害者割引、NHK放送受信料免除、自動車税減免申請にかかる証明事務) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(放送法第64条第2項、地方税法128条、162条、454条)を追加 |
| 322 | 知的障害者支援事務 | 保健福祉部 | 長寿・障害福 祉課 | 障害福祉 | 知的障害者福祉法に基づく援助と更生援護を実施し、対象者に療育手帳を交付する(療育手帳制度要綱) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報の根拠法令(知的障害者福祉法第9条第5項)を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|-----------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|------------------------------------|--|
| 326 | 介護給付適正化に関する事務 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 介護保険 | 介護保険制度の安定的な運営を確保するために、介護給付費や介護サービス利用の適正化を行う。概要については、適正なケアプランの確保と介護サービスの適正な利用の促進を図る。 | H28.4.1 | H30.3.31 | | 事務終了(予定)日のものれ | 事務終了(予定)日の追加 |
| 331 | 地域包括支援センターへの情報提供事務 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 長寿福祉 | 地域支援事業(新予防給付・二次予防高齢者施策)に際し必要なりすとを霧島市地域包括支援センターに提供する。 | H29.4.1 | H30.2.1 | | 事務終了(予定)日のものれ | 事務終了(予定)日の追加 |
| 338 | 予防接種健康被害調査委員会 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進 | 予防接種法に基づく予防接種により、健康被害を受けたと思われる人を、委員会で調査し救済する。 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(予防接種法第15条・第16条・第17条)を追加 |
| 341 | 結核予防事業 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進 | 結核予防法に基づき、65歳以上及び生後5ヶ月以上～1歳未満の住民に対して結核・肺がん検診、BCG予防接種の通知を出す際、又検診結果、接種履歴を保管することにより病歴を追跡できる | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報の項目・根拠法令 | 一般的取扱事項に「整理番号」を追加「家族状況」を削除、要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による指導・診療・調剤」根拠法令(予防接種法第5条の1、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2)を追加 |
| 352 | 母子訪問事業 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 母子保健法第11条、17条、19条 児童虐待防止法第5条 発達障害者支援法第5条 | H26.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「整理番号、運動能力」を追加 |
| 353 | 母子健診 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 対象者に通知し、集団で実施する。必要に応じ、保健指導や子育て支援情報を保護者に提供する。母子保健法第12条・13条 児童虐待防止法第5条 発達障害者支援法第5条 | H28.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(母子保健法第12条、第13条、児童虐待防止法第5条、発達障害者支援法第5条)を追加 |
| 354 | 妊婦健診・乳幼児健診(医療機関委託に限る) | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進 | 母子健康手帳交付時に受診券を交付し、各自で医療機関で受診してもらい、委託先の医師会等から結果が帰ってくる。母子保健法第13条、児童虐待防止法第5条、発達障害者支援法第5条 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の項目・根拠法令、個人情報の収集先、記録形態、処理形態 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果」根拠法令(母子保健法第13条、児童虐待防止法第5条、発達障害者支援法第5条)、個人情報の収集先に「本人から収集」記録形態に「磁気テープ・ディスク等」処理形態に「パソコン処理、手処理」を追加 |
| 355 | 母子保健推進員活動 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 霧島市母子保健推進員会規約により市長が委嘱した者:事業内容(1)母子保健に関する企画及びその実施(2)母子保健の活動等 | H26.4.1 | | | 事務区分の変更 | 事務区分を「共通」に変更 |
| 358 | 乳幼児育児相談 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 乳幼児育児相談:身体計測、保健、栄養、歯科、母乳相談を行う。心理相談:予約により臨床心理士が専門的な相談に応じる。 | H29.4.1 | | | 担当部署の変更 | 担当部署を変更(健康増進課→すこやか保健センター) |
| 359 | 保育園等巡回相談 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 母子保健法第12条、17条 児童虐待防止法第5条 発達障害者支援法第5条 | H23.4.1 | H28.3.31 | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課を変更(健康増進課→すこやか保健センター) |
| 360 | 親子教室 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 発達に不安のある乳幼児の保護者の育児不安や悩みを軽減し、幼児の経過観察や相談の場としている。内容は自由遊び、課題遊び、個別相談。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(健康増進課→すこやか保健センター) |
| 363 | 多胎児育児教室 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 毎月1回、ふたご・みつごの母親がこどもセンターに集まり、情報交換等を行っており、その活動を後方支援している。 | H29.4.1 | H27.3.31 | | 担当部署の変更 | 健康増進課→すこやか保健センター |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|-----------------------|-------------|----------------|-------------|---|----------|---------------|---------------|--------------------|---|
| 364 | ダウン症親の会 | 保健福祉部 | すこやか保 健センター | 地域保健 | ダウン症の子どもを持つ保護者がお互いの情報交換や憩いの場として交流するのを後方支援している。 | H29.4.1 | H27.3.31 | | 担当部署の変更 | 健康増進課→すこやか保健センター |
| 366 | 報償費管理 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進 | 健診の従事者の記録及び支払をするのに管理登録をしている。 | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「整理番号」を追加 |
| 367 | 健康相談 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進 | 市民に対し健康に関する正しい知識を習得してもらう。各保健センター等において、気軽にかつ幅広く相談できる窓口を平日に開設し、相談者やその家族等に対して心身の健康に関する指導、助言を行う。(健康増進法第17条の1) | H18.6.16 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報の項目 | 一般的取扱事項「職業・職歴」「公的扶助受給」「傷病歴」「婚姻」情報の追加、要配慮個人情報「障害」「健康診断等の結果」根拠法令(健康増進法第17条の1)追加 |
| 368 | 訪問指導 | 保健福祉部 | すこやか保 健センター | 地域保健 | 訪問指導はその心身の状況、その置かれている環境等に照らして療育上保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導とする。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(健康増進課→すこやか保健センター) |
| 369 | 健康手帳交付事務事業 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進 | 健康診査の記録その他健康の保持のため必要な事項を記載するものとし、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため交付する。(健康増進法第17条第1項) | H17.11.7 | | | 処理形態 | 処理形態に「手処理」を追加 健康手帳の在庫がなくなった時点で廃止手続予定 |
| 370 | 生活習慣病予防健診 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進 | 生活習慣病予防に着目した健康診査及び当該診査に基づく保健指導を行う(健康増進法第19条の2) | H20.4.1 | | | 要配慮個人情報の項目・根拠法令 | 要配慮個人情報に「障害、健康診断等の結果、医師による指導・診療・調剤」根拠法令(健康増進法第19条の2)を追加 |
| 374 | 霧島市立医師会医療センター管理運営委員会 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 市立病院管理 | 病院事業の健全な運営を確保するため、収支予算・決算に関する審議を行う。 | H23.4.1 | | | 処理形態 | 処理形態に「パソコン処理」を追加 |
| 399 | 鳥類飼養者調査 | 農林水産部 | 農政畜産課 | 畜産 | 高原病性鳥インフルエンザに係る鳥類飼養者の調査に係る事務(家畜伝染病予防法) | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項「性別」を削除 |
| 418 | 保安林台帳 | 農林水産部 | 林務水産課 | 森林土木 | 森林法第39条の2(森林法施行規則第22条の18)に基づき、保安林指定による追加修正を鹿児島県が行う。市町村にあるのはその副本。保安林管理のための内部的な台帳であるので市町村での閲覧はできない。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当グループ名の変更(森林整備G→森林土木G) |
| 421 | 事業用地の取得に係る土地等の不動産登記事務 | 農林水産部 | 林務水産課 | 森林土木 | 事業用地の取得に係る不動産登記を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当グループ名を変更(森林整備G→森林土木G) |
| 422 | 公共事業等の計画策定に伴う受益者等調査事務 | 農林水産部 | 林務水産課 | 森林土木 | 事業計画策定のため、受益者等の調査、同意の形成を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当グループ名を変更(森林整備G→森林土木G) |
| 423 | 事業用地の取得に係る土地等の契約事務 | 農林水産部 | 林務水産課 | 森林土木 | 事業に必要な用地の取得に係る土地売買及び物件補償等の契約書 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当グループ名を変更(森林整備G→森林土木G) |
| 424 | 工事請負及び委託業務の契約に関する事務 | 農林水産部 | 林務水産課 | 森林土木 | 工事請負及び契約に関して、技術者等の書類提出が必要である。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当グループ名を変更(森林整備G→森林土木G) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|-----------------------------------|-------------|-------------|----------------|---|----------|---------------|---------------|----------------------|---|
| 425 | 事業分担金徴収事務 | 農林水産部 | 林務水産課 | 森林土木 | 事業に伴い分担金を受益者から徴収を必要とする事務 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当グループ名を変更(森林整備G→森林土木G) |
| 449 | 消費生活相談事務 | 商工観光部 | 商工振興課 | 商工観光政策 | 消費者相談窓口を設置しており、相談者の相談内容を記録している。 | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に当初から取扱いがあったが、今まで報告が漏れていたものを追加登録 |
| 489 | 市営住宅の建築及び建て替えに係る総合調整に関すること。 | 建設部 | 建築住宅課 | 建築第1・第2 | 地域における様々な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法、第7条により地域住宅計画を国土交通大臣に提出するように定められている。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、グループ名を変更(建築G→建築第1・第2G) |
| 490 | 建築確認申請等の受付、進達事務 | 建設部 | 建築指導課 | 建築指導 | 建築基準法による建築確認申請等の受付、進達事務。進達書作成の為関係する情報をパソコンに入力している。進達書、建築計画概要書を永久保存資料として保管している。建築基準法第6条 | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「印影」を追加 |
| 495 | 都市計画の決定や変更の事務 | 建設部 | 都市計画課 | 都市計画 | 都市計画の決定及び変更について、内容の説明会や公聴会、また、図書の縦覧を行う。 | H27.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「生年月日等」「職業・職歴」を追加 |
| 500 | 屋外広告物許可事務 | 建設部 | 都市計画課 | 都市計画 | 県よりの権限移譲のあった事務で、屋外広告物の許可申請及び更新に関する事務。(屋外広告物法、鹿児島県屋外広告物条例) | H27.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「印影」「資格」を追加 |
| 502 | 国分駅前自転車駐車場の放置自転車処分国分駅・隼人駅自転車駐車場管理 | 建設部 | 都市計画課 | 都市計画 | 国分駅隼人駅前駐輪場のスペース確保のため放置自転車の整理及び処理 | H27.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項「整理番号」を削除 |
| 513 | 開発行為の協議、指導、審査、承認及び検査に関する事務 | 建設部 | 都市計画課 | 都市計画 | 開発面積1000㎡以上に対し、開発者より、土地利用協議書を受理、協議、審査のうえ、関係各課の意見徴収後、承認、工事完了検査を実施する。 ※国土利用計画法第10条に基づく市独自の要綱 | H27.4.1 | | | 一般的取扱事項、外部提供 | 一般的取扱事項に「資格」を追加、外部提供「有」に変更 |
| 515 | 公有地拡大推進法に基づく土地譲渡の届出に関する事務 | 建設部 | 都市計画課 | 都市計画 | 都市計画区域内の10000㎡以上の土地を譲渡する届出があった場合、公有地拡大推進法第4条第1項に基づく届出書を受理、審査し、県及び地方公共団体等の意見を集約の上、届出者等へ通知する。 | H27.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項「職業・職歴」を削除 |
| 516 | 公有地拡大推進法に基づく土地の買取希望の届出に関する事務 | 建設部 | 都市計画課 | 都市計画 | 都市計画区域内で200㎡以上の土地を買取希望の届出があった場合、公有地拡大推進法第5条第1項に基づく届出書を受理、審査し、県及び地方公共団体等の意見を集約の上、届出者等へ通知する。 | H27.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項「職業・職歴」「取引状況」を削除 |
| 517 | 仮換地指定等事務 | 建設部 | 区画整理課 | 業務第1、業務第2、業務第3 | 土地区画整理法の規定により、仮換地指定通知・変更通知・取消通知・使用収益開始通知等で通知する業務 | H28.4.1 | H34.3.31 | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「資産状況」を追加 |
| 522 | 土地区画整理法第76条の許可業務 | 建設部 | 区画整理課 | 業務第1、業務第2、業務第3 | 区画整理区域内に建築物新築等を行う場合、土地区画整理事業の障害となる建築行為防止のため土地区画整理法第76条第1項の規定により許可を行う業務。 | H28.4.1 | H34.3.31 | H44.3.31 | 廃止(抹消)予定日の設定、一般的取扱事項 | 一般的取扱事項「居住状況」を削除 廃止(抹消)予定日を設ける |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|----------------------------|---|
| 525 | 都市再生住宅関連事務 | 建設部 | 区画整理課 | 業務第1 | 都市再生住宅の入居受付、住宅使用料等徴収の事務手続き | H28.4.1 | H33.3.31 | | 事務終了(予定)日の変更、要配慮個人情報の根拠法令 | 事務終了(予定)日を平成31年から平成33年に変更、要配慮個人情報の根拠法令(霧島市都市再生住宅の設置及び管理に関する条例)の追加 |
| 559 | 建設工事等入札参加資格審査事務 | 総務部 | 工事契約検査課 | 入札契約 | 目的:適正な入札の執行 概要:霧島市建設工事等入札資格の参加資格の制定と参加資格の審査(根拠法令:霧島市建設工事等入札参加資格審査要綱、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項) | H18.4.1 | | | 個人情報の収集先、一般的取扱事項、記録形態、処理形態 | 個人情報の収集先の変更(本人以外からの収集あり→なし)、一般的取扱事項に「性別」記録形態に「文書」処理形態に「手処理」を追加 |
| 560 | 市が発注する簡易な修繕等の工事に係る随意契約参加資格審査事務 | 総務部 | 工事契約検査課 | 入札契約 | 目的:建設業法第3条の資格を必要としない建設業者保護のため 概要:予定価格が130万円未満の建設工事に係る随意契約参加資格の申請 | H25.4.1 | | | 一般的取扱事項、記録形態、処理形態 | 一般的取扱事項に「性別」記録形態に「磁気テープ・ディスク等」処理形態に「手処理」を追加 |
| 602 | 液化石油ガス法に基づく意見書の交付に関する業務 | 消防局 | 予防課 | 危険物係 | 液化石油ガス法に基づく審査、意見書の交付を目的とする。 | H17.11.7 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「民間」を追加 |
| 603 | 法令等違反処理に関する業務 | 消防局 | 予防課 | 危険物係 | 関係法令等に違反している危険物施設の是正を目的とする。 | H17.11.7 | | | 個人情報の収集先、記録形態、処理形態 | 個人情報の収集先に「他の官公庁」、「民間」を追加、記録形態に「磁気テープ・ディスク等」、処理形態に「パソコン処理」を追加 |
| 675 | 債権者管理事務 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道政策 | 水道事業会計及び工業用水道事業会計の債務支払対象者たる債権者情報を管理する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部) |
| 676 | 支払経理事務 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道政策 | 水道事業会計及び工業用水道事業会計での支出負担行為・支出命令・支出振替等の支出経理事務。企業会計システムで管理し、各伝票類への氏名等出力をおこなう。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部) |
| 677 | 収入経理事務 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道政策 | 水道事業会計及び工業用水道事業会計での収入調定・収入振替等の収入経理事務。企業会計システムで管理し、各伝票類に氏名の出力をおこなう。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部) |
| 678 | 事故処理事務 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道政策 | 水道工務課・水道管理課内での交通事故等の処理事務(保険請求等)をおこなう。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部) |
| 679 | 水道使用の開始・中止・変更の受付 ※給水条例20条 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道業務 | 水道使用の開始・中止・変更はほぼ電話での受付であり、水栓住所の確認、名前と電話番号、また、連絡が取れなくなることを防ぐため実家の住所まで伺っている。少数ながらインターネットでの受付も行っている。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、事務の廃止 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部)H30.4.1～窓口業務等包括的業務委託へ移行、個人情報の取扱いは継続 |
| 680 | 水道料金の口座振替申込 ※給水条例32条 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道業務 | 水道料金の納付方法に口座振替がある。お客様に口座申込書を提出していただき、その情報を電算端末に入力し管理している。申込書は鍵付きの棚に保管している。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部)H30.4.1～窓口業務等包括的業務委託へ移行、個人情報の取扱いは継続 |
| 681 | 水道料金納付書の発行 ※給水条例第32条 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道業務 | 水道料金の納付方法に納付書での支払いがある。毎月はじめに一括して発送し、お客様からの要望があれば随時発送する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部)H30.4.1～窓口業務等包括的業務委託へ移行、個人情報の取扱いは継続 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|-----|-----------------------------|-------------|-------------|-------------|---|---------|---------------|---------------|--------------|---|
| 682 | 水道料金の口座振替処理 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道業務 | 水道料金の口座振替は毎月2回(通常・再)あり、各金融機関へ記録メディアでデータの受け渡しを行っている。振替結果は帳票として鍵付きの棚に保管している。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部)H30.4.1～窓口業務等包括的業務委託へ移行、個人情報の取扱いは継続 |
| 683 | 水道料金の未納管理 ※給水条例25、32条 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道業務 | 1ヶ月の未納者に対して督促状、3ヶ月以上の未納者に対しては予告書を送付したうえで給水停止を行っている。未納者の情報は、データとして電算端末に入力し、帳票等は鍵付の棚に保管している。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部)H30.4.1～窓口業務等包括的業務委託へ移行、個人情報の取扱いは継続 |
| 684 | 不納欠損 ※会計規程24条 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道業務 | 水道料金の債権は2年で時効消滅であり、徴収できなくなった場合に収入欠損として収入予定から除外する会計上の手続きを行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部)H30.4.1～窓口業務等包括的業務委託へ移行、個人情報の取扱いは継続 |
| 685 | 水道料金の還付・充当 ※給水条例26条 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道業務 | 水道料金を二重払い又は過誤納されたお客様に対して通知したうえで還付・充当を行う。口座への還付しか行っていないためお客様の口座番号が必要となる。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部)H30.4.1～窓口業務等包括的業務委託へ移行、個人情報の取扱いは継続 |
| 686 | 水道料金納付書の収納事務 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道業務 | 納付書での収納は郵便局・金融機関等の窓口で受付し上下水道部水道管理課窓口でとりまとめを行う。全ての納付書を集計し、OCRで読み込んで電算端末にて消し込みを行う。消し込み後の納付書は棚に保管している。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部)H30.4.1～窓口業務等包括的業務委託へ移行、個人情報の取扱いは継続 |
| 687 | 加入金・手数料等の収納事務 ※給水条例33、34条 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道業務 | 水道事業運営のため、新たに給水を受ける者に口径別に負担金、その他施設に関する工事検査・設計審査・申請書等の手数料を徴収する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部)H30.4.1～窓口業務等包括的業務委託へ移行、個人情報の取扱いは継続 |
| 688 | 水道料金のコンビニ収納結果 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道業務 | 水道料金の納付方法にコンビニ支払いがある。納入結果が毎日メールで送られてきて、帳票に出力している。支払い済みの納付書は各コンビニで保管している。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部)コンビニに保管した納付書の保管期限、廃棄方法は別に定める(原則5年以上保管、溶解又は焼却処分) |
| 689 | 水道メーターの検針 ※給水条例18、19、27、28条 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道業務 | 水道メーターの検針は毎月1回行っており、使用者へ検針状況を配布している。また、検針員へ委託しており、データの受け渡しはハンディミナルを用いている。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部)H30.4.1～窓口業務等包括的業務委託へ移行、個人情報の取扱いは継続 |
| 690 | 異常水量・漏水調査 ※給水条例28条 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道業務 | 水道使用者の正確な水道使用量を確定するため、毎月1回行う検針結果をもとに、前月より極端に水量が違う場合又は漏水があった場合リストを出力し、現地に訪問して調査を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部)H30.4.1～窓口業務等包括的業務委託へ移行、個人情報の取扱いは継続 |
| 691 | 例月監査・決算資料等の作成 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道業務 | 例月監査の提出書類(月計表、還付台帳、調定簿、充当決議書、異動決議書、調定集計表)および決算資料(不納欠損台帳、月計表、調定簿)は帳票として出力し、提出後鍵付きの棚に保管している。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部)H30.4.1～窓口業務等包括的業務委託へ移行、個人情報の取扱いは継続 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--------------------------|-------------|-------------|----------------|---|----------|---------------|---------------|----------------------|---|
| 692 | 電算端末の利用 | 上下水道部 | 水道管理課 | 水道業務 | 水道使用者の情報検索、納付状況、調定・検針情報等すべてにおいて電算端末で管理している。バックアップデータは毎日1回外付けHDDに保存し金庫に保管している。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名を変更(水道部→上下水道部)H30.4.1～窓口業務等包括的業務委託へ移行、個人情報の取扱いは継続 |
| 725 | 学校給食運営審議会 | 教育委員会 | 学校給食課 | 学校給食管理 | 学校給食に関し、食育の推進、地域の特徴を生かした学校給食の実施等を図る。 | H26.4.1 | | | 一般的取扱事項、個人情報の収集 | 一般的取扱事項に「電話番号」「職業・職歴」「地位」個人情報の収集先「本人から収集」を追加 |
| 788 | きりしま美術展 | 市民環境部 | スポーツ・文化振興課 | 芸術文化 | 地域の美術に対する関心を高め、芸術文化(美術)の向上・振興を目指し絵画を募り展覧会を開催する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(教育委員会文化振興課→市民環境部スポーツ・文化振興課)一般的取扱事項「成績・評価、賞罰」を削除 |
| 790 | きりしまフォトコンテスト | 市民環境部 | スポーツ・文化振興課 | 芸術文化 | 市の芸術文化の向上・振興を目指し、写真展を開催する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(教育委員会文化振興課→市民環境部スポーツ・文化振興課)一般的取扱事項に「整理番号」を追加「成績・評価、賞罰」を削除 |
| 794 | 市民ギャラリー・エントランスホール 貸し出し事務 | 教育部 | 社会教育課 | 学習支援 | 芸術作品の発表の機会、及び、芸術作品に触れる機会を提供し、地域の芸術文化の興隆を図る。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(市民環境部スポーツ・文化振興課→教育部社会教育課) |
| 1823 | 底地証明 | 建設部 | 区画整理課 | 業務第1、業務第2、業務第3 | 表示登記申請の必要書類 | H28.4.1 | H34.3.31 | H39.3.31 | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「資産状況」を追加 |
| 1830 | 公共用地取得による買収業務 | 建設部 | 区画整理課 | 業務第1、業務第2、業務第3 | 区画整理事業の公共用地として取得する。 | H28.4.1 | H34.3.31 | | 一般的取扱事項、個人情報の収集先 | 一般的取扱事項に「資産状況」を追加「本籍・国籍」を削除 個人情報の収集先に「本人から収集」を追加 |
| 1915 | 国民健康保険短期被保険者証交付事務 | 溝辺総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 相互扶助の精神にかんがみ、短期被保険者証を交付することにより、納税相談の機会を増やし、国民健康保険税の滞納を是正し、税負担の公平を図る。霧島市国民健康保険短期被保険者証交付事務取扱要領告示第90号。 | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項 経済・状況に「その他(国保税滞納の有無)」を追加 |
| 1917 | マル遠・マル学被保険者証の交付 | 溝辺総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | マル遠・マル学被保険者証の交付。国民健康保険法第116条・116条の2 | H17.11.7 | | | 個人情報の収集先の根拠法令 | 個人情報の収集先に根拠法令(国民健康保険法第113条の2、第116条の3)を追加 |
| 1927 | 療養費の支給事務 | 溝辺総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国保被保険者が被保険者証未提示で受けた費用及び柔道整復師、補装具等の給付などの費用の保険者支払。国民健康保険法第54条。 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(国民健康保険法第54条)を追加 |
| 2013 | 認定農業者制度 | 溝辺総合支所 | 産業建設課 | 産業振興 | 意識と能力のあるプロの農業経営者を育成する目的で、経営規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための計画を市町村の基本構想に照らして設定する。 | H27.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「所得・収入」、「資産状況」、「口座番号等」、「家族状況」を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|---------------------------------------|----------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|------------------|--|
| 2104 | 霧島市文化協会溝辺支 部の事務局 | 溝辺総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 溝辺支部の各文化団体の相互連絡をはかり、研鑽の機会をつ くと共に、地域文化の向上発展に寄与することを目的とする。ま た、県文化協会に加盟しているため、県協会の事務局との連携。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名変更(溝辺教育振興 課→溝辺地域振興課) |
| 2105 | 溝辺公民館運営審議会 開催事務 | 教育委員会 溝辺出張所 | 教育振興課 | 教育 | 任期2年の公民館運営審議会委員の推薦と溝辺公民館の運営 及び状況について審議会を開催し、審議する。公民館関係の研 修会に参加する。社会教育法 霧島市公民館運営審議会に關する 条例 | H30.4.1 | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年度から本庁社会教育課で事務を集約 |
| 2110 | 溝辺文化祭舞台発表プロ グラム作成及び、作品展示 名簿作成事務 | 溝辺総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 溝辺文化祭の開催に当たり、舞台発表における出演者と作品展 示における出展者の把握のため。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(溝辺教育振興 課→溝辺地域振興課) |
| 2115 | スポーツ推進委員に關する 事務 | 溝辺総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | スポーツ基本法の規定に基づく委員。住民へスポーツ活動の指導や 助言等をし、スポーツの推進を図る。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(溝辺教育振興 課→溝辺地域振興課) |
| 2121 | 溝辺地区駅伝大会に關する 事務 | 溝辺総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 駅伝競走を通じ、地域社会の体育振興と地域住民のスポーツへの 関心を高めるとともに、体力の向上を図る。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(溝辺教育振興 課→溝辺地域振興課) |
| 2122 | 溝辺地区自治公民館対 抗球技大会に關する事務 | 溝辺総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 大会を通して自治公民館の交流を図り、更に心身ともに健康な 人づくりと社会参加の輪を広げ、併せてぬくもりに満ちたふるさと づくりを推進する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(溝辺教育振興 課→溝辺地域振興課) |
| 2123 | 学校給食 | 教育委員会 | 学校給食課 | 学校給食管 理 | 児童、生徒・園児・職員に対して、安全でおいしい給食を提供す ること。 | H26.4.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先の根拠法令(学校給食法第3 条第1項)を変更 |
| 2128 | 各種指定統計調査事務 | 横川総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 総務大臣が指定し、その旨を公示した統計を作成するために実施 される統計調査。 | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「電話番号、生年月日等」を追加 |
| 2134 | 苦情処理関係事務 | 横川総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 職員及び臨時職員に対する外部からの苦情、当該苦情に対する 調査 | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「電話番号、住所」を追加 |
| 2137 | 行方不明捜索事務 | 横川総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 行方不明者の捜索に關する事務 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の項目 | 要配慮個人情報「障害」を削除 |
| 2140 | 被災者報告事務 | 横川総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 災害時の被災者を本庁に報告する | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の項目 | 要配慮個人情報「障害」を削除 |
| 2143 | 防災行政無線に關する事 務 | 横川総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 防災行政無線(戸別受信機)の貸与又は修繕等 | | H29.3.31 | | 事務終了(予定)日のも れ | 事務終了(予定)日の追加 |
| 2155 | 土地建物貸付徴収事務 | 横川総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 市有土地・建物の徴収事務 | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項「健康状態、容姿、写真・肖像」要 配慮個人情報「障害」を削除 |
| 2156 | 巡回バス路線延長実態調 査事務 | 横川総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 巡回バス路線延長要望があった際の、乗降車等実態を把握する ための事務 | H18.4.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「本人から収集」を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|---------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|------------------------|--|
| 2157 | 巡回バス臨時便運行実態調査事務 | 横川総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | テスト期間中等学校が早く終わる際に、学校側からの要望で、巡回バス臨時便を運行しているが、その対象者の実地調査 | | | | 事務終了(予定)日の取消し | 事務終了(予定)日を削除 |
| 2161 | 地域審議会運営事務 | 横川総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | 地域審議会に関する事務全般(市町村の合併の特例による法律第5条の4) | | H28.3.31 | | 事務終了(予定)日のもれ | 事務終了(予定)日を追加 |
| 2165 | 地域振興補助金交付事務 | 横川総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | 自治会・地区自治公民館の地域振興事業に対する補助金交付事務 | | | | 事務終了(予定)日の取消し | 事務終了(予定)日の削除 |
| 2166 | まちづくり支援事業 | 横川総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | 地区自治公民館のまちづくり計画の実現に対する補助金交付事務 | | | | 事務終了(予定)日の取消し | 事務終了(予定)日を削除 |
| 2171 | 自治会長管理事務 | 横川総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | 行政事務委託、各種補助金申請時務等を円滑に行うため、各自治会長を一覧にして管理。 | | | | 事務終了(予定)日の取消し | 事務終了(予定)日を削除 |
| 2181 | 相続人代表者指定に関する事務 | 横川総合支所 | 地域振興課 | 税務 | 納税義務者が賦課期日において死亡しているとき、若しくは法人が消滅しているときは、相続人等の代表者を選任する業務を行う。(地方税法第9条の2) | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「生年月日等、その他」記録形態に「磁気テープ・ディスク等」を追加 |
| 2183 | 軽自動車税に関する業務 | 横川総合支所 | 地域振興課 | 税務 | 軽自動車の登録・廃車の手続きを行う。納税証明書を発行する。(地方税法第20条の10) 課税免除対象者の審査を行う(霧島市税条例第81条) | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項、個人情報の収集に係る根拠法令 | 一般的取扱事項に「電話番号、口座番号等、写真・肖像」個人情報の収集先に根拠法令(霧島市税条例第81条)を追加 |
| 2184 | 納付管理(宛名)及び住民登録外管理事務 | 横川総合支所 | 地域振興課 | 税務 | 納税通知書、納付書、催促状等を送付する為に住民登録地外に居住している者の送付先を設定し管理している。また、納税の為に納税管理人等を設定する。 | H28.1.1 | | | 個人情報の収集先の根拠法令、処理形態 | 個人情報の収集先に根拠法令(国税徴収法第141条、第146条の2、地方税法第20条の11)、処理形態に「パソコン処理」を追加 |
| 2186 | 市税の徴収事務 | 横川総合支所 | 地域振興課 | 税務 | 市税の納入状況を確認し、滞納者に対し、分納誓約の作成や納付書の再発行を行う。納入状況が滞っている場合には、訪問により納税を促す。(地方税法第13条) | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項、個人情報の収集 | 一般的取扱事項に「電話番号、職業・職歴、家族状況、親族・続柄、婚姻、居住状況」個人情報の収集先に「民間、私人」を追加 |
| 2187 | 市税の口座振替に関する事務 | 横川総合支所 | 地域振興課 | 税務 | 納税義務者の利便性及び収納事務の迅速化を図るため、口座振替の指導・推進を行う。(地方税法施行令第155条、霧島市財務規則第79条) | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「電話番号」を追加 |
| 2188 | 固定資産税の減免事務 | 横川総合支所 | 地域振興課 | 税務 | 固定資産税の減免に関する業務を行う(地方税法第367条、霧島市税条例第71条、霧島市税の課税免除及び減免に関する規則第3条) | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項「性別、生年月日等」を削除 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|---|----------|---------------|---------------|--------------------------------------|--|
| 2440 | 自治会長名簿 | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 自治会長等文書発送 | H18.4.1 | | | 一般的取扱事項、個人 情報の収集先、記録形 態 | 一般的取扱事項に「地位、団体加入状況」個人情 報の収集先に「本人以外から収集(私人)」記録形 態に「磁気テープ・ディスク等」を追加 外部提供 「有」に変更 |
| 2446 | 行方不明捜索事務 | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 行方不明者の捜索に関する事務 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の項目 | 要配慮個人情報「障害」を削除 |
| 2448 | 被災者報告事務 | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 災害時の被災者を本庁に報告する | H27.4.1 | | | 要配慮個人情報の項目 | 要配慮個人情報「障害」を削除 |
| 2458 | 地区自治公民館長・自治 会長名簿 | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 年度ごとの地区自治公民館長・自治会長名簿の作成 | H17.11.7 | | | 外部提供、一般的取扱 事項、個人情報の収集 先、事務処理委託 | 外部提供「有」に変更 一般的取扱事項「地位、団 体加入状況」、個人情報の収集先「私人」、事務処 理委託「有」 |
| 2459 | 行政事務委託料の支払 事務 | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 地区自治公民館長・自治会長へ委託している行政事務の年3回 の委託料の支払い | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項、処理 形態 | 一般的取扱事項に「団体加入状況」を追加「生年 月日等」を削除 処理形態「手処理」を削除 |
| 2460 | 地域まちづくり支援事業 | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 地区自治公民館より提出された申請に対する審査及び補助金 の交付。 | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項、記録 形態、処理形態、事務処 理委託 | 一般的取扱事項に「地位」記録形態「文書」処理形 態「パソコン処理」外部との電子結合、事務処理委 託「無」を追加 |
| 2462 | 自治会加入・脱退管理事 務 | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 自治会に加入している世帯数や人口を把握するため自治会会員 の加入・脱退状況を管理している。 | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項、記録 形態、処理形態、事務処 理委託 | 一般的取扱事項に「団体加入状況」記録形態に 「磁気テープ・ディスク等」を追加 処理形態の「パ ソコン処理」事務処理委託を「有」へ変更 |
| 2506 | 国民健康保険被保険者 資格異動処理事務 | 牧園総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国民健康保険被保険者資格の取得及び喪失事務。国民健康保 険法第8条・9条・21条 | H29.1.1 | | | 一般的取扱事項、個人 情報の収集先 | 一般的取扱事項に「資格」個人情報の収集先に 「民間」を追加 |
| 2507 | マル遠・マル学被保険者証 の交付 | 牧園総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | マル遠・マル学被保険者証の交付。国民健康保険法第116条・116 条の2 | H29.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「民間」を追加、根拠法令(国 民健康保険法第113条の2、第116条の3)を追加 |
| 2508 | 国民健康保険限度額適 用及び減額認定証交付 事務 | 牧園総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国民健康被保険者で、市町村民税が非課税世帯の要件に該当 する者が入院した際に食事代及び一部負担金を減額するための 認定証を交付する。 | H29.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「他の官公庁」を追加 |
| 2509 | 高額療養費貸付事務 | 牧園総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 高額療養費の支払対象となる医療を受け、高額療養費が限度額 を超えた分を被保険者に貸し付ける。霧島市国民健康保険高額 療養資金貸付基金条例施行規則。 | H29.4.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「他の実施機関、民間」を追 加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|------------------------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|--|---|
| 2510 | 高額療養費支給事務 | 牧園総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 高額療養費の支払対象となる医療を受けた者に対する高額療養費該当分の支払。国民健康保険法第57条の2。国民健康保険法施行令第29条の2 | H29.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「民間」を追加 |
| 2511 | 国民健康保険被保険者 資格証明書の交付 | 牧園総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国保税の滞納者に関する取り扱いに関し、必要な手続及び処理基準により資格証明書を交付する。国法第9条・第54条の三、霧島市国保被保険者資格証明書の交付及び保険給付の差止め等に関する要領告示第89号。 | H29.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先「私人」を削除 |
| 2512 | 出産育児一時金・葬祭費 の支給 | 牧園総合支 所 | 市民福祉課 | 市民生活 | 国保被保険者の出産に対する出産育児一時金及び被保険者が死亡した場合その者の葬祭を行った者に対し葬祭費を支給。国民健康保険法第58条。 | H17.11.7 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「公共・公益団体、民間」を追加 |
| 2516 | 前期高齢者基準収入額 適用、負担区分変更事務 | 牧園総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 所得、世帯構成等の変更により負担区分が変更になる前期高齢者に対し、新受給者証等を交付する。国民健康保険法施行規則第7条の4 | H29.4.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「他の官公庁」を追加 |
| 2520 | 特定疾病療養受療証交 付事務 | 牧園総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 特定疾病対象者の届出者への受療証の交付 | H29.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「民間」を追加 |
| 2522 | 国民健康保険証再交付 事務 | 牧園総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国民健康保険被保険者証の再交付。国民健康保険法施行規則第2条。 | H29.4.1 | | | 事務の名称 | 事務の名称を変更(交付・再交付→再交付) |
| 2523 | 療養費の支給事務 | 牧園総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国保被保険者が被保険者証未提示で受けた費用及び柔道整復師、補装具等の給付などの費用の保険者支払。国民健康保険法第54条。 | H29.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠 法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(国民健康保険法第54条)を追加 |
| 2570 | 精神保健福祉手帳交付 及び自立支援医療(精神 通院)事務 | 牧園総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 精神障害者に手帳交付や精神通院費の軽減を行い、社会復帰・参加の促進を図る。【根拠】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・障害者自立支援法 | H26.4.1 | | | 一般的取扱事項、要配 慮個人情報の根拠法令 | 一般的取扱事項に「個人番号」を追加、要配慮個人情報の収集先に根拠法令(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条)を追加 |
| 2575 | 重度心身障害者医療費 助成事業 | 牧園総合支 所 | 市民福祉課 | 保健福祉 | 重度心身障害者(児)の健康の保持増進や福祉の向上に資するために医療費助成を行う事務。【根拠】霧島市重度心身障害者医療費助成条例 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠 法令 | 要配慮個人情報の根拠法令(霧島市重度心身障害者医療費助成条例第2条)の追加 |
| 2720 | スポーツ推進委員関係 | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 市のスポーツ振興のため、住民に対しスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行う。スポーツ基本法。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、一般的取扱事項、記 録形態、処理形態、外部 結合、事務処理委託 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(牧園教育振興課→牧園地域振興課)一般的取扱事項、記録形態、処理形態、外部との電子結合、事務処理委託に追加あり |
| 2721 | スポーツ少年団関係受付事 務 | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 少年少女の体力向上と心身の健全育成を図る。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、記録形態、処理形 態、外部結合、事務処理 委託 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(牧園教育振興課→牧園地域振興課)記録形態、処理形態、外部との電子結合、事務処理委託に追加あり |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|----------------------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|--|--|
| 2738 | 体育物品借用申請書 | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 適正な物品の貸出管理・運営を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、記録形態、処理形 態、外部結合、事務処理 委託 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(牧園教育振興 課→牧園地域振興課)記録形態、処理形態、外部 との電子結合、事務処理委託に追加あり |
| 2742 | 市営運動場(3箇所)利用 団体名簿 | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 団体代表者等への連絡 体育施設の適正な利用を図る | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(牧園教育振興 課→牧園地域振興課) |
| 2747 | 使用許可申請書等(市営 運動場 3箇所) | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 使用許可申請書、同許可書、減免申請書、条例、規則の様式 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(牧園教育振興 課→牧園地域振興課) |
| 2754 | 一般支出伝票 | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 歳入受け入れ、歳出支払い伝票等(市営運動場 3箇所) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(牧園教育振興 課→牧園地域振興課) |
| 2757 | 各種大会関係 市営運動 場(3箇所) | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 使用申請書、同許可書、減免申請書、同許可書、スポーツの普 及発展とその振興を図る | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(牧園教育振興 課→牧園地域振興課) |
| 2758 | 備品借用申請書(みや まの森運動場・牧園アリ ーナ) | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 借用申請書、貸し出し簿 適正な物品の貸し出し管理・運営を行 う | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(牧園教育振興 課→牧園地域振興課)一般的取扱事項「職業・職 歴」を削除 |
| 2765 | 期日前投票受付事務 | 霧島総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 本人確認のため選挙人名簿と照合する(公職選挙法49条の8) | H29.4.1 | | | 記録形態 | 記録形態「文書」を削除 |
| 2771 | 防災関連事務 | 霧島総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 災害の発生が予想又は発生した際の、避難啓発の呼びかけや 避難所の対応等 | H27.4.1 | | | 事務の名称 | 事務の名称を変更(旧名称:災害予防・応急対策 等事務) |
| 2772 | 避難者報告事務 | 霧島総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 災害時の避難者を鹿児島県に報告する | H30.2.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「他の実施機関、他の官公 庁、私人」を追加 |
| 2773 | 被災者報告事務 | 霧島総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 災害時の被災者を鹿児島県に報告する | H30.2.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「所在不明等により本人から 収集できない」を追加 |
| 2775 | 霧島消防団事務 | 霧島総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 霧島消防団幹部会開催及び団員への連絡等 | | H28.1.1 | | 事務終了(予定)日のも れ | 事務終了(予定)日の追加 |
| 2776 | 入札参加資格申請 | 霧島総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 入札参加資格申請所の受付事務 | | H17.11.7 | | 事務終了(予定)日のも れ | 事務終了(予定)日の追加 |
| 2828 | 戸籍業務(届出受付、証 明書交付等) | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | ①出生、死亡、婚姻、離婚、養子縁組などの各種届出の審査・受 理 ②戸籍・除籍謄抄本等の申請の受付・審査・交付などの窓口 業務(根拠法令 戸籍法) | H17.11.7 | | | 処理形態 | 処理形態「パソコン処理」を削除 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|---|----------|---------------|---------------|----------|----------------------------------|
| 2851 | 国民健康保険被保険者 資格異動処理事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国民健康保険被保険者資格の取得及び喪失事務。国民健康保 険法第7条・8条・9条・20条・21条 | H29.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「実施機関内、他の官公庁、 民間」を追加 |
| 2853 | 国民健康保険証交付・再 交付事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国民健康保険被保険者証の交付・再交付。国民健康保険法施 行規則第6条、第7条 | H29.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「実施機関内」を追加 |
| 2854 | 国民健康保険短期被保 険者証交付事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 相互扶助の精神にかんがみ、短期被保険者証を交付すること により、納税相談の機会を増やし、国民健康保険税の滞納を是正 し、税負担の公平を図る。霧島市国民健康保険短期被保険者証 交付事務取扱要領告示第90号。 | H17.11.7 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「実施機関内」を追加 |
| 2855 | 国民健康保険被保険者 資格証明書の交付 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国保税の滞納者に関する取り扱いに関し、必要な手続き及び処 理基準により資格証明書を交付する。国法第9条・第54条の三、 霧島市国保被保険者資格証明書の交付及び保険給付の差止め 等に関する要領告示第89号。 | H17.11.7 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先「私人」を削除 |
| 2856 | マル遠・マル学被保険者証 の交付 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | マル遠・マル学被保険者証の交付。国民健康保険法第116条・116 条の2 | H29.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「実施機関内」を追加 |
| 2857 | 前期高齢者証交付事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国民健康保険被保険者で、70歳到達時に医療機関で受診する 際の負担割合を証する受給者証の交付。(H18.8より保険証と兼 用。)国民健康保健法施行規則第7条の4 | H17.11.7 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先「私人」を削除 |
| 2858 | 前期高齢者基準収入額 適用、負担区分変更事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 所得、世帯構成等の変更により負担区分が変更になる前期高齢 者に対し、新受給者証等の交付 国民健康保険法施行規則第7 条の4 | H17.11.7 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「他の官公庁」を追加 |
| 2859 | 国民健康保険限度額適 用及び減額認定証交付 事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国民健康被保険者で、市町村民税が非課税世帯の要件に該当 するものが入院した際に食事代及び一部負担金を減額するため の認定証の交付 | H29.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「本人の同意がある」を追加 |
| 2860 | 特定疾病療養受療証交 付事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 特定疾病対象者の届出者への受領証の交付 | H29.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「他の官公庁、民間」を追加 |
| 2861 | 高額療養費支給事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 高額療養費の支払対象となる医療を受けた者に対する高額療 養費該当分の支払。国民健康保険法第57条の2。国民健康保険法 施行令第29条の2 | H29.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「他の実施機関、民間」を追 加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|----------------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|--------------|---|
| 2862 | 高額療養費貸付事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 高額療養費の支払対象となる医療を受け、高額療養費が限度額を超えた分を被保険者に貸し付ける。霧島市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則。 | H17.11.7 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「他の実施機関、民間」を追加 |
| 2866 | 療養費の支給事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国保被保険者が被保険者証未提示で受けた費用及び柔道整復師、補装具等の給付などの費用の保険者支払。国民健康保険法第54条。 | H29.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(国民健康保険法第54条)を追加 |
| 2867 | 特別療養費の事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 被保険者資格証明書の交付を受けている者が医療機関等で療養を受けたときは、世帯主に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。国民健康保険法第54条の三 | H29.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「実施機関内、民間」を追加「私人」を削除 |
| 2868 | 第三者行為求償事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国保被保険者が事故等により医療機関で受診した場合、保険者が加害者に対し医療費を求償する。国民健康保険法第64条。国民健康保険法施行規則第32条の6。 | H29.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「実施機関内」を追加「私人」を削除 |
| 2872 | 障害年金現況届受付事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 障害年金受給者の現況届(住所、所得、病状等)を受けて社会保険事務所に送付する。(国民年金法第36条の3)(国民年金施行規則第36条) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(国民年金法第30条、国民年金法施行規則第31条)を追加 |
| 2873 | 年金未支給請求及び死亡一時金請求及び遺族年金請求受付 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 年金受給者及び国民年金被保険者が死亡され遺族が請求する標記書類を受付ける(国民年金法第19条、37条、52条の2)(施行令第1条の2第4、5項)(規則第25条、第39条、第55条、第61～62条) | H29.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(国民年金法第19条、第52条の2、国民年金法施行規則第25条、第39条、第61条)を追加 |
| 2875 | 国民年金保険料の納付免除申請受付事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国民年金加入者で保険料の支払が困難な方への免除の制度説明を行い、希望される方は免除申請を受付ける(国民年金法第90条)(施行令第1条の2第9項)(施行規則第77条、77条の2、81条1項) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(国民年金法第89条、第90条)を追加 |
| 2880 | 障害年金裁定請求及び特別障害給付金受付事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 障害年金及び障害年金給付金を申請される方受付(国民年金法第30条の2)(施行令第1条の2第4項)(規則第38条の4の3項、第31条、第38条の2、第64条)(特別障害給付金の支給に関する法律) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(国民年金法第30条の2)を追加 |
| 2881 | 高齢基礎年金裁定請求受付事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 高齢年金受給対象者の請求を受付ける(国民年金法第16条、第27条)(施行令第1条の2第4項)(施行規則第16条、第64条) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(国民年金法施行規則第16条)を追加 |
| 2882 | 年金受給選択申込み受付事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 二つ以上の年金の受給選択を受付ける(国民年金法第20条) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(国民年金法第20条)を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|----------------------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|--------------|---|
| 2898 | 生活支援型ホームヘルプサービス事業 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | ひとり暮らしの高齢者等の居宅に人材を派遣して、買い物等の軽易な生活援助サービスを提供し、自立した生活の継続を可能にし、要介護状態への進行を防止する。(霧島市生活支援型ホームヘルプサービス事業実施要綱) | | H29.3.31 | | 事務終了(予定)日のもれ | 事務終了予定日の追加 |
| 2899 | 元気まなび・アップ高齢者通所介護予防事業 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | ひとり暮らしの高齢者等で家に閉じこもりがちなものに対し、通所によりサービスを提供し、社会的孤独感の解消、自立生活の助長、要介護状態になることを予防する。(霧島市地域支援事業実施要綱) | H23.8.1 | H29.3.31 | | 事務終了(予定)日のもれ | 事務終了予定日の追加 |
| 2909 | 生活指導型ショートステイ事業 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 基本的な生活習慣が欠如している高齢者を、養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行い体調調整を図り、高齢者等の福祉の向上等を図る。(霧島市地域支援事業実施要綱) | | H29.3.31 | | 事務終了(予定)日のもれ | 事務終了予定日の追加 |
| 2922 | 身体障害者児生活支援事務 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 生活支援事務(更正医療給付、補装具給付、日常生活用具給付)(身体障害者福祉法、児童福祉法) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条、第77条、第52条、第53条、第54条)を追加 |
| 2924 | 障害者各種割引・減免事務 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 障害者への各種割引減免等に関連する事務(有料道路障害者割引、NHK放送受信料減免、(軽)自動車税・所得税減免申請に係る証明事務) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(放送法第64条第2項、地方税法128条、162条、454条)を追加 |
| 2925 | 身体障害者児、知的障害者児支援支給事務 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 障害者または障害児の保護者からの申請に基づき本庁障害福祉グループより調査を行い適切な居宅支援、施設支援、利用者負担額の決定を行う。(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条、第20条)を追加 |
| 2930 | 重度心身障害者福祉手当支給事務 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 重度心身障害者(児)と災害遺児に対して、日常生活における負担軽減のため、手当を支給する。(霧島市福祉手当支給条例) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(霧島市福祉手当支給条例)を追加 |
| 2936 | 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院公費)交付申請事務 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 精神障害者(児)の経済的負担の軽減、社会復帰促進と自立、社会参加を図る。申請書等を受理し本庁障害福祉Gを経由し県に進達し申請者等に手帳と受給者証を交付する。 | H29.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条)を追加 |
| 3052 | 納入通知書 | 霧島総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | 霧島運動場及び霧島弓道場使用料等を徴収するために発行 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(霧島教育振興課→霧島地域振興課) |
| 3076 | 霧島市文化協会霧島支部加入団体代表者及び加入者名簿 | 霧島総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | 文化協会の運営に係る事務 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(霧島教育振興課→霧島地域振興課) |
| 3078 | 霧島市営体育施設利用関係事務 | 霧島総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | 体育施設の適正な有効利用を図る(使用許可の申請・使用許可・使用料の減免等) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(霧島教育振興課→霧島地域振興課) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--------------------|----------------|-------------|--------------|--|----------|---------------|---------------|---------------------------------|---|
| 3079 | スポーツ推進委員関係 | 霧島総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 市のスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行なう。スポーツ基本法。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(霧島教育振興課→霧島地域振興課) |
| 3081 | スポーツ少年団関係 | 教育委員会 霧島出張所 | 教育振興課 | 教育 | 少年少女の体力向上と心身の健全育成を図る | | H28.3.31 | H33.3.31 | 事務終了(予定)日のも れ | 事務終了(予定)日の追加 |
| 3082 | 各種大会関係 | 霧島総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | スポーツの普及発展とその振興を図る | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(霧島教育振興課→霧島地域振興課) |
| 3083 | スポーツ安全保険事務 | 霧島総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | アマチュアスポーツ活動等における事故に対する傷害保険・賠償責任保険加入等の手続きを行なう。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(霧島教育振興課→霧島地域振興課) |
| 3091 | 自治会文書発送 | 総務部 | 隼人地域振 興課 | 地域振興 | 月2回の広報紙等を通じて、市の情報を市民に提供するため | H18.4.1 | | | 記録形態、処理形態 | 記録形態に「磁気テープ・ディスク等」処理形態に「手処理」を追加 |
| 3119 | 地縁団体認可事務 | 市民環境部 | 市民活動推 進課 | 共生協働推 進 | 地区自治公民館・自治会が法人格を取得するための認可を行う。地方自治法第260条の2 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部)一般的取扱事項に「地位」を追加 |
| 3125 | 地域振興補助金 | 総務部 | 隼人地域振 興課 | 地域振興 | 円滑な自治会活動の推進に必要な集会施設・スポーツ施設・簡易給水施設・共同墓地・有線放送施設の整備等に対して補助金を交付する。根拠法令:霧島市補助金等交付規則 | H17.11.7 | | | 記録形態 | 記録形態に「磁気テープ・ディスク等」を追加 |
| 3126 | 行政協力員事務 | 総務部 | 隼人地域振 興課 | 地域振興 | 自治会長・地区自治公民館長を行政協力員として委嘱(委嘱状・委託料):霧島市事務の委託に関する規則、隼人町行政事務の委託に関する規則 | H29.4.1 | | | 記録形態 | 記録形態に「磁気テープ・ディスク等」を追加 |
| 3127 | 女性相談事務 | 企画部 | 企画政策課 | 男女共同参 画推進 | 慣習による性別役割分業意識に起因する等の女性を取り巻く諸問題の解決を図るため市が委嘱した女性相談員による女性相談を毎月第4火曜日隼人庁舎内で実施:霧島市女性相談実施要綱 | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項、記録 形態 | 一般的取扱事項に「性別」「生年月日等」「職業・職歴」記録形態に「磁気テープ・ディスク等」を追加 |
| 3129 | 各種税務証明交付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 納税義務者からの申請に応じて各種税務証明を交付する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、要配慮個人情報の 項目 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部)要配慮個人情報「障害」を削除 |
| 3173 | 住居表示新旧対照表の 問合わせ | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 住居表示が行われた土地の、土地地番と住所の照会について、回答する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、外部提供 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部)外部提供を「有」に変更 |
| 3174 | 印鑑登録事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 霧島市印鑑条例及びその施行規則に基づき印鑑の登録等事務及び証明書の交付を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3175 | 住民基本台帳事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 法令等に基づく国からの法定事務である。住民基本台帳法に基づき、住民の居住関係に関わる各種届出書の受付・証明書の発行・通知・戸籍の附票処理など市民サービスの提供等を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|-----------------------------------|-------------|-------------|-------------|---|---------|---------------|---------------|--------------------|----------------------------------|
| 3177 | 死産の届出 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 死産の届出に関する規程に基づく届書等事務 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 市民環境部) |
| 3180 | 自動車臨時運行許可事 務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則の規定に基づ き、自動車の臨時運行の許可を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 市民環境部) |
| 3181 | 住民基本台帳ネットワークス テム業務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 住民基本台帳カードの券面変更及び廃止、個人番号カードの交 付・券面変更・廃止、広域交付住民票の発行業務(住民基本台 帳法) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 市民環境部) |
| 3182 | 公的個人認証サービス | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | マイナンバーカードを基に電子証明書を交付する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 市民環境部) |
| 3183 | 戸籍業務(届出受付、証 明書交付等) | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | ①出生、死亡、婚姻、離婚などの各種届出の受付、審査、受理 ②戸籍・除籍謄・抄本等の交付申請書の受付、審査、交付など の窓口業務(戸籍法) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 市民環境部) |
| 3184 | 死体(胎)火葬許可事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 墓地、埋葬等に関する法律に基づく届出の審査、埋火葬許可証 の交付等事務。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 市民環境部) |
| 3185 | 犯歴業務 | 市民環境部 | 市民課 | 戸籍 | 官公署からの欠格条項に基づく身分照会に対する回答。(地自2 -3、5)(公選11-2、3) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 3189 | 戸籍業務(戸籍簿、受付 帳への記載) | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | ①婚姻、出生などの届出について当市本籍人の場合、当該届出 事項について戸籍簿に記載する。②婚姻、出生などの届出につ いて、受付帳に記載し、関係市町村に届書及び関係書類を送付 する。 | H29.4.1 | | | 組織改編に伴う担当部 署の変更 | 担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 3191 | 霧島市隼人町環境推進 員名簿 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 環境衛生 | 住民一体となって自然環境の保護と環境美化及び環境保全を推 進する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 市民環境部) |
| 3192 | 国分隼人衛生公社に対 するし尿汲み取り申込書の受 理 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 環境衛生 | 国分隼人衛生公社に対する、し尿汲み取り申込書の受理を行 う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 市民環境部) |
| 3194 | ごみ処理手数料免除申 請書(敷根清掃センター搬入 時) | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 環境衛生 | 地域・行政等が行う清掃時に衛生管理組合へごみの処理手 数料の免除 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 市民環境部) |
| 3197 | パッカー車依頼 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 環境衛生 | 各自治公民館等にて公道上の清掃作業時に発生した草等をパッ カー車にて排出する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 市民環境部) |
| 3199 | 地域清掃ボランティア | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 環境衛生 | 各衛生団体等が清掃作業を行う際、ごみ袋を無償で提供する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 市民環境部) |
| 3200 | 最終処分場利用申請受 付 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 環境衛生 | 施設の維持管理及び搬入車確認 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 市民環境部) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|----------------------------|-------------|-------------|-------------|---|---------|---------------|---------------|--------------|---|
| 3201 | 狂犬病予防、畜犬の登録に関する事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 環境衛生 | 狂犬病予防法に基づき狂犬病の蔓延の防止等に資するため、畜犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3203 | 墓地に関する事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 環境衛生 | 墓地の改葬に関する事務(墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3204 | 浄化槽補助金 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 環境衛生 | 浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、これを通じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。(浄化槽法第5条、浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱) | H29.4.1 | H21.4.1 | H31.3.31 | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3206 | 苦情要望事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 環境衛生 | 生活環境の保全を図るため、市民から衛生面、公害等に関する苦情処理を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3207 | 隼人中央ステーション資源ごみ分別収集による受付名簿 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 環境衛生 | 霧島市隼人中央ステーション資源ごみ受け付け(自治会以外のところ) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3208 | 分別収集補助金及び報酬金 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 環境衛生 | 霧島市隼人町内における廃棄物の資源化及び減量対策推進を図るとともに地域の環境衛生に寄与するものであること。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3219 | 霧島市交通災害共済再発行事務 | 総務部 | 隼人地域振興課 | 地域振興 | 霧島市交通災害共済再発行事務取りまとめ | H18.4.1 | | | 処理形態 | 処理形態に「手処理」を追加 |
| 3221 | 老人医療資格変更事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 老人医療の資格内容が変更した時は届け出をしてもらう(老人保健法施行規則6~9、11、13条) | H29.4.1 | H20.3.31 | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名及びグループ名の変更(生活環境部保険年金G→市民環境部市民生活G) |
| 3225 | 医療費(移送費)受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 医療を受けるため病院等に移送されたときは、移送費が償還払いで支給される。(老人保健法46条の6)(規則41条)(事務取扱細則準則16条) | H29.4.1 | H20.3.31 | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名及びグループ名の変更(生活環境部保険年金G→市民環境部市民生活G) |
| 3226 | 標準負担差額支給受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 非課税世帯の老人医療受給者に対し、入院中の食事代の差額を支給する(老人保健法第31条の2)(事務取扱細則準則16条) | H29.4.1 | H20.3.31 | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名及びグループ名の変更(生活環境部保険年金G→市民環境部市民生活G) |
| 3227 | 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の交付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 非課税世帯の老人医療受給者に対し、入院中の食事代と標準負担額と一部負担金を証明する(老人保健法規則24条50条) | H29.4.1 | H20.3.31 | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名及びグループ名の変更(生活環境部保険年金G→市民環境部市民生活G) |
| 3234 | 国民健康保険証再交付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 国民健康保険被保険者証の交付・再交付。国民健康保険法施行規則第2条。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|------------------------|-------------|-------------|-------------|--|---------|---------------|---------------|--------------|---|
| 3235 | 国民健康保険短期被保険者証交付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 相互扶助の精神にかんがみ、短期被保険者証を交付することにより、納税相談の機会を増やし、国民健康保険税の滞納を是正し、税負担の公平を図る。霧島市国民健康保険短期被保険者証交付事務取扱要領告示第90号。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3236 | 国民健康保険被保険者資格証明書の交付 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 国保税の滞納者に関する取り扱いに関し、必要な手続き及び処理基準により資格証明書を交付する。国法第9条・第54条の三、霧島市国保被保険者資格証明書の交付及び保険給付の差止め等に関する要領告示第89号。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3237 | マル遠・マル学被保険者証の交付 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | マル遠・マル学被保険者証の交付。国民健康保険法第116条・116条の2 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3238 | 前期高齢者証交付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 国民健康保険被保険者で、70歳到達時に医療機関で受診する際の負担割合を証する受給者証の交付。(H18.8より保険証と兼用。)国民健康保険法施行規則第5条の4 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3239 | 前期高齢者基準収入額適用、負担区分変更事務。 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 所得、世帯構成等の変更により負担区分が変更になる前期高齢者に対し、新受給者証等を交付する。国民健康保険法施行規則第7条の4 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3240 | 国民健康保険限度額適用及び減額認定証交付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 国民健康被保険者で、市町村民税が非課税世帯の要件に該当する者が入院した際に食事代及び一部負担金を減額するための認定証を交付する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3241 | 特定疾病療養受療証交付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 特定疾病対象者の届出者への受療証の交付。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3242 | 高額療養費支給事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 高額療養費の支払対象となる医療を受けた者に対する高額療養費該当分の支払。国民健康保険法第57条の2。国民健康保険法施行令第29条の2 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3243 | 高額療養費貸付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 高額療養費の支払対象となる医療を受け、高額療養費が限度額を超えた分を被保険者に貸し付ける。霧島市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3244 | 出産育児一時金・葬祭費の支給 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 国保被保険者の出産に対する出産育児一時金及び被保険者が死亡した場合その者の葬祭を行った者に対し葬祭費を支給。国民健康保険法第58条。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3245 | 出産費資金貸付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 国保被保険者の出産に対する出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸し付ける。霧島市国民健康保険出産費資金貸付基金条例。 | H29.4.1 | H26.3.31 | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名及びグループ名の変更(生活環境部保険年金G→市民環境部市民生活G) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|----------------------------|-------------|-------------|-------------|--|---------|---------------|---------------|---------------------------|--|
| 3246 | 国保外来人間ドック費用助成事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 国保被保険者の健康の保持増進。霧島市国民健康保険条例8条。霧島市国民健康保険外来人間ドック施設利用規則。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3247 | 療養費の支給事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 国保被保険者が被保険者証未提示で受けた費用及び柔道整復師、補装具等の給付などの費用の保険者支払。国民健康保険法第54条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、要配慮個人情報の根拠法令 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)、要配慮個人情報に根拠法令(国民健康保険法第54条)を追加 |
| 3248 | 特別療養費の事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 被保険者資格証明書の交付を受けている者が医療機関等で療養を受けたときは、世帯主に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。国民健康保険法第54条の三 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3249 | 第三者行為求償事務 | 生活環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 国保被保険者が事故等により医療機関で受診した場合、保険者が加害者に対し医療費を求償する。国民健康保険法第64条。国民健康保険法施行規則第32条の6。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3250 | 国民年金資格取得届受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 新規国民年金に加入する方や厚生年金等から国民年金に変更される方や国民年金任意加入される方の取得届を受付ける(国民年金法第12条第1項、第105条)(施行令第1条の2第2項)(施行規則第1、2、13条) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3251 | 国民年金種別変更受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 年金の種別が3A(扶養者)から1号(強制)に変更になった時種別の変更を受付ける(国民年金法第12条第1項、第105条)(施行規則第6条の2、第13条) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3252 | 年金手帳及び年金証書の再交付申請受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 国民年金1号(強制)加入者で年金手帳及び年金受給者で年金証書を紛失した方の再交付申請を受け社保へ申請する(施行令第1条の2第3項)(規則第11~13条、第22条) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3253 | 障害年金現況届受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 障害年金受給者者の現況届(住所、所得、病状等)を受付けて本庁(国分)に送付する。(国民年金法第36条の3)(国民年金法施行規則第36条) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、要配慮個人情報の根拠法令 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)、要配慮個人情報の根拠法令(国民年金法第30条、国民年金法施行規則第31条)の追加 |
| 3254 | 年金未支給請求及び死亡一時金請求及び遺族年金請求受付 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 年金受給者及び国民年金被保険者が死亡され遺族が請求する標記書類を受付ける(国民年金法第19条、37条、52条の2)(施行令第1条の2第4、5項)(規則第25条、第39条、第55条、第61~62条) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、要配慮個人情報の根拠法令 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)、要配慮個人情報に根拠法令(国民年金法第20条)を追加要配慮個人情報に根拠法令(国民年金法第19条、第52条の2、国民年金法施行規則第25条、第39条、第61条)を追加 |
| 3255 | 国民年金の付加保険料申込み受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 国民年金加入者で付加納付を希望される方の申込み受付進達事務(国民年金法第87条の2)(施行令第1条の2第8項)(施行規則第81条1項) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--|-------------|-------------|-------------|--|---------|---------------|---------------|---|---|
| 3256 | 国民年金保険料の納付 免除申請受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 国民年金加入者で保険料の支払が困難な方へ免除の制度説明 を行い、希望される方は免除申請を受付ける(国民年金法第90 条)(施行令第1条の2第9項)(施行規則第77条、77条の2、81条1 項) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 3257 | 基礎年金番号重複取消 届及び基礎年金番号と手 帳番号の記録の統合受 付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 1人1つの年金基礎番号が2つ以上重複されている方の基礎番号 を統合する(国民年金法規則第1条、第83条の4) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 3258 | 国民年金納付書の再交 付依頼受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 国民年金納付書を紛失された方に対し、納付書の再交付を受付 ける(国民年金法施行規則第81条) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 3260 | 国民年金資格記録の照 会 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 年金記録が年金事務所の記録と本人の記憶と違うときの納付記 録の照会 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 3261 | 障害年金裁定請求及び 特別障害給付金受付事 務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 障害年金及び障害年金給付金を申請される方受付(国民年金法 第30条の2)(施行令第1条の2第4項)(規則第38条の4の3項、第 31条、第38条の2、第64条)(特別障害給付金の支給に関する法 律) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、要配慮個人情報の 根拠法令 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部)、要配慮個人情報に根拠法令(国民年 金法第30条の2)を追加 |
| 3262 | 老齢基礎年金裁定請求 受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 老齢年金受給対象者の請求を受付ける(国民年金法第16条、第 27条)(施行令第1条の2第4項)(施行規則第16条、第64条) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、要配慮個人情報の 根拠法令 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部)、要配慮個人情報に根拠法令(国民年 金法施行規則第16条)を追加 |
| 3263 | 年金受給選択申込み受 付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 二つ以上の年金の受給選択を受付ける(国民年金法第20条) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、要配慮個人情報の 根拠法令 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部)、要配慮個人情報に根拠法令(国民年 金法第20条)を追加 |
| 3264 | 寡婦年金裁定請求受付 事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 寡婦年金の請求を受付ける(国民年金法第49条)(施行令第1条 の2第4項)(規則第60条の2、第60条の9) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 3266 | 特別児童扶養手当法に 基づく手当の受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 身体や精神に中度程度以上の障害のある児童を監護している 者に対し、手当を支給することで児童の健やかな成長に資するこ とを目的とする。(根拠法令 特別児童扶養手当法) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、目的外利用、要配慮 個人情報の根拠法令 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部)目的外利用「無」に変更 要配慮個人 情報に根拠法令(特別児童扶養手当等の支給に 関する法律第36条、37条)を追加 |
| 3267 | 児童扶養手当法に基づ く手当の受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭等の 生活の安定、自立促進並びに児童の健全育成を図ることを目的 とする。(根拠法令 児童扶養手当法) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、要配慮個人情報の 根拠法令 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部)要配慮個人情報に根拠法令(児童扶養 手当法第4条)を追加 |
| 3272 | 民生委員・児童委員推薦 に関する事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 地区自治公民館長に隼人地区民生委員・児童委員の推薦を依 頼し推薦書を提出してもらう | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部)一般的取扱事項に「整理番号、個人番 号」を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|----------------------------|-------------|-------------|-------------|---|---------|---------------|---------------|------------------------------|---|
| 3273 | 災害救助 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 災害救助法に基づく物資等の給付支援 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「整理番号、個人番号」を追加 |
| 3274 | 戦没者の遺族に対する特別忌慰金 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 戦没者の遺族に対する特別忌慰金申請受付 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3276 | 子ども医療費助成事業の受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 霧島市子ども医療費助成条例に基づき子どもの医療費の一部を保護者に対し助成を行う。子どもにかかる医療費を給付することにより、疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「個人番号、職業・職歴」を追加 |
| 3277 | 生活保護申請受付等事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 生活保護申請受付 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般取扱事項、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「印影、婚姻」個人情報の収集先に「本人以外から収集(公共・公益団体、民間)」を追加 |
| 3293 | 生活機能維持強化通所事業、一般高齢者通所介護予防事業 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | ひとり暮らしの高齢者等で家に閉じこもりがちなる者に対し、通所によりサービスを提供し、社会的孤独感の解消、自立生活の助長、要介護状態になることを予防する。(霧島市地域支援事業実施要綱) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「個人番号」を追加 |
| 3296 | 高齢者日常生活用具給付等事業 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、電磁調理器等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。(霧島市高齢者日常生活用具給付等実施要綱) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「個人番号」を追加 |
| 3298 | 成年後見制度利用支援 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 成年後見制度の利用支援(成年後見制度における市長の審判請求にかかる要綱) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「個人番号」を追加 |
| 3302 | 霧島市配食サービス活用事業 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送れるよう、配食サービスに係るサービスを「食」の自立の観点から組み合わせ提供し、安否確認を行い在宅福祉の増進を図る。(霧島市地域支援事業実施要綱) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「個人番号」を追加「職業・職歴」を削除 |
| 3304 | 長寿祝金支給事業 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表すため市が長寿祝金を支給する。(霧島市長寿祝金支給条例) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「個人番号」を追加 |
| 3306 | 生活支援ハウス事業受付 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図る。(霧島市生活支援ハウス運営事業要綱) | H29.4.1 | H26.3.31 | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 3311 | 家族介護慰労事業の受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に慰労金を支給し。介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続、向上を図る。(霧島市家族介護慰労事業実施要綱) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「整理番号」を追加「傷病歴、容姿、写真・肖像」を削除 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|---------------------------------|-------------|-------------|-------------|---|----------|---------------|---------------|-------------------------|--|
| 3316 | 地域7会議 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者等を対象に、効果的な予防サービスの総合調整及び地域7の総合調整を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「整理番号、個人番号」を追加 |
| 3318 | 介護保険要介護(支援)認定申請(更新申請等を含む)の受付、入力 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 被保険者が介護サービスの給付を受けるための介護認定申請を受付、その内容を入力する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、要配慮個人情報の項目 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)要配慮個人情報に「病歴」を追加 |
| 3319 | 住宅改修費等の介護保険償還払い申請の受付、現地確認等の事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 介護保険サービスのうち住宅改修費、福祉用具購入費及び高額介護(介護予防)サービス費の償還払い申請の受付、また住宅改修費については完成確認を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「個人番号、居住状況」を追加 |
| 3412 | 市営住宅等入居申込関係事務 | 建設部 | 建築住宅課 | 住宅 | 市営住宅等入居申込資格を確認する(公営住宅法第18条、第22条~25条)霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条、第7条 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2項第2号)を追加 |
| 3415 | 市営住宅入居者台帳及び誓約書管理事務 | 建設部 | 建築住宅課 | 住宅 | 市営住宅入居者及びその連帯保証人を確認する(公営住宅法第18条、22~25条)霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条、第7条、第11条、第12条 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2項第2号)を追加 |
| 3416 | 収入認定関係事務 | 建設部 | 建築住宅課 | 住宅 | 市営住宅入居者が入居収入基準内であることを確認し、住宅使用料を算定する(公営住宅法第16条、28条、29条、30条、34条)霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例第15条、16条、30条、32条、34条 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2項第2号)を追加 |
| 3417 | 市営住宅入居者関係管理事務 | 建設部 | 建築住宅課 | 住宅 | 入居者の異動・同居承認・入居承認等入居者管理事務(公営住宅法第15条、27条)霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例第13条、14条 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2項第2号)を追加 |
| 3419 | 市営住宅家賃等減免及び徴収猶予事務 | 建設部 | 建築住宅課 | 住宅 | 住宅使用料の減免及び徴収猶予を行う(公営住宅法第16条4項、19条)霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例17条 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2項第2号)を追加 |
| 3424 | 住宅新築資金等貸付事業債権者関係調書事務 | 建設部 | 建築住宅課 | 住宅収納 | 債務者の償還方法・支払状業・家庭状況等を訪問・相談・聞き取り等により、個人単位の台帳作成事務 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の項目 | 要配慮個人情報「障害」を削除 |
| 3425 | 住宅新築資金等貸付事業申請受け付け事務 | 建設部 | 建築住宅課 | 住宅収納 | 償還猶予申請・納入確約等受付事務 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の項目 | 要配慮個人情報「障害」を削除 |
| 3426 | 住宅新築資金等貸付事業滞納整理事務 | 建設部 | 建築住宅課 | 住宅収納 | 償還催促・残高通知・保証人連絡・競売等。 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の項目 | 要配慮個人情報「障害」を削除 |
| 3428 | 住宅新築資金等貸付事業徴収事務 | 建設部 | 建築住宅課 | 住宅収納 | 同和対策事業の一環として、旧隼人町で同和地区出身者に住宅新築資金・住宅改修資金・宅地取得資金の貸し付けを行っている。貸し付けは昭和50年度から平成6年度まで行われ、現在は回収事務を行う。 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の項目 | 要配慮個人情報「障害」を削除 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|---|-------------|-------------|-------------|---|---------|---------------|---------------|-----------------------|--|
| 3433 | 住宅騒音防止対策事業 空気調和機器機能回復 工事費補助金交付(隼人 分) | 建設部 | 建築住宅課 | 建築第1・第2 | 住宅若しくは告示日後住宅の空気調和を図るために防音工事により設置された空気調和機器の所要の機能が失われている場合における当該機器の機能回復工事に必要な経費の一部を補助する※航空機騒音防止法第8条の2 | H20.1.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、事務の統合 | 組織改編に伴い、グループ名を変更(建築G→建築第1・第2G) |
| 3443 | 歳入・歳出事務 | 建設部 | 都市計画課 | 都市計画 | 都市計画課の歳入・歳出事務 | H27.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「印影」を追加 |
| 3472 | 霧島市立隼人図書館備 品申請書 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 備品利用希望者の記録 | H20.1.1 | | | 記録形態、処理形態 | 記録形態「磁気テープ・ディスク等」処理形態「サーバー処理、手処理」を追加 |
| 3473 | 霧島市立隼人図書館イ ンターネット利用申し込み書 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | インターネット利用者の記録 | H20.1.1 | | | 事務区分の変更 | 事務区分「固有」に変更 |
| 3474 | 霧島市立隼人図書館学 習室利用申込書 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 学習室利用希望者の記録 | H20.1.1 | | | 事務区分の変更 | 事務区分を「固有」に変更 |
| 3475 | 霧島市立隼人図書館団 体利用申込書 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 貸出団体利用者確認のための必要事項 | H20.1.1 | | | 記録形態、処理形態 | 記録形態に「磁気テープ・ディスク等」処理形態「サーバー処理、手処理」を追加 |
| 3476 | 霧島市立隼人図書館貸 出利用者登録個人申込 書 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 貸出利用者確認のための必要事項 | H20.1.1 | | | 一般的取扱事項、記録 形態、処理形態 | 一般的取扱事項に「学業・学歴、職業・職歴」、記録形態に「文書、磁気テープ・ディスク等」、処理形態に「サーバー処理、手処理」を追加 |
| 3477 | 霧島市立隼人図書館公 民館・共同利用施設図書 予約申込書 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 地区公民館・共同利用施設へ置いている本を借りるときに申請をし確認する。 | H20.1.1 | | | 処理形態 | 処理形態に「サーバー処理」を追加 |
| 3478 | 霧島市立隼人図書館資 料複写申請書 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 図書館所蔵資料の複写申込みをするときの著作権に対する選任確認 | H20.1.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「電話番号、学業・学歴、職業・職歴」を追加 |
| 3479 | 霧島市立隼人図書館資 料貸出特別貸出願 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 持出禁止の本で特別に借用を申請するときに記録する。 | H20.1.1 | | | 一般的取扱事項、記録 形態、処理形態 | 一般的取扱事項に「職業・職歴」記録形態に「文書」処理形態に「サーバー処理、手処理」を追加 |
| 3480 | 霧島市立隼人図書館利 用者カード再交付申請書 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 図書利用者カードを無くした為、再発行するための確認及び記録。 | H20.1.1 | | | 記録形態、処理形態 | 記録形態に「磁気テープ・ディスク等」処理形態に「サーバー処理、手処理」を追加 |
| 3481 | 霧島市立隼人図書館リ クエスト・予約申込書 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 利用者が読みたい図書資料を図書館が予約したり、購入するための確認事項 | H20.1.1 | | | 記録形態、処理形態 | 記録形態に「磁気テープ・ディスク等」処理形態に「サーバー処理、手処理」を追加 |
| 3482 | 霧島市立隼人図書館利 用者カード不携帯貸出申 込書 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 図書貸出カード不携帯のため登録者かどうかを確認する。 | H20.1.1 | | | 記録形態、処理形態 | 記録形態に「磁気テープ・ディスク等」処理形態に「サーバー処理、手処理」を追加 |
| 3483 | 霧島市立隼人図書館予 約資料連絡票 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 利用者が予約した本が返却されたときに、それを知らせるために する連絡票 | H20.1.1 | | | 記録形態、処理形態 | 記録形態に「磁気テープ・ディスク等」処理形態に「サーバー処理、手処理」を追加 |
| 3484 | 親子読書会・読書ボラン ティア名簿 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 親子読書会・読書ボランティアへの連絡・文書発送をするため | H20.1.1 | | | 記録形態、処理形態 | 記録形態に「磁気テープ・ディスク等」処理形態に「手処理」を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|------------------------------------|---|
| 3485 | 霧島市立隼人図書館利用 者権確認(申請・更新) | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 図書館貸出において、必要な利用者データの把握のため | H20.1.1 | | | 一般的取扱事項、処理 形態、記録形態 | 一般的取扱事項に「整理番号、学業・学歴、職業・ 職歴」処理形態に「サーバー処理、手処理」を追加 記録形態「文書」を削除 |
| 3486 | 事業参加者名簿 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 事業参加者の記録 | H20.1.1 | | | 処理形態 | 処理形態に「手処理」を追加 |
| 3487 | 未返却者一覧 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 貸出中の図書資料返却を促すための資料 | H20.1.1 | | | 記録形態、処理形態 | 記録形態に「磁気テープ・ディスク等」処理形態に 「サーバー処理、手処理」を追加 |
| 3488 | 相互賃借予約申出書 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | FAX・メール・申告書により県立図書館からの希望の本を賃借する ことを記録する。 | H20.1.1 | | | 記録形態、処理形態 | 記録形態に「磁気テープ・ディスク等」処理形態に 「サーバー処理、パソコン処理」を追加 |
| 3489 | 霧島市立図書館(室)・貸 出館(室)外図書館(室) 返却表 | 教育委員会 | 隼人図書館 | | 霧島市内の図書館で借りた本を、借りた図書館以外の近くの図 書館へ返却した際に詳細を確認し記録する。 | H20.1.1 | | | 処理形態 | 処理形態に「手処理」を追加 |
| 3603 | 固定資産税の減免事務 | 福山総合支 所 | 地域振興課 | 税務 | 固定資産税の減免に関する業務を行う 地方税法第367条・霧島 市税条例第71条第1項、第2項 | H27.10.5 | | | 要配慮個人情報の根拠 法令、個人情報の収集 先の根拠法令 | 要配慮個人情報「障害」根拠法令(霧島市税条例 第71条第1項)、個人情報の収集先の根拠法令 (地方税法第353条)の追加 |
| 3604 | 固定資産税・都市計画税 の賦課事務 | 福山総合支 所 | 地域振興課 | 税務 | 土地・家屋及び償却資産の評価並びに賦課事務を行う。また、 課税台帳の閲覧・申請により固定資産評価証明書等の発行を行 う。(地方税法・霧島市税条例) | H27.10.5 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「電話番号、個人番号」を追加 |
| 3605 | 地籍調査成果品等交付 事務 | 福山総合支 所 | 地域振興課 | 税務 | 固定資産税賦課資料用の電算システム図面発行及び、地積図根 三角・多角点成果簿の交付(納税者等の土地の分筆・合筆及び 筆界復元の為 官公庁の公共事業計画資料) | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項、個人 情報収集先 | 一般的取扱事項に「資産状況」個人情報の収集先 に根拠法令(地方税法第382条第1項)を追加 |
| 3606 | 相続人代表者指定に関 する事務(固定資産税) | 福山総合支 所 | 地域振興課 | 税務 | 所有者が賦課期前に死亡しているとき、若しくは法人が賦課 期日前に消滅しているとき、相続人等の代表者を選任させる。 (地方税法第343条第2項、霧島市市税条例54条第2項) | H27.10.5 | | | 一般的取扱事項、記録 形態、処理形態、個人情 報収集先 | 一般的取扱事項、記録形態、処理形態に追加あ り、個人情報の収集先「本人以外から収集」を削 除 |
| 3608 | 市税の徴収事務 | 福山総合支 所 | 地域振興課 | 税務 | 市税の納入状況を確認し、滞納者に対し、分納誓約書の作成や 納付書の再発行を行う。納入状況が滞っている場合には訪問に より納税を促す。 | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項、個人 情報の収集先 | 一般的取扱事項「個人番号」、個人情報の収集先 の根拠法令(国税徴収法141条、地方税法20の 11、298条、353条、450条、707条、介護保険法144 条、高齢者医療確保法113条) |
| 3610 | 国民健康保険税の減免 | 福山総合支 所 | 地域振興課 | 税務 | 災害若しくは貧困等により、担税力が著しく低下した者の内、市 町が特に必要と認めた者に対し、国民健康保険税の減免を行 う。(地方税法第717条、霧島市健康保険税条例第17条) | H27.10.5 | | | 一般的取扱事項、要配 慮個人情報、個人情報 の収集先 | 一般的取扱事項に「個人番号、健康状態」、要配 慮個人情報の根拠法(霧島市国民健康保険税条 例第27条)、個人情報の収集先「他の官公庁」に 追加あり |
| 3613 | 軽自動車税の課税免除 | 福山総合支 所 | 地域振興課 | 税務 | 身体に障害を持たれる方が所有する軽自動車等に関し、課税免 除の事務を行う。(霧島市税条例第81条) | H27.10.5 | | | 一般的取扱事項、個人 情報の収集に係る根拠 法令 | 一般的取扱事項に「電話番号、口座番号等、写 真・肖像」個人情報の収集先に根拠法令(霧島市 税条例第81条)を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|-----------------------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|---------------------------------|---|
| 3614 | 軽自動車税に関する事務 | 福山総合支 所 | 地域振興課 | 税務 | 軽自動車の登録・廃車手続きを行う。納税証明書を発行する。 (地方税法第20条の10) | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項、個人 情報の収集に係る根拠 法令 | 一般的取扱事項に「電話番号、口座番号等、写 真・肖像」個人情報の収集先に根拠法令(霧島市 税条例第81条)を追加 |
| 3615 | 市県民税・国保税・介護 保険料の申告受付及び 賦課事務 | 福山総合支 所 | 地域振興課 | 税務 | 納税義務者の所得及び控除を把握するため、市県民税・国保 税・介護保険料の申告を受け付け、給与・年金支払報告書、確 定申告書、住民税申告書及び課税資料等により個人毎の所得 を把握し課税・非課税を決定する。 | H27.10.5 | | | 一般的取扱事項、個人 情報の収集先 | 一般的取扱事項「個人番号」、個人情報の収集先 (根拠法令：地方税法第317条の2)の追加 |
| 3617 | 市県民税の減免 | 福山総合支 所 | 地域振興課 | 税務 | 災害若しくは貧困等により、担税力が著しく低下したものの内、 市長が必要と認めた者に対して、市県民税の減免を行う。(霧島 市税条例第51条第1項及び2項) | H27.10.5 | | | 一般的取扱事項、要配 慮個人情報の項目、処 理形態 | 一般的取扱事項に「個人番号、職業・職歴、傷病 歴」要配慮個人情報に「障害」処理形態に「手処 理」を追加 |
| 3622 | 市税に関する証明書等の 発行事務 | 福山総合支 所 | 地域振興課 | 税務 | 納税義務者の要請により、納税義務者の所得や市税の納入状 況を確認し、課税証明・所得証明・納税証明等を発行する。 | H17.11.7 | | | 処理形態 | 処理形態に「手処理」を追加。 |
| 3623 | 戸籍事務 | 福山総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 戸籍法に基づき、身分関係を登録し公証することを目的とする。 (第一号法定受託事務) | H26.4.1 | | | 一般的取扱事項、記録 形態、処理形態 | 一般的取扱事項に「整理番号・電話番号・印影・職 業職歴・傷病歴・その他・親族続柄・婚姻・居住状 況」記録形態に「文書」処理形態に「手処理」を追 加 |
| 3627 | 相続税法59条の規定によ る通知事務 | 福山総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 相続税の申告が必要となるものの把握を目的とする通知を作成 し、税務課へ送付する。税務課ではさらに資産状況等の必要事 項を記入後、税務署へ通知する。(第1号法定受託事務) | H26.4.1 | | | 事務区分の変更 | 事務区分「固有」追加 |
| 3630 | 住民基本台帳事務 | 福山総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 法令等に基づく国からの法定事務である。具体的には各種届出 書類の受付、証明書の発行・通知・戸籍の附票処理など市民サー ビスの提供を行う。 ※住基法第1～14条 | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項、記録 形態 | 一般的取扱事項に「居住状況」、記録形態に「文 書」を追加 |
| 3632 | 戸籍の附票事務 | 福山総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 住民基本台帳と戸籍との記載を相互に関連させ、両者の記載を 一致させることにより、住民に対する記録の正確さを確保する。 ※住基法第9条2項・16条～19条 | H26.4.1 | | | 記録形態 | 記録形態に「文書」を追加 |
| 3633 | 住民基本台帳ネットワークス テム業務 | 福山総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 個人番号カード 広域交付住民票の発行業務。 ※住基法第30条 の44 | H28.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先「本人以外からの収集(公共・ 公益団体)根拠法令(行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律) 」の追加 |
| 3635 | 身分証明事務 | 福山総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 本籍地の市町村において、禁治産者、準禁治産者、成年被後見 人、破産者の名簿を整備し、これに基づき身分証明書を発行す る。 | H26.4.1 | | | 一般的取扱事項、要配 慮個人情報の項目・根拠 法令 | 一般的取扱事項に「資産状況」「その他」要配慮個 人情報に「その他規則に定める記述等」、根拠法 令(禁治産者等準禁治産者の通知(改正前民法7 条から13条)東京法務局からの成年被後見人の 通知(後見登録法附則2条等))を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|------------------------|---|
| 3668 | 国民健康保険短期被保険者証交付事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 相互扶助の精神にかんがみ、短期被保険者証を交付することにより、納税相談の機会を増やし、国民健康保険税の滞納を是正し、税負担の公平を図る。霧島市国民健康保険短期被保険者証交付事務取扱要領告示第90号。 | H26.4.1 | | | 目的外利用、個人情報の収集先 | 目的外利用「無」に変更、個人情報の収集先「実施機関内」を追加 |
| 3669 | 国民健康保険被保険者資格証明書の交付 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国保税の滞納者に関する取り扱いに関し、必要な手続き及び処理基準により資格証明書を交付する。国法第9条・第54条の三、霧島市国保被保険者資格証明書の交付及び保険給付の差し止め等に関する要領告示第89号。 | H28.1.1 | | | 目的外利用、一般的取扱事項、個人情報の収集先 | 目的外利用「無」に変更、一般的取扱事項「個人番号」を削除、個人情報の収集先「実施機関内」を追加 |
| 3674 | 特定疾病療養受療証交付事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 特定疾病対象者の届出者への受療証の交付。 | H28.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先の変更「本人の同意」「民間」を削る。 |
| 3676 | 高額療養費貸付事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 高額療養費の支払対象となる医療を受け、高額療養費が限度額を超えた分を被保険者に貸し付ける。霧島市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例施行規則。 | H26.4.1 | | | 個人情報収集の根拠法令 | 個人情報の収集先「根拠法令」の変更(市国民健康保険高額療養資金貸付条例→国民健康保険法第113条の2) |
| 3677 | 出産育児一時金・葬祭費の支給 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国保被保険者の出産に対する出産育児一時金及び被保険者が死亡した場合その者の葬祭を行った者に対し葬祭費を支給。国民健康保険法第58条。 | H26.4.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先「実施機関内、公共・公益団体、民間」の追加 |
| 3678 | 出産費資金貸付事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国保被保険者の出産に対する出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸し付ける。霧島市国民健康保険出産費資金貸付基金条例。 | H17.11.7 | H26.3.31 | | 個人情報収集の根拠法令 | 個人情報の収集先の根拠法令の変更(市国民健康保険出産費資金貸付基金条例→国民健康保険法第113条の2) |
| 3679 | 国保外来人間ドック費用助成事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国保被保険者の健康の保持増進。霧島市国民健康保険条例8条。霧島市国民健康保険外来人間ドック施設利用規則。 | H26.4.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先の変更(本人の同意あり→なし) |
| 3680 | 療養費の支給事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国保被保険者が被保険者証未提示で受けた費用及び柔道整復師、補装具等の給付などの費用の保険者支払。国民健康保険法第54条。 | H28.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(国民健康保険法第54条)を追加 |
| 3681 | 特別療養費の事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 被保険者資格証明書の交付を受けている者が医療機関等で診療を受けたときは、世帯主に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。国民健康保険法第54条の三 | H28.1.1 | | | 目的外利用 | 目的外利用「無」へ変更 |
| 3682 | 第三者行為求償事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 国保被保険者が事故等により医療機関で受診した場合、保険者が加害者に対し医療費を求償する。国民健康保険法第64条。国民健康保険施行規則第32条の6。 | H28.1.1 | | | 外部提供、個人情報の収集先 | H29年度変更 外部提供「無」へ変更、個人情報の収集先「他の実施機関」「民間」を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--------------------------------|-------------|-------------|--------------|--|----------|---------------|---------------|----------------------|--|
| 3705 | 日常生活用具給付事業 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 要援護高齢者及び一人暮らし高齢者に対し、電磁調理器等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図りその福祉と増進に資する。 | H26.4.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令、処理形態 | 処理形態に「手処理」を追加、要配慮個人情報の根拠法令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条) |
| 3722 | チャイルドシート貸出事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 子育て支援と児童の安全確保及び乳児用補助装置の活用意識の高揚を図るためチャイルドシートを貸し出す。 | H26.6.1 | | | 処理形態 | 処理形態に「パソコン処理」を追加 |
| 3734 | 特別障害者手当等給付受付事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 重度の障害者(児)に手当を支給するもの(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当)(特別児童扶養手当等の支給に関する法律) | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報の根拠法令 | 一般的取扱事項から「公的扶助受給」を削除、要配慮個人情報の根拠法令(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条、第26条の2) |
| 3737 | 障害者総合支援法関係事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 心身障害者(児)やその保護者からの申請に基づき調査審査を行い、介護給付や訓練等給付、利用者負担額の決定を行い、心身障害者(児)へ各サービスを実施するための事務【根拠】障害者自立支援法 | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報の根拠法令 | 一般的取扱事項に「印影」を追加、「職業・職歴」「社会的活動」を削除、要配慮個人情報に根拠法令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条)を追加 |
| 3738 | 重度心身障害者医療費助成事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 重度心身障害者の健康の保持増進を図り、もって重度心身障害者の福祉の向上に資するために行う。 | H26.4.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報の根拠法令(霧島市重度心身障害者医療費助成条例第2条)の追加 |
| 3741 | 精神保健福祉手帳交付・自立支援医療(精神通院)申請事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 精神障害者の経済的負担の軽減を図る。申請書を受理し本庁障害福祉グループを経由し、県精神保健福祉センターにて審査を行う。決定後、申請者に市(各支所)より手帳の交付・受給者証を送付し、各種サービスを受ける | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報の根拠法令 | 一般的取扱事項に「公的扶助受給」「健康状態」を追加、「傷病歴」を削除。要配慮個人情報の収集先に根拠法令(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条)を追加 |
| 3743 | 知的障害者(児)援護事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 知的障害者(児)の療育手帳の申請(新規・更新)及び各種援護事務(日常生活用具給付)【根拠】知的障害者福祉法・児童福祉法・障害者自立支援法 | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「写真・肖像」「その他」を追加「本籍・国籍」「職業・職歴」を削除 |
| 3746 | 介護保険被保険者資格管理に関する事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 第1号被保険者及び第2号被保険者の住所変更や死亡の届による資格変更、喪失の申請受付事務 | H26.4.1 | | | 処理形態 | 処理形態「パソコン処理」を削除 |
| 3748 | 介護保険被保険者証の再交付事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 介護保険被保険者証の再交付事務。介護保険法第12条 | H28.1.1 | | | 処理形態 | 処理形態に「パソコン処理」を追加 |
| 3749 | 居宅(介護予防)サービス計画、作成依頼(変更)届出の受付事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 居宅サービス計画(ケアプラン)作成依頼届出の受付事務 | H26.4.1 | | | 処理形態 | 処理形態に「パソコン処理」を追加 |
| 3809 | 死体(胎)埋火葬許可事務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 福山市民サービスセンター | 死亡・死産に基づく埋火葬許可証の交付 | H28.4.1 | | | 事務の名称 | 事務の名称の変更「埋火葬事務・死産の届出→死体(胎)埋火葬許可事務」 |
| 3812 | 住民基本台帳ネットワークシステム業務 | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 福山市民サービスセンター | 個人番号カードの発行・回収及び広域交付住民票の発行 | H28.1.1 | | | 個人情報の収集先・根拠法令 | 個人情報の収集先に「本人以外から収集:公共・公益団体」根拠法令(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|-----------------------|----------------|-------------|-------------|--|---------|---------------|---------------|-------------------------------|--|
| 3851 | ふくやま女性の会 | 教育委員会 福山出張所 | 教育振興課 | 教育 | 女性の教養と社会的地位を高め、地域住民相互の協力と親睦を 図り、女性の健全育成と明るい地域づくりに努めることを目的と した活動をする。 | | H29.3.31 | H34.3.31 | 事務終了日、廃止予定 日の追加 | 事務終了予定日、廃止予定日の追加 |
| 3857 | 補助金交付事務 | 教育委員会 福山出張所 | 教育振興課 | 教育 | 各種団体に対し、補助を行う。根拠法令：霧島市補助金等の種 類及び補助率に関する要綱第10条 | | H29.3.31 | H39.3.31 | 事務終了日、廃止予定 日の追加、対象者の範 囲 | 事務終了日、廃止予定日の追加、対象者の範囲 「スポーツ実行委員会」を削除(福山地域振興課に て新規登録予定の為) |
| 3859 | 施設使用申請受付(公民 館) | 教育委員会 福山出張所 | 教育振興課 | 教育 | 申請の受付使用料金の徴収 | H29.4.1 | | | 事務の名称 | 事務名称の一部変更 括弧書きを削除(体育施 設) |
| 3880 | 給食費等徴収事務 | 教育委員会 福山出張所 | 福山幼稚園 | | 口座振替による徴収で事務の効率化を図るとともに納入状況を 明確にする。(※関係機関の取扱要綱等を準用) | | H27.3.31 | H32.4.1 | 廃止予定日の変更 | 廃止予定日の変更(H27.3.31→H32.4.1) |
| 3881 | 災害共済給付等事務 | 教育委員会 福山出張所 | 福山幼稚園 | | 日本スポーツ振興センターへの加入、災害共済給付金の請求手続等 の事務を行う。 | | H27.3.31 | H32.4.1 | 廃止予定日の変更 | 廃止予定日の変更(H27.3.31→H32.4.1) |
| 3882 | 入園、退園、休園、卒園 関係事務 | 教育委員会 福山出張所 | 福山幼稚園 | | 園児の移動に関する実態を把握し、園業務の適正化を図る。(※ 学校教育法施行規則第15条、霧島市立幼稚園規則) | | H27.3.31 | H32.4.1 | 廃止予定日の変更 | 廃止予定日の変更(H27.3.31→H32.4.1) |
| 3886 | 学籍管理等業務 | 教育委員会 福山出張所 | 福山幼稚園 | | 園児の在籍状況を記録し、園教育活動に役立てるとともに体的 な証明事務の基本台帳とする。(学校教育法第77条～82条、 同法施行規則第15条) | | H27.3.31 | H32.4.1 | 廃止予定日の変更 | 廃止予定日の変更(H27.3.31→H32.4.1) |
| 3887 | 健康診断事務 | 教育委員会 福山出張所 | 福山幼稚園 | | 園児の健康保持・増進を図るため健康診断を行う。(※学校保健 法第6条、同法施行規則第4条) | | H27.3.31 | H32.4.1 | 廃止予定日の変更 | 廃止予定日の変更(H27.3.31→H32.4.1) |
| 3888 | 保育日誌記載事務 | 教育委員会 福山出張所 | 福山幼稚園 | | 園児の毎日の保育状況(日課の状況、欠席状況や健康維持、職 員の勤務状況等)を記録する。(学校教育法施行規則第15条) | | H27.3.31 | H32.4.1 | 廃止予定日の変更 | 廃止予定日の変更(H27.3.31→H32.4.1) |
| 4054 | 園児の健康診断票 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 園児の健康状態の把握 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4071 | 入所継続届出書・入所申 込書児童台帳 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 児童の入園申込みに係る基本台帳 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4095 | 保育園実習生受け入れ | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 保育士資格を取得する為の保育実習 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4107 | アレルギー除去食関係 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 保育園におけるアレルギー対象児の除去食の実施 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4112 | キョウチュウ検査 | 保健福祉部 | 重久保育園 | | 入園児の健康状態の把握 | | H27.3.31 | H31.3.31 | 事務終了(予定)日のも れ | 事務終了(予定)日の追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--------------------------|-------------|-------------|-------------|--|-------|---------------|---------------|------------------|-----------------------------------|
| 4115 | キョウチュウ検査 | 保健福祉部 | 清水保育園 | | 入園児の健康状態の把握 | | H27.3.31 | H31.3.31 | 事務終了(予定)日のも れ | 事務終了(予定)日の追加 |
| 4116 | キョウチュウ検査 | 保健福祉部 | 横川保育園 | | 入園児の健康状態の把握 | | H28.3.31 | H31.3.31 | 個人情報消去予定日の 設定 | H29年度廃止届 廃止(抹消)予定日の設定 |
| 4117 | キョウチュウ検査 | 保健福祉部 | 牧園保育園 | | 入園児の健康状態の把握 | | H28.3.31 | H31.3.31 | | H29年廃止届 廃止(抹消)予定日の設定 |
| 4119 | キョウチュウ検査 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 入園児の健康状態の把握 | | H28.3.31 | H31.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4121 | キョウチュウ検査 | 保健福祉部 | 敷根保育園 | | 入園児の健康状態の把握 | | H27.3.31 | H31.3.31 | 事務終了(予定)日のも れ | 事務終了(予定)日の追加 |
| 4134 | 児童票・調査表 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 児童の家庭状況の把握 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4146 | 卒園児名簿 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 卒園児名簿関係 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4158 | 独立行政法人日本スポ ーツ振興センター関係 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 独立行政法人日本スポ ーツ振興センターへの加入・医療請求の状況 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4170 | けが・発病・事故記録簿 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | けが・発病・事故発生時の保護者への緊急連絡の記録 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4182 | 巡回相談 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 子育ての悩みを把握し解決するため | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4194 | 薬預かり書(保護者記載 用) | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 疾病児の与薬に対しての内容確認 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4206 | 一時保育利用申請書 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 一時的に家庭保育困難な未就園児受け入れのため | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4218 | 保育指導計画書(年間・ 月別) | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 保育内容の充実をはかるための指導案 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4230 | 出席簿 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 園児の出席状況の把握 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4242 | 保育園職員表彰対象者 の推薦 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 保育事業の推進に寄与し、併せて保育組織の活動に功績顕著 な者について表彰を行う | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|---|-------|---------------|---------------|---------|--------------------------------------|
| 4254 | 4ヶ月～1歳児までの保育 児童の離乳食の実施 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 母乳から普通食へ無理なく移行するための準備食 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4266 | 保育園管理下での災害 発生時の災害共済給付 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 保育園管理下での災害発生時の災害共済給付事務を行う | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4278 | 児童票・児童の健康状況 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 園児の家庭環境・健康状況の把握 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4290 | 保育日誌 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 各クラスの保育状況の記録 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4294 | 児童福祉法施行事務指 導監査調査書に関する事 務 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 児童福祉法施行事務指導監査調査書の作成 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4299 | 臨時職員関係事務 | 保健福祉部 | 佐々木保育 園 | | 臨時職員の雇用関係 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予 定日を設定 |
| 4301 | 入所依頼(委託)書 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 措置先市町村からの入所依頼の通知 根拠法令 老人福祉法 | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃 止。事務終了日を設定 |
| 4302 | 入所受諾(不承諾)書 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 新規入居者の入所受諾または入所不受諾の市町への通知 根 拠法令 老人福祉法 | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃 止。事務終了日を設定 |
| 4303 | 入所者実態調査 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 措置先市町村による入所者の実態の把握 根拠法令 老人福祉 法 | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃 止。事務終了日を設定 |
| 4304 | ADL調査表 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 入所者のADL(日常生活動作能力)の把握 根拠法令(老人福祉 法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃 止。事務終了日を設定 |
| 4305 | 行事記録 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 園における行事等の参加状況、行事の内容等の記録 根拠法 令(老人福祉法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃 止。事務終了日を設定 |
| 4306 | 指導員日誌 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 入所者状況の把握 根拠法令 老人福祉法 | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃 止。事務終了日を設定 |
| 4307 | 看・介護・宿直日誌 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 入所者の一日の看介護状況、宿直時の時系列状況の記録 根 拠法令(老人福祉法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃 止。事務終了日を設定 |
| 4308 | 入退園者台帳 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 入退園者の把握 根拠法令 老人福祉法 | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃 止。事務終了日を設定 |
| 4309 | ケース台帳 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 日常の介護状況等を個人別に記録 根拠法令(老人福祉法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃 止。事務終了日を設定 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|-------|---------------|---------------|---------|----------------------------------|
| 4310 | 被措置者状況変更届 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の状況変更の把握(入退院、退園など) 根拠法令(老人福祉法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4311 | クラブ活動記録 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | クラブ活動時の状況把握 根拠法令(老人福祉法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4312 | 面会記録簿 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者への面会者の記録 | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4313 | 外出・外泊届 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の外出・外泊の記録 | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4314 | 預金払出依頼書 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 預金払出を希望する入所者の把握 根拠法令(老人福祉法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4315 | 払出受領兼処理報告書 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の預金払出の受領とその報告 根拠法令(老人福祉法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4316 | 入所者預り金払出し台帳 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の預金払出の管理 根拠法令(老人福祉法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4317 | 預り金関係委任状 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 預り金に関する委任の確認 根拠法令(老人福祉法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4318 | 預り金支出伺 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者預り金支出の確認 根拠法令(老人福祉法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4319 | 預り金受領書 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者預り金の受領確認 根拠法令(老人福祉法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4320 | 特別巡視記録簿 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 精神不安定、帰宅願望等からくる無断外出を1時毎の所在確認で未然に防ぎ、又状況観察を行う 根拠法令(老人福祉法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4321 | 治療実績簿 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の健康管理の為、日当山春光園医務室において、嘱託医が行う診療状況の記録(受診者名、受診内容、医療行為等の有無、指導内容)＜医療法第7条第1項の規定、昭和29年9月16日社発第740号厚生省社会局長通知＞ | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4322 | 健康診断実施簿 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の健康管理の為、体重測定、検尿、血圧測定の実施状況と嘱託医の診察、指導の実施状況の記録簿。＜養護老人ホームの設置及び管理に関する条例－老人福祉法＞ | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|---------------------|-------------|-------------|-------------|---|-------|---------------|---------------|---------|---------------------------------------|
| 4323 | 結核、肺癌検診受診簿 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の結核の早期発見及び感染防止と肺癌の早期発見に資するための検査の実施状況とその結果を記録 <結核予防法の一部を改正する法律(平成16年法律第133号)> | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4324 | インフルエンザ予防接種実施 綴り | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 園内に於けるインフルエンザ感染予防の為にワクチン接種状況と本人と家族の承諾書綴り <インフルエンザ予防接種実施要領> | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4325 | 入退院名簿 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の入退院の把握をするため | | H30.3.31 | | 事務の終了 | H29年度廃止届 平成30年4月から民営化の為、事業廃止。事務終了日の設定 |
| 4326 | 看護記録(カルテ) | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の健康管理に供する為、入所者の日常の健康状態、医療機関等の受診状況、治療内容等を記録するもの。 <養護老人ホームの設備及び運営に関する基準> | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4327 | 服薬説明書綴り | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の服薬状況把握と事故防止 | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4328 | 嗜好調査 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の嗜好を把握し、調査結果を集約・分析して献立の作成等に反映させる 老人福祉法 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例施行規則 | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4329 | 嗜好調査表 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所時、簡易な調査を行う。これにより嗜好を把握し、給食材料を発注し嗜好カルテの作成資料とする | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4330 | 嗜好カルテ | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の個別の嗜好を把握する他、病態に関する調査、入所後の状態変化について記録し、身体的特性・疾病に適合した食事提供に反映する | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4331 | 年齢順入所者一覧表 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の男女別年齢構成を把握し、身体的特性に適合した栄養素量を算定する | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4332 | 入退園記録表作成 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の入園時、入園年月日・生年月日・年齢・出身地を記録し、退園時、退園日を記録し在籍数を確認し、嗜好カルテの資料とする | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4333 | 入退院記録表作成 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の入院・退院による食数の変動を把握するため | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4334 | 食堂座席一覧表 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 誤った配膳を未然に防止し、また楽しく食事を摂れるよう入所者の座席を把握する | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4335 | 調理日誌 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 勤務状況、給食提供に関しての記録(欠品分の代替品 欠食配膳等) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--------------|-------------|-------------|-------------|--|-------|---------------|---------------|---------|----------------------------------|
| 4336 | 給食及び検食日誌記録 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 給食について、検食内容・時間、所見、反省を記録する 社会福祉施設における給食の検食について(平成7年6月19日) 福政第238号部長通知 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準入所者に関する帳簿 | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4337 | 欠食届作成 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 通常、園で提供する給食を外泊等の理由で欠食する場合、喫食の有無を把握し、給食人員台帳の資料とする | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4338 | 残食調査表 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 提供した食事の残食状況を調べ、適量・嗜好等を実際の摂取状況で把握する | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4339 | 配膳記録表作成 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 体調不良等により居室への配膳が必要と判断された場合、食事摂取状況を把握し嗜好カルテの資料とする | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4340 | 給食人員台帳 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 入所者へ提供した給食数を把握し、摂取栄養量や食品群別摂取量、給食材料費等の算出を行う | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4341 | 欠品表 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 入所者の嗜好や病態に合わせた食事を提供するため嗜好カルテの資料とする(欠品を把握し代替品を作成する) また、食事内容の誤りを未然に防止する | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4342 | 物品購入伺い兼発注書 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 献立に基づき、給食材料の納品のため 購入してよいか伺いの決裁を得る | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4343 | 給食用物資発注書兼検収表 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 献立に基づき給食材料を発注、また検収時、劣悪な食材や古い食材ではないか等品質・品温、期限表示、生産地等を記録する 厚生省生活衛生局長通知 大量調理施設衛生管理マニュアル | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4344 | 給食用物資納品書兼検収表 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 給食材料の納品時、発注した物品の確認を行う | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4345 | 給食用物資請求書兼検収表 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 給食用材料購入後支払いのため | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4346 | 食材単価一覧表 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 固定単価の一覧表により、請求書の金額点検を行う | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4347 | 納入業者・納入月一覧表 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 給食材料を確保するにあたり、納入業者とその納入月を把握する | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4348 | 納入業者検便結果報告書 | 保健福祉部 | 日当山春光 園 | | 給食材料の搬入にあたり、食品の加工あるいは輸送する者が伝染病の疾病保菌者ではないことを報告してもらい、食品の安全性を高める 厚生省生活衛生局長通知大量調理施設衛生管理マニュアル | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|-------------------------|-------------|-------------|-------------|---|-------|---------------|---------------|---------|----------------------------------|
| 4349 | 給食材料購入実績表 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 各月ごとの給食材料費を算出し、予算執行状況を把握する | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4350 | 給食材料費集計表 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 給食材料購入実績表に基づき一年間の執行状況を把握する | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4351 | 食中毒等発生時の 対策マニュアル・連絡網 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 食中毒等発生した場合、状況の把握・拡大防止に努め関係行政当局への報告・連絡を行う。社会福祉施設における感染症等発生時に係る報告について平成17年2月22日付老発第0222001号食品衛生法食中毒処理 | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4352 | 衛生管理点検表作成 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき集団給食施設等における食中毒を予防する 老人福祉法養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 大規模食中毒対策等について・厚生省生活衛生局長通知 | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4353 | 温度・湿度記録表 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 調理室、食品庫の温度・湿度を定期的に確認し、食中毒等発生の原因となりやすい高温多湿等の劣悪な環境を未然防止する老人福祉法養護老人ホームの設備及び基準について/大量調理施設衛生管理マニュアル | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4354 | 害虫駆除点検記録表 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 巡回点検並びに鼠・昆虫等の発生確認・駆除を行い、感染症等の発生を未然に防止する為、給食施設内外の衛生的な管理に努める 厚生省生活衛生局長通知 大量調理施設衛生管理マニュアル | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4355 | 食品分析試験成績書 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 安全な食材確保の為、原材料の微生物及び理化学検査の結果を保管 食品衛生上の危害発生防止に必要な限度において必要な情報に関する記録を作成し保存 厚生省生活衛生局長通知 大量調理施設衛生管理マニュアル | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4356 | 給食会議 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 全職種を対象に給食についての意見を求め、献立作成に反映させる。 | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4357 | 事故対策会議録 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 異物混入、アレルギー疾患のある入所者への食事提供の誤り等、食事に関する事故や緊急事態が発生した場合の対処・原因究明をし事故の再発防止に努める | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4358 | 施設内研修 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 食事サービスの向上をめざし、嗜好に配慮したより安全で安心な食事を提供するための衛生管理の徹底や、作業内容の見直し・改善策など、給食全般についての研修を行う | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4359 | 収入申告書 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の収入額の申告 根拠法令(老人福祉法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|----------------------|-------------|-------------|-------------|---|----------|---------------|---------------|--------------|---|
| 4360 | 老人保護措置費請求書 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 毎月各市町へ措置費の請求 根拠法令等(老人福祉法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4361 | 介護保険 介護認定申請 | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 介護認定による介護度把握を申請 根拠法令(介護保険法) | H28.1.1 | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4362 | ケアプラン | 保健福祉部 | 日当山春光園 | | 入所者の現在の状況を把握し、問題点・長短期目標を掲げ自立支援をし、職員の介護への意思統一をする 根拠法令(介護保険法) | | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成30年4月から民営譲渡するため、事業を廃止。事務終了日を設定 |
| 4459 | 市民活動災害補償に係る保険事務 | 市民環境部 | 市民活動推進課 | 共生協働推進 | 補償対象事故が発生した際、保険会社に対し事故報告及び保険金請求を行い、被災者に見舞金を支払う。霧島市全国市長会市民総合補償保険取扱要綱、霧島市市民活動総合補償制度取扱要綱 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部) |
| 4460 | 霧島市市民活動促進委員会運営事務 | 市民環境部 | 市民活動推進課 | 共生協働推進 | 市民活動の促進に関し、必要な事項を審議する。霧島市市民活動促進委員会設置要綱 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民環境部) |
| 4462 | 職場体験受入れ | 保健福祉部 | 佐々木保育園 | | 中・高校生の職場体験 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予定日を設定 |
| 4465 | 保育所児童要録 | 保健福祉部 | 佐々木保育園 | | 小学校(就学時)の連絡事項の記録 | | H29.3.31 | H32.3.31 | 事務の終了 | 平成30年度をもって廃園するため、廃止(抹消)予定日を設定 |
| 4487 | 身体障害者更生指導台帳 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 身体障害者の把握(身体障害者福祉法) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(身体障害者福祉法第9条)を追加 |
| 4490 | 後期高齢者医療被保険者証引渡し事務 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 後期高齢者医療被保険者に対し、広域連合からのデータを基に被保険者証を印刷し、簡易書留により郵送で被保険者証の引渡しをする。高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第3項 | H29.10.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第1項)を追加 |
| 4492 | 後期高齢者医療特定疾病療養受療証申請受付 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 被保険者で人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の該当者は、申請により負担額が1万円になる受療証の申請を受け付ける。高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第62条 | H29.10.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第62条)を追加 |
| 4496 | 長寿健康審査通知事務 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 生活習慣病(高血圧、糖尿病等)の早期発見、予防を目的に1年に1回行う。医療機関での個別健診の問診表及受診券を郵送する。鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第3条 | H20.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「所得・収入」を追加 |
| 4497 | 障害認定申請受付 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 65歳以上75歳未満で一定の障害状態にある方の、障害認定申請受付を行う。 | H29.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第1項)を追加 |
| 4509 | 障害認定申請受付 | 牧園総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 65歳以上75歳未満で一定の障害状態にある方の、障害認定申請受付を行う。 | H29.4.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第1項)を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|----------------------|-------------|-------------|-------------|---|---------|---------------|---------------|--------------|---|
| 4513 | 後期高齢者医療被保険者証引渡し事務 | 牧園総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 後期高齢者医療被保険者に対し、広域連合からのデータを基に被保険者証を印刷し、簡易書留により郵送で被保険者証の引渡しをする。高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第3項 | H29.4.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第1項)を追加 |
| 4515 | 後期高齢者医療特定疾病療養受療証申請受付 | 牧園総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 被保険者で人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の該当者は、申請により負担額が1万円になる受療証の申請を受け付ける。高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第62条 | H29.4.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第62条)を追加 |
| 4523 | 後期高齢者医療被保険者証引渡し事務 | 溝辺総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 後期高齢者医療被保険者に対し、広域連合からのデータを基に被保険者証を印刷し、簡易書留により郵送で被保険者証の引渡しをする。高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第3項 | H28.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第1項)を追加 |
| 4525 | 後期高齢者医療特定疾病療養受療証申請受付 | 溝辺総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 被保険者で人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の該当者は、申請により負担額が1万円になる受療証の申請を受け付ける。高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第62条 | H20.4.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第62条)を追加 |
| 4541 | 基準収入額適用申請受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 対象世帯構成員収入等の状況により、負担区分が変更になる後期高齢者医療保健被保険者の申請の受付。広域連合がその内容を精査し、新被保険者証の引渡しを行う。高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第3項 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4542 | 限度額適用・標準負担額減額認定証受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 市民税非課税世帯に属する被保険者からの申請受付。高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条第1項ハ、二の規定 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4543 | 後期高齢者医療被保険者証引渡し事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 後期高齢者医療被保険者に対し、広域連合からのデータを基に被保険者証を印刷し、簡易書留により郵送で被保険者証の引渡しをする。高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第3項 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)要配慮個人情報に根拠法令(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第1項)を追加 |
| 4544 | 負担区分等証明書申請受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 広域外への転出者からの申請受付。広域連合の決定により、負担区分証明書を引き渡す。鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則第6条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4545 | 後期高齢者医療特定疾病療養受療証申請受付 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 被保険者で人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の該当者は、申請により負担額が1万円になる受療証の申請を受け付ける。高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第62条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)要配慮個人情報に根拠法令(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第62条)を追加 |
| 4546 | 後期高齢者医療被保険者資格異動届受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 被保険者の資格取得、喪失による届出受付。高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第2項 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4547 | 後期高齢者医療給付事業支給申請受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 後期高齢者医療被保険者の給付事業(高額医療費、療養費、葬祭費等)に係る申請書の受付を行う。高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第7項 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|---------------------------------------|-------------|-------------|-------------|---|----------|---------------|---------------|--|--|
| 4548 | 保険料徴収事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 後期高齢者医療保険料の徴収(特別徴収、普通徴収)を行う。高 齢者の医療の確保に関する法律第104条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 4549 | 長寿健康審査通知事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 生活習慣病(高血圧、糖尿病等)の早期発見、予防を目的に1年 に1回行う。医療機関での個別健診の問診表及び受信件を郵送 する。鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関 する条例第3条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 4550 | 環境美化、河川環境保全 推進事業に関する事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 霧島市環境基本条例、霧島市生活環境美化条例及び霧島市天 降川等河川環境保全条例を適切に運用し、良好な生活環境や 河川環境の保全を促進する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 4551 | 住宅用太陽発電導入支 援対策費補助金交付事 務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 地球環境温暖化防止のため、市内居住箇所に住宅用太陽光発 電システム(以下「発電システム」という。)を設置した者に補助金 を交付。 | H29.4.1 | H27.3.31 | H37.3.31 | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部を変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 4552 | 重度心身障害者医療費 助成 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 重度心身障害者の健康の保持増進を図り、重度心身障害者の 福祉の向上に資するために重度心身障害者に医療費の助成を 行う。(根拠例規 霧島市重度心身障害者医療費助成条例) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、要配慮個人情報の 根拠法令 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部)、要配慮個人情報の根拠法令(霧島市 重度心身障害者医療費助成条例第2条)の追加 |
| 4553 | 特定健康診査事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保 険 | 特定健康診査等実施計画書に基づき、厚生労働省令で定めると ころにより、40歳以上75歳未満の被保険者に対して実施する健 康診査 高齢者の医療の確保に関する法律第20条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、要配慮個人情報の 項目、個人情報の収集 先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 保健福祉部)要配慮個人情報に「健康診断等の結 果」個人情報収集先に「他の実施機関、他の官 公庁、公共・公益団体、民間」を追加 |
| 4554 | 特定保健指導事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保 険 | 特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めると ころにより実施する保健指導事業 高齢者の医療の確保に関する 法律第24条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、要配慮個人情報の 項目、個人情報の収集 先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 保健福祉部)要配慮個人情報に「健康診断等の結 果」個人情報収集先に「他の実施機関、他の官 公庁、公共・公益団体、民間」を追加 |
| 4555 | 高額介護合算療養費 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保 険 | 医療と介護を受けている世帯で負担の軽減を図ることを目的と して、自己負担額の合算額の基準額を設け、その基準額を超えた 分を支給する。 国民健康保険法第57条の3 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、外部結合、事務処理 委託 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 保健福祉部)外部との電子結合「有」事務処理委 託「無」を追加 |
| 4556 | 霧島市ごみ処理手数料 の免除に関する事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 衛生施設 | 敷根清掃センターに搬入されるごみの処理手数料徴収免除に関 する事務。霧島市ごみ処理手数料徴収条例第6条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名・課名・G名が変更(生活環 境部衛生施設課施設管理G→市民環境部環境衛 生課衛生施設G) |
| 4557 | 霧島市一般廃棄物最終 処分場(安定型)の使用 許可に関する事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 衛生施設 | 市内6ヶ所にある安定型最終処分場の使用に関する事務。霧島 市一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例施行規 則第2条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名・課名・G名が変更(生活環 境部衛生施設課施設管理G→市民環境部環境衛 生課衛生施設G) |
| 4568 | 霧島市土地利用計画審 議会 | 企画部 | 企画政策課 | 企画政策 | 本市の国土利用計画及び土地利用調整基本計画について、市 長の諮問に応じ、審議する。 | H20.6.30 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「個人番号」を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|---------------------------------|-------------|----------------|--------------|--|----------|---------------|---------------|-----------------------------------|---|
| 4569 | 国際交流イベント参加者 名簿作成 | 市民環境部 | 市民活動推 進課 | 国際交流 | 国際交流イベントの料理教室、お菓子作りなど内なる国際交流 の参加者名簿作成事務 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(企画部→市民 環境部) |
| 4572 | I、J、U(移住)ターン相談 票 | 企画部 | 地域政策課 | 中山間地域 活性化 | 本市への移住を促進するため、移住希望者の移住後の希望、移 住希望先、その他の特殊事項等の相談内容に関するものである。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(共生協働推進 課→地域政策課) |
| 4573 | 霧島市移住定住促進補 助金(当初、最終)交付申 請 | 企画部 | 地域政策課 | 中山間地域 活性化 | 本市への移住を促進するため、住宅を取得、増改築又は賃貸住 宅に入居した霧島市外からの転入者及び市街地から中山間地 域への転居者に対し補助金を交付する | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、記録形態、処理形態 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(共生協働推進 課→地域政策課)記録形態「磁気テープ・ディスク 等」処理形態「パソコン処理」を追加 |
| 4581 | 健康教育(食育に限る) | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進グ ループ | 生活習慣病の予防、介護予防、その他健康に関する事項につい ての健康に関する教育を行い、市民の健康づくりの支援を行う。 | H22.2.26 | | | 要配慮個人情報の項目、 処理形態 | 要配慮個人情報「障害」を削除、処理形態に「パソ コン処理」を追加 |
| 4582 | 各種がん検診 | 保健福祉部 | すこやか保 健センター | 地域保健 | 各種がん検診を市内各保健センター等で集団により実施する。 (健康増進法第19条の2)①胃がん検診②肺がん検診③大腸が ん検診④腹部超音波検診⑤乳がん検診⑥子宮がん検診 | H28.1.1 | | | 要配慮個人情報の項目・ 根拠法令 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による 指導・診療・調剤」根拠法令(健康増進法第19条 の2)の追加 |
| 4583 | 骨粗しょう症健診 | 保健福祉部 | すこやか保 健センター | 地域保健 | 集団による女性検診(乳がん・子宮がん)時に20歳以上で受診を 希望する女性に対し踵骨超音波法により骨密度測定を実施す る。その後、検診結果を送付し精密検査が必要な方には医療機 関の受診を勧める。 | H28.1.1 | | | 要配慮個人情報の項目・ 根拠法令 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による 指導・診療・調剤」根拠法令(健康増進法第19条 の2)の追加 |
| 4584 | 肝炎ウイルス検診業務 | 保健福祉部 | すこやか保 健センター | 地域保健 | B型及びC型肝炎の早期発見、早期治療のため、年度中に一定 年齢に達する方に対し、集団による肝炎ウイルス検診を実施す る。受診者は基本型、C型のみ、B型のみから選択し、各受診料 を負担する。 | H28.1.1 | | | 要配慮個人情報の項目・ 根拠法令 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による 指導・診療・調剤」根拠法令(健康増進法第19条 の2)を追加 |
| 4585 | 歯周病検診 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進 | 歯の喪失を予防するための節目年齢の市民(及び母子手帳交 付時の妊婦)を対象に、市内委託歯科医院において問診、歯周組 織検査・歯科保健指導を行う。(健康増進法第19条の2) | H18.4.1 | | | 要配慮個人情報の項目・ 根拠法令、記録形態、処 理形態 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による 指導・診療・調剤」根拠法令(健康増進法第19条 の2)を追加、記録形態に「磁気テープ・ディスク 等」処理形態に「パソコン処理、手処理」を追加 |
| 4586 | 総合健診 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進 | 若年層からの生活習慣病予防の意識を高めるため、30歳及び 35歳を対象に集団健診を行う。 | H23.4.1 | H29.3.31 | | 廃止予定日の取消し | 廃止予定日を取り消す |
| 4592 | 消防団員入団に関する事 務 | 消防局 | 警防課 | 消防団係 | 消防団への入団手続き | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「個人番号」を追加 |
| 4600 | 農道及び法定外公共物 等での損害賠償保険手 続事務 | 農林水産部 | 耕地課 | 各共通 | 霧島市内の農道及び法定外公共物等内で事故が発生し傷病が あった場合、社団法人全国市有物件災害共済会を通じ、事故当 事者に損害賠償保険金を支払う。 | H23.4.1 | | | 要配慮個人情報の項目 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果」を追加 |
| 4601 | 地域生活支援事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福 祉課 | 障害福祉 | 介護給付や補装具給付などによるサービスとは別に、地域で生 活を支えるさまざまな事業を地域の実情に応じ、必要な場合な 関係機関と協力して行う。(障害者総合支援法) | H27.4.1 | | | 要配慮個人情報の根拠 法令、個人情報の収集 先 | 要配慮個人情報の根拠法令(障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77条)、個人情報の収集先に「実施機関内」(所得 状況)を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|---|----------|---------------|---------------|--|---|
| 4617 | 障害者自立支援法関係 事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 心身障害者(児)やその保護者からの申請に基づき本庁が調査・ 審査を行い、介護給付や訓練等給付、利用者負担額の決定を行 い、心身障害者(児)へ各サービスを実施するための事務【根拠】障 害者総合支援法 | H29.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠 法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律第 19条)を追加 |
| 4620 | 障害者総合支援法関係 事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 心身障害者(児)やその保護者からの申請受付、心身障害者 (児)へ各サービスを実施するための事務【根拠】障害者総合支援 法 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、要配慮個人情報の 根拠法令 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部)、要配慮個人情報に根拠法令(障害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律第19条)を追加 |
| 4621 | 身体障害者手帳関係業 務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 申請書等を受理し、本庁障害福祉グループを経由し身体障害者 更生相談所に進達し、申請者に手帳を交付する。(身体障害者 福祉法) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠 法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(身体障害者福祉法 第15条)を追加 |
| 4624 | 身体障害者(児)援護事 務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 身体障害者手帳の申請及び各種援護事務(更正医療給付、補 装具交付(修理)、日常生活用具給付)【根拠】身体障害者福祉 法、児童福祉法、障害者総合支援法 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 4625 | 知的障害者支援事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 知的障害者福祉法に基づく援助と更生援護を実施し、対象者に 療育手帳を交付する(療育手帳制度要綱) | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠 法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(知的障害者福祉法 第9条第5項)を追加 |
| 4627 | 知的障害者(児)援護事 務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 知的障害者(児)の療育手帳の申請(新規・更新)及び各種援護 事務(日常生活用具給付)【根拠】知的障害者福祉法・児童福祉 法・障害者総合支援法 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 4630 | 精神保健福祉手帳交付・ 自立支援医療(精神通 院)申請事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 精神障害者の経済的負担の軽減を図る。申請書を受理し、本庁 障害福祉グループを経由し、県精神保健福祉センターにて審査 を行う。決定後、申請者に市より手帳の交付、受給者証を送付 し、各種サービスを受ける。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、一般取扱事項、要配 慮個人情報の根拠法令 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部)一般的取扱事項に「個人番号」を追加 、要配慮個人情報の収集先に根拠法令(精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律第45条、障害 者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律第52条)を追加 |
| 4631 | 霧島市福祉手当支給事 務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 重度心身障害者(児)と災害遺児の福祉増進を目的として(年 10000円)を支給する事務。【根拠】霧島市福祉手当支給条例 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、一般取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部)一般的取扱事項に「個人番号」を追加 |
| 4632 | 障害者各種割引減免事 務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 障害者への各種割引減免等に関する事務(有料道路障害者 割引、NHK放送受信料減免、(軽)自動車税・所得税減免申請に 係る証明事務) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、一般取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部)一般的取扱事項に「個人番号」を追加 |
| 4633 | 特定健康診査事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 特定健康診査等実施計画書に基づき、厚生労働省令で定めると ころにより、40歳以上75歳未満の被保険者に対して実施する健 康診査 高齢者の医療の確保に関する法律第20条 | H29.10.1 | | | 要配慮個人情報の項目・ 根拠法令 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師によ る指導・診療・調剤」根拠法令(高齢者の医療に關 する法律第18条)を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--------------------------|-------------|----------------|-------------|---|---------|---------------|---------------|-----------------------------------|---|
| 4638 | 特定健康診査事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 特定健康診査等実施計画書に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、40歳以上75歳未満の被保険者に対して実施する健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律第20条 | H29.4.1 | | | 要配慮個人情報の項目・ 根拠法令 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による指導・診療・調剤」根拠法令(高齢者の医療に関する法律第18条)を追加 |
| 4639 | 特定健康診査事務 | 保健福祉部 | すこやか保 健センター | 地域保健 | 特定健康診査等実施計画書に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、40歳以上75歳未満の被保険者に対して実施する健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律第20条 | H26.4.1 | | | 要配慮個人情報の項目・ 根拠法令 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による指導・診療・調剤」根拠法令(高齢者の医療に関する法律第18条)を追加 |
| 4645 | 特定保健指導事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより実施する保健指導事業 高齢者の医療の確保に関する法律第24条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4646 | 特定保健指導事務 | 保健福祉部 | すこやか保 健センター | 地域保健 | 特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより実施する保健指導事業 高齢者の医療の確保に関する法律第24条 | H26.4.1 | | | 要配慮個人情報の項目・ 根拠法令 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による指導・診療・調剤」根拠法令(高齢者の医療に関する法律第18条)を追加 |
| 4647 | 高額介護合算療養費 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 医療と介護を受けている世帯で負担の軽減を図ることを目的として、自己負担額の合算額の基準額を設け、その基準額を超えた分を支給する。国民健康保険法第57条の3 | H29.1.1 | | | 外部結合、事務処理委 託 | 外部との電子結合を「無」事務処理委託を「有」に変更 |
| 4652 | 高額介護合算療養費 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 医療と介護を受けている世帯で負担の軽減を図ることを目的として、自己負担額の合算額の基準額を設け、その基準額を超えた分を支給する。国民健康保険法第57条の3 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4653 | 障害認定申請受付 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 市民生活 | 65歳以上75歳未満で一定の障害状態にある方の、障害認定申請受付を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、要配慮個人情報の 根拠法令 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)、要配慮個人情報の根拠法令(霧島市重度心身障害者医療費助成条例第2条)の追加 |
| 4674 | 基準収入額適用申請受 付事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢者 医療 | 対象世帯構成員収入等の状況により、負担区分が変更になる後期高齢者医療保健被保険者の申請の受付。広域連合がその内容を精査し、新被保険者証の引渡しを行う。高齢者の医療の確保に関する法律施行例第7条第3項 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 4675 | 限度額適用・標準負担額 減額認定証受付事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢者 医療 | 市民税非課税世帯に属する被保険者からの申請受付。高齢者の医療の確保に関する法律施行例第16条第1項ハ、二の規定 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 4676 | 後期高齢者医療被保険 者証引渡し事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢者 医療 | 後期高齢者医療被保険者に対し、広域連合からのデータを基に被保険者証を印刷し、簡易書留により郵送で被保険者証の引渡しをする。高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第3項 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、要配慮個人情報の 根拠法令 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)要配慮個人情報に根拠法令(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第1項)を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--|-------------|-------------|----------------------|---|---------|---------------|---------------|---------------------------|---|
| 4677 | 負担区分等証明書申請 受付事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢者 医療 | 広域外への転出者からの申請受付。広域連合の決定により、負担区分証明書を引き渡す。鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則第6条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 4678 | 後期高齢者医療特定疾 病療養受療証申請受付 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢者 医療 | 被保険者で人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の該当者は、申請により負担額が1万円になる受療証の申請を受け付ける。高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第62条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、要配慮個人情報の根拠法令 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)要配慮個人情報に根拠法令(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第62条)を追加 |
| 4679 | 後期高齢者医療被保険 者資格異動届受付事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢者 医療 | 被保険者の資格取得、喪失による届出受付。高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第2項 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 4680 | 後期高齢者医療給付事 業支給申請受付事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢者 医療 | 後期高齢者医療被保険者の給付事業(高額医療費、療養費、葬祭費等)に係る申請書の受付を行う。高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第7項 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 4681 | 保険料徴収事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢者 医療 | 後期高齢者医療保険料の徴収(特別徴収、普通徴収)を行う。高齢者の医療の確保に関する法律第104条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 4682 | 長寿健康審査通知事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢者 医療 | 生活習慣病(高血圧、糖尿病等)の早期発見、予防を目的に1年に1回行う。医療機関での個別健診の間診表及び受診券を郵送する。鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第3条 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 4683 | 障害認定申請受付 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢者 医療 | 65歳以上75歳未満で一定の障害状態にある方の、障害認定申請受付を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、要配慮個人情報の根拠法令 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)要配慮個人情報に根拠法令(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条第1項)を追加 |
| 4684 | 建築確認等審査・完了 検査事務 | 建設部 | 建築指導課 | 建築指導 | 確認申請書等について、建築基準法やその他関係法令に適合しているかを審査し、確認済証の発行等を行う。また、工事完了した建築物等について完了検査を行い、検査済証の発行を行う。建築基準法 | H19.4.1 | | | 事務区分の変更 | 事務区分「共通」に変更 |
| 4705 | ふるさと納税(かごしま 応援付金、霧島きばい ゃんせ寄付金)促進事務 | 商工観光部 | 霧島PR課 | シティプロ モーション推 進 | ふるさと納税制度を利用して本市に対して寄附を行った方々に①お礼状等の発送、②お礼の品発送、③寄附金額控除特例申請受付通知を行う。③の作業に関し個人番号を収集する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部署を変更(共生協働推進課→霧島PR課) |
| 4707 | 緑のカーテン普及啓発事 業 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 緑のカーテンとは、つる性の植物を窓際にはわせて遮光し、室温の上昇を抑制することで、地球温暖化の防止を図るものである。市内の世帯等へ普及を図ることにより、地球温暖化対策を推進する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名・担当Gを変更(生活環境部生活環境生活G→市民環境部環境保全G) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|-----------------------------------|-------------|-------------|--------------|---|---------|---------------|---------------|-----------------------------------|---|
| 4713 | 重複、頻回受診者等訪問 指導事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢者 医療 | 広域連合で一時抽出された対象者を訪問し、適正な受診や疾病 の重症化予防のための日常生活習慣改善への支援、療養方法 等の保健指導を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、要配慮個人情報の 根拠法令 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 保健福祉部)要配慮個人情報に根拠法令(鹿児島 県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に 関する条例第4条)を追加 |
| 4719 | 霧島市行政評価外部評 価委員会 | 企画部 | 行政改革推 進課 | 行革推進 | 霧島市が実施する行政評価において、評価の客観性を確保し、 透明性を高めるために設置する。(霧島市行政評価外部評価委 員会設置規則) | | H29.3.31 | | 事務終了(予定)日のも れ | 事務終了(予定)日の追加 |
| 4727 | 集落支援員設置業務 | 企画部 | 地域政策課 | 中山間地域 活性化 | 65歳以上の人口比が5割を超え、共同生活の維持など、地域活 動が困難な状況に直面する集落(元気なふるさと再生集落)の維 持活性化を図るため、集落支援員を設置する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、一般的取扱事項、処 理形態 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(共生協働推進 課→地域政策課)一般的取扱事項に「性別、生年 月日等、個人番号」処理形態「手処理」を追加 |
| 4729 | 霧島市青少年問題協議 会運営事務 | 市民環境部 | 市民活動推 進課 | 道義高揚推 進室 | 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹 立につき、必要な調査審議する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(総務部→市民 環境部) |
| 4733 | 後期高齢者医療保険料 収納事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢者 医療 | 後期高齢者医療保険料の収納事務を行う。被保険者の納付した 保険料の収納処理を行う。(高齢者の医療の確保に関する法律 第104条) | H29.4.1 | H27.3.31 | | 組織改編に伴う担当部 署の変更 | 担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 4734 | 後期高齢者医療保険料 還付事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢者 医療 | 後期高齢者医療保険料の還付事務を行う。被保険者の納付した 保険料が、資格や所得の変更により保険料が更正されたことに 伴う過納金分の保険料還付処理を行う。(地方税法第10条) | H29.4.1 | H27.3.31 | | 組織改編に伴う担当部 署の変更 | 担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部) |
| 4736 | 民間建築物アスベスト分 析調査補助金交付事務 | 建設部 | 建築指導課 | 建築指導 | アスベストに対する市民の不安解消及び市民の健康の保全を図 るため、民間建築物の所有者等が行う分析調査の費用に対し、 補助金を交付する。(霧島市民間建築物アスベスト分析調査補 助金交付要綱) | H24.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「整理番号」を追加 |
| 4737 | 空き家実態調査事務 | 建設部 | 建築指導課 | 建築指導 | 空き家等について、地域内の安全確保、防災上、景観上及び中 山間地域の空き家を有効活用し、本市の均衡ある発展を図り、 活力に満ちた地域づくりを推進するため、空き家等の位置や所 有者等について調査を行う。 | H27.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「整理番号」を追加 |
| 4741 | 霧島市河川景観保全アダ プト(里親)制度に関する 事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 市民・事業者・行政が一体となり、本市の良好な環境を将来に引 き継いでいくために、河川景観保全アダプト(里親)制度をモデル 的に実施することで、地域美化活動の推進を図る。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 4742 | 後発医薬品に関するお知 らせ | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保 険 | 条件により抽出した国保被保険者に対して送付し、後発医薬品 を利用した場合の自己負担額の軽減及び国保財政の改善や医 療制度の安定につなげるため。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 保健福祉部) |
| 4748 | 生活排水対策推進員に 係る事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 市と生活排水対策推進員が中心となって、市民や事業者等に対 してエコきりしまの普及・啓発活動や生活排水対策パンフレット 等の配布等を行うことにより、公共用水域の水質向上を図る。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|------------------------------------|-------------|----------------|---------------------------|---|---------|---------------|---------------|---------------------------------|--|
| 4749 | 人間ドック施設利用事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保 険 | 被保険者の健康の保持増進のために契約医療機関で人間ドック を利用したものに補助する。霧島市国民健康保険外来人間ドック 施設利用規則により実施。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、要配慮個人情報の 項目 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 保健福祉部)要配慮個人情報に「健康診断等の結 果」を追加 |
| 4750 | 人間ドック助成事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 後期高齢 者医療 | 霧島市が委託契約した医療機関で人間ドックを受診する際に費 用の一部を助成することで、健康管理や疾病の早期発見、治療 に繋げる。(後期高齢者医療外来人間ドック助成規則) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 保健福祉部) |
| 4756 | 霧島市民音楽祭 | 市民環境部 | スポーツ・文 化振興課 | 芸術文化 | 市民の音楽文化の向上・振興を目指し、市内で活動する音楽団 体を中心とした演奏会を開催する。 | | H26.3.31 | H32.3.31 | 組織改編:部署の名称変 更、廃止予定日 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(教育委員会文 化振興課→市民環境部スポーツ・文化振興課)廃 止予定日の追加 |
| 4765 | 国民健康保険一部負担 金の減免等 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保 険 | 災害等により生活が著しく困難となった場合において、世帯主の 申請により一部負担金を減額し、又は減免する。霧島市国民健 康保険一部負担金の減免等の取扱要綱 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 保健福祉部) |
| 4769 | 各種団体補助金申請等 事務 | 商工観光部 | 霧島PR課 | 観光企画・シ ティプロモ ーション推進 | 補助金を支出している団体の事業、予算、役員、会員等を把握 するための総会及び理事会等資料の収集のため | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部署を変更(観光課→霧島 PR課) |
| 4779 | 景観計画に係る届出・審 査・通知及び勧告等に関 する事務 | 建設部 | 都市計画課 | 都市計画 | 良好な景観の保全・形成を図るため、景観法及び霧島市景観条 例に基づく届出の審査及び通知・勧告等を行う。(法14条、16条、 17条、18条、22条、31条、92条。条例8条、条例施行規則3条) | H27.4.1 | | | 事務の名称 | 事務名称一部変更(届出・申請・審査→届出・審 査) |
| 4781 | 霧島市男女共同参画審 議会 | 企画部 | 企画政策課 | 男女共同参 画推進 | 霧島市男女共同参画推進条例第21条に基づき、基本計画その 他の男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するた め、市の附属機関として設置 | H24.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「個人番号」を追加 |
| 4782 | 農業次世代人材投資事 業事務 | 農林水産部 | 農政畜産課 | 農政第2 | 新規就農の定着促進を図るうえで、特に就農直後の経営が不安 定な時期の所得の確保が大きな課題となっていることから、これ らを解消するため、就農直後の5年間に資金を交付し、青年就農 者の増を図る。 | H29.4.1 | | | 事務の名称、一般的取 扱事項 | 事務の名称を変更(旧名称:青年収納給付金事 務)、一般的取扱事項に「取引状況、公的扶助受 給」を追加 |
| 4788 | 生物多様性保全推進事 業事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 霧島市の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画の 策定。生物多様性基本法第13条:都道府県及び市町村は、生物 の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を 定めるよう努めなければならない。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 4795 | 養育医療の給付に関する 受付、認定、支払、収納 事務 | 保健福祉部 | 子育て支援 課 | 子ども・子育 て | 母子保健法第20条の規定に基づき、入院医療を必要とする未熟 児に対し、養育に必要な医療の給付を行うもの。 | H25.4.1 | | | 要配慮個人情報の項目・ 根拠法令、外部結合 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果」、根拠法 令(母子保健法第20条第1項)を追加、外部との電 子結合を「有」に変更 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--------------------------|-------------|-------------|----------------------|---|----------|---------------|---------------|---|---|
| 4796 | 小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業 | 保健福祉部 | 子育て支援 課 | 子ども・子育て | 小児慢性特定疾病児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具を 給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。 (霧島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要 綱) | H20.3.1 | | | 要配慮個人情報の項目・ 根拠法令 | 要配慮個人情報に「障害」、根拠法令(児童福祉 法第19条の22)を追加 |
| 4802 | 自立支援医療(育成医 療)事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 障害を軽減したり、除去する手術を行うなど、身体に障害がある 児童又は現存する疾患が放置すれば将来障害を残すと認めら れる児童に必要な医療費の給付を行う。 | H29.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠 法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律第 52、53、56条)を追加 |
| 4804 | 特別障害者手当等給付 受付事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 重度の障害者(児)に対して、日常生活における負担軽減のた め、手当を支給する。特別障害者手当、障害児福祉手当、経過 的福祉手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律) | H29.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠 法令 | 要配慮個人情報の根拠法令(特別児童扶養手当 等の支給に関する法律第17条、第26条の2)を追 加 |
| 4805 | 保育所入所申込書受付 事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 保育所入所受付事務・家庭状況の把握 | H29.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠 法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(子ども・子育て支援 法施行規則第2条)を追加 |
| 4807 | ひとり親家庭医療費助成 受付事務 | 霧島総合支 所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、保険診療の自己負 担額を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図るこ とを目的とする。 | H29.10.1 | | | 一般的取扱事項、要配 慮個人情報の項目・根拠 法令、個人情報の収集 先、記録形態 | 一般的取扱事項に「職業・職歴、公的扶助受給、 居住状況」要配慮個人情報に「障害」根拠法令(ひ とり親家庭医療費助成に関する条例第2条)、個人 情報の収集先に「実施機関内」記録形態に「磁気 テープ・ディスク等」を追加 |
| 4810 | 交通遺児の実態調査事 務 | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 公益財団法人鹿児島県交通被災者たすけあい協会が行う交通 遺児に対するの援護事業のために、交通遺児等の実態調査を行 う。 | H17.11.7 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に追加あり(本人の同意に印) |
| 4812 | 交通安全協会 牧園支部 | 牧園総合支 所 | 地域振興課 | 地域振興 | 霧島地区交通安全協会の下部組織としての活動(街頭の立証活 動や交通事故防止の法令講習会やミラーの清掃を行うことで交 通安全の推進を図る。キャンペーン等やお知らせを行う。) | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「印影」を追加 |
| 4814 | おじゃんせ霧島大使事務 | 商工観光部 | 霧島PR課 | シティプロ モーション推 進 | 本市の観光や特産品等の市外への紹介、宣伝等本市のイメ ージアップにつながる活動及び本市への企業誘致や定住促進につ ながる活動を通じて、市政の発展に寄与すること。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部署を変更(観光課→霧島 PR課) |
| 4816 | かごしま応援寄附金事務 | 商工観光部 | 霧島PR課 | シティプロ モーション推 進 | 鹿児島県を通じて、かごしま応援寄附金(ふるさと納税)を受納す る。 | H26.11.4 | H29.3.31 | H35.3.31 | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、担当部署を変更(共生協働推進 課→霧島PR課) |
| 4817 | 重複多受診者等訪問指 導事務 | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保 険 | 国保被保険者のうち重複多受診者を家庭訪問し、医療機関等の 適正な受診に繋がるよう健康指導や健康相談を行い、被保険者 の健康増進及び医療費の適正化を図る。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、個人情報の収集先 の根拠法令 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→ 保健福祉部)個人情報の収集先に根拠法令(国民 健康保険法第82条)を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|------------------------------|-------------|-------------|-------------|--|---------|---------------|---------------|-----------------------|--|
| 4818 | 自立支援医療(育成医療)事務 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 障害福祉 | 障害を軽減したり、除去する手術を行うなど、身体に障害がある児童、または現存する疾患が、これを放置すれば将来障害を残すと認められる児童に必要な医療費の給付を行う。 | H28.1.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令、個人情報の収集先 | 要配慮個人情報の根拠法令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52、53、56条)、個人情報の収集先に「実施機関内」(所得状況)を追加 |
| 4820 | いきいきチケット交付事業 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | はり及びきゅうによる施術並びに公衆浴場の利用をすることができるチケットを交付し、高齢者等の健康保持と福祉の増進を図る。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「整理番号」を追加 |
| 4821 | 生活指導型ショートステイ事業受付 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 基本的な生活習慣が欠如している高齢者を、養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行い体調調整を図り、高齢者等の福祉の向上を図る。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4822 | 家族介護用品支給事業 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 在宅高齢者等を介護している家族に対し、介護用品を支給すること、在宅介護における身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続、向上を図る。(霧島市家族介護用品支給事業実施要綱) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4824 | 生活支援型ホームヘルプサービス事業 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | ひとり暮らし高齢者等の居宅に人材を派遣して、買物等軽易な生活援助サービスを提供し、自立した生活の継続を可能にし、併せて要介護状態への進行を防止する。(霧島市生活支援型ホームヘルプサービス事業実施要綱) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、事務区分 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)事務区分「共通」に変更 |
| 4825 | 緊急通報装置整備事業 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 独居高齢者、高齢者のみの世帯等にコールセンター方式による緊急通報装置を設置し、安否確認等の見守りを行うとともに、緊急時等の支援を確実に実施できる体制を構築する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4826 | 認知症早期発見促進事業案内 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 認知症の相談のあった方(65歳以上で、要介護(支援)未認定および認知症既往診断の無い方)に対して、受診券を発行し、物忘れ外来等の標榜医療機関で受診させる事業の案内 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4827 | 介護保健ボランティアポイント制度受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 高齢者の生きがいづくりや社会参加、健康増進を目的として、介護保険第1号被保険者の社会奉仕活動を評価して、累積ポイントに応じて、申請に基づきポイント転換交付金を交付するための受付事務 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項「資格」を削除 |
| 4828 | 居住介護サービス計画(ケアプラン)作成依頼届出の受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 要介護(要支援)認定者と居住介護支援事業所とケアプラン作成依頼契約を結んだことに対する居住介護サービス計画(ケアプラン)作成依頼届出の受付、入力事務 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4829 | 介護保険事業所の適正な運営を図る事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 介護保険事業者に義務づけられている施設運営推進会議に出席し、他関係機関及び家族の方と事業所の適切な運営について意見交換をする。また入所判定会では関係機関とともに入所待機者の入所順位を決定する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|---------------------------|-------------|-------------|-------------|--|---------|---------------|---------------|-----------------------------|--|
| 4830 | 各種相談事業 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 地域住民に対する生活や健康に関する相談に応じ、助言指導を行う。保助看法2条・高齢者虐待防止法・児童虐待防止法・老人保健法・介護保険法23、76、78、83、90、100、112、115、203 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4831 | 介護保険負担限度額認定に関する受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 施設等を利用している方の食費、居住費又は滞在費は、所得・市民課税状況に応じて自己負担限度額(4段階区分)が決められ、限度額までの支払いとなる。隼人庁舎では、申請の受付を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般的取扱事項、事務処理委託 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「整理番号、口座番号等」を追加 事務処理委託「無」に変更 |
| 4832 | 高齢者福祉手当支給事業の受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 本市に住所を有する在宅ねたき高齢者、重度の認知症高齢者を長期にわたり介護している者に対し、福祉手当を支給し、その労をねぎらい福祉の増進並びに親族の扶養意識を高める。(霧島市高齢者福祉手当支給条例) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「個人番号」を追加 |
| 4833 | 育成医療の給付に関する受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 障害者自立支援法第58条第1項の規定に基づき、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行うための受付事務 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4839 | 食育推進事業 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進 | 食育の取組を総合的かつ計画的に推進する指針を定めた霧島市食育推進計画に基づき食育推進事業を行う。 | H19.4.1 | | | 処理形態 | 処理形態に「手処理」を追加 |
| 4840 | 発達外来事務事業 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 発達支援 | 発達に不安を持つ乳幼児・児童・生徒に対して専門医師による診察実施。発達の不安に対する指導助言を実施しながら支援する。 | H26.4.1 | | | 要配慮個人情報の項目・根拠法令、個人情報の収集先 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による指導・診療・調剤」根拠法令(発達障害者支援法第5条、第6条)、個人情報の収集先に根拠法令を追加 |
| 4841 | 発達相談事業事務 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 発達支援 | 発達に不安のある子供、保護者に対して専門職による心理相談、言語相談、運動相談を実施し、発達支援のための指導助言を行う。 | H26.4.1 | | | 要配慮個人情報の項目・根拠法令 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による指導・診療・調剤」根拠法令(発達障害者支援法第5条、第6条)を追加 |
| 4842 | 発達支援教室事業事務 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 発達支援 | 発達に不安を持つ子供、その保護者に対して専門職による小集団での遊びを通じてコミュニケーションの取り方や手段等を習得する機会をつくる教室を実施する。 | H26.4.1 | | | 要配慮個人情報の項目・根拠法令 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による指導・診療・調剤」根拠法令(発達障害者支援法第5条、第6条)を追加 |
| 4866 | 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業申請受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 母子家庭の母の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭の自立の促進を図る事業の受付を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4867 | 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業申請受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福 祉課 | 福祉 | 介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合、就業(育児)と修学の両立が困難な場合に生活費の負担軽減を図るために助成する事業の受付を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|---------------------------|-------------|-------------|-------------|--|---------|---------------|---------------|--------------------------------|---|
| 4869 | 在宅福祉アドバイザー事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 在宅福祉アドバイザー 第1条(目的)抜粋 高齢者や障害者など援護を必要とする人々に対し、地域住民が主体となった声かけや安否確認などを行う近隣保健福祉ネットワークづくりを促進するため。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4870 | 児童手当法に基づく手当の受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。(根拠法令 児童手当法) | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4871 | 霧島市出生祝金の受付事務 | 生活環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 次代を担う子供の出生を祝福するとともに、その健やかな成長を願って祝い金を贈り、健康で明るいまちづくりに資することを目的とする。(霧島市出生祝金条例) | H26.4.1 | H26.3.31 | H31.3.31 | 廃止(抹消)予定日 | 廃止(抹消)予定日を入力 |
| 4872 | ひとり親家庭医療費支給資格認定受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、保険診療の自己負担額を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4873 | 養育医療の給付に関する受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 母子保護法第20条の規定に基づき、入院医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行うための受付事務 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4874 | かごしま子育て支援パスポート事業の交付申請受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 子育て家庭を地域全体で支援することを目的に、子育て家庭に交付するパスポートの申請受付 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4875 | 保育所入所申請等受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 保育所入所申請等受付進達 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、一般取扱事項、要配慮個人情報の項目 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「整理番号、学業・学歴、健康状態、傷病歴」要配慮個人情報に「障害」根拠法令(子ども・子育て支援法施行規則第2条)を追加 |
| 4876 | 母子父子寡婦福祉資金貸付受付業務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 鹿児島県が実施する母子寡婦福祉金の貸付申請受付業務、児童福祉課への進達事務 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 4878 | コミュニティバス検討委員会運営事務 | 企画部 | 地域政策課 | 地域政策 | コミュニティバス等について提言を行う | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(企画政策課→地域政策課) |
| 4880 | デマンド交通実証運行事業 | 企画部 | 地域政策課 | 地域政策 | 交通空白地域における住民の移動手段を確保する | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(企画政策課→地域政策課) |
| 4882 | 地域公共交通会議運営事務 | 企画部 | 地域政策課 | 地域政策 | 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署名称 | H29年度変更 組織改編に伴い担当課名変更 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|------------------------|-------------|-------------|--------------|---|----------|---------------|---------------|-------------------------------|--|
| 4886 | 臨時福祉給付金 | 保健福祉部 | 保健福祉政策課 | 政策 | 消費税率の引き上げに際して、低所得者に対する適切な配慮を行うため、臨時的な措置として給付を行う。※消費税法・税制抜本改革法第7条第1号ハの規定に基づき、暫定的・臨時的措置として実施するもの | H27.4.1 | H30.3.31 | | 事務終了(予定)日のもれ | 事務終了予定日の追加 |
| 4890 | 都市の低炭素化の促進に関する認定事務 | 建設部 | 建築指導課 | 建築指導 | 都市の低炭素化の促進に関する法律 第54条第1項に規定する認定事務 根拠法令:都市の低炭素化の促進に関する法律 | H25.1.21 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「電話番号」を追加 |
| 4900 | 霧島市危険廃屋解体撤去工事補助金 | 総務部 | 隼人地域振興課 | 地域振興 | 市民の安心安全を確保するため、周囲に危険を及ぼす危険廃屋の解体撤去に対し、一定の要件を付して補助金を交付するもの。(霧島市危険廃屋解体撤去工事補助金交付要綱) | H23.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「印影」を追加 |
| 4901 | 霧島市地熱に関する学習及び研究会 | 企画部 | 地域政策課 | 地域政策 | 地熱資源や温泉発電等の基礎知識について学習するとともに、地熱と温泉の関わりや副次熱水利用方法等について研究を行う。 | H29.4.1 | H27.3.19 | | 組織改編に伴う担当部署の変更 | 担当課名を変更(企画政策課→地域政策課) |
| 4902 | 環境学習推進事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 市民一人一人の環境への理解と認識を深めるため、学習会等を開催し、意識啓発を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名・担当G名を変更(生活環境部生活環境政策G→市民環境部環境保全G) |
| 4903 | 簡易型電力量計の貸出し | 市民環境部 | 環境衛生課 | 環境保全 | 市民に向けて節電・省エネルギー・地球温暖化防止に関する教育啓発を行うことを目的として、家庭で使用する電化製品の消費電力等や温室効果ガス排出量を簡易に計測できる機器を貸出している。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名・担当G名を変更(生活環境部生活環境政策G→市民環境部環境保全G) |
| 4905 | 生活困窮者自立支援相談事務 | 保健福祉部 | 生活福祉課 | 生活保護第1、第2、管理 | 生活に困窮している人を、生活保護受給に至る前の段階において、自立に向けた支援を行い、課題が複雑化・深刻化する前に、早期自立の促進を図る。また、失業等により住宅を失った者に、住居確保給付金を支給する。 | H29.4.1 | | | 要配慮個人情報の項目 | 要配慮個人情報に「人種、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実」追加 |
| 4967 | 児童手当法に基づく手当の受付事務、支払い事務 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与することとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質向上に資することを目的としている。 | H29.1.1 | | | 一般的取扱事項、個人情報の収集先、記録形態、処理形態 | 一般的取扱事項に「親族・続柄」個人情報の収集先に「実施機関内」記録形態に「磁気テープ・ディスク等」処理形態に「手処理」を追加 |
| 4968 | 児童扶養手当受付、支払い事務 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭等の生活の安定、自立促進並びに児童の健全育成を図ることを目的とする。 | H29.10.1 | | | 要配慮個人情報、記録形態、処理形態 | 要配慮個人情報に根拠法令(児童扶養手当法第4条)を追加、記録形態に「磁気テープ・ディスク等」処理形態に「手処理」を追加 |
| 4969 | 特別児童扶養手当法に基づく手当の受付事務 | 霧島総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 身体や精神に中度以上の障害のある児童を監護している方に対し、手当を支給することで児童の健やかな成長に資することを目的としている。 | H29.10.1 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報、個人情報の収集先、処理形態 | 一般的取扱事項に「公的扶助受給」要配慮個人情報に根拠法令(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第36条、37条)、個人情報の収集先に「実施機関内」処理形態に「手処理」を追加 |
| 5006 | 指定管理業務 | 溝辺総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | 上床運動公園内各施設、溝辺コミュニティセンターの指定のために基本協定書、年度協定書で指定管理者とする。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(溝辺教育振興課→溝辺地域振興課) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|---|----------|---------------|---------------|-----------------------|---|
| 5007 | 春の健康づくりウォーキング大会 | 溝辺総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | ウォーキング大会を通じ、参加者同士の親睦を図り、自然豊かな大地の恵みを体で感じるとともに、市民の健康づくりへの意識を高め、心身共に健康な体づくりを推進する。 | H29.4.1 | | | 組織改編: 部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(溝辺教育振興課→溝辺地域振興課) |
| 5008 | みぞべスケッチ大会開催事務(文化協会溝辺支部補助事務) | 溝辺総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | 幼児から大人までスケッチ大会に参加することにより、溝辺の自然に触れながら美しく豊かな心情を養い、霧島市民としての美術芸術に対する理解や関心を深める。 | H29.4.1 | | | 組織改編: 部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(溝辺教育振興課→溝辺地域振興課) |
| 5009 | みぞべ新春書き初め大会開催事務(文化協会溝辺支部補助事務) | 溝辺総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | 小学生から一般まで書き初め大会に参加することにより、お互いに書写能力の向上を図り、併せて美しく豊かな心情を養い、文化活動に対する理解や関心を深める。 | H29.4.1 | | | 組織改編: 部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(溝辺教育振興課→溝辺地域振興課) |
| 5026 | 不動産取得税(贈与税)賦課資料作成事務 | 横川総合支所 | 地域振興課 | 税務 | 土地または家屋を取得した者の個人情報及び評価額について、課税資料として県税事務所(税務署)へ通知を行う。(新築家屋は除く。) | H17.11.7 | | | 個人情報の収集先の根拠法令 | 個人情報の収集先の根拠法令を変更(地方税法382条→73条の18) |
| 5031 | がけ地近接等危険住宅移転事業に係る補助金交付 | 建設部 | 建築住宅課 | 建築第1・第2 | がけ地の崩壊等により危険を及ぼす恐れのある区域の危険住宅に対し、安全な場所への移転を促進するために補助金を交付する。建築基準法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律 | H29.4.1 | | | 組織改編: 部署の名称変更 | 組織改編に伴い、グループ名を変更(建築G→建築第1・第2G) |
| 5032 | 相続人代表者指定に関する事務 | 総務部 | 税務課 | 固定資産税 | 納税義務者が賦課期日において死亡しているとき、若しくは法人が消滅しているときは、相続人等の代表者を選任する業務を行う。(地方税法第9条の2) | H17.11.7 | | | 個人情報の収集先・根拠法令 | 個人情報の収集先に「本人以外から収集(実施機関内、他の実施機関、他の官公庁)」根拠法令(地方税法第20条の11、第353条)を追加 |
| 5035 | 鹿児島空港周辺地域環境整備委員会 | 企画部 | 地域政策課 | 地域施策 | 鹿児島空港周辺地域の環境整備を図り、空港と周辺地域の調和のとれた発展を推進するため鹿児島空港周辺地域環境整備委員会を設置する。 | H29.4.1 | | | 組織改編: 部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(企画政策課→地域政策課) |
| 5037 | ごみ収集日程表自治会未加入者送付事務 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 廃棄物対策 | ごみ収集日程表を自治会未加入者へ送付するため、国分地区の自治会未加入者のデータを精査し、タックシールに打ち出し送付する。 | H29.4.1 | | | 組織改編: 部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 5038 | 簡易給水施設の衛生に関する事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 環境衛生 | 水道法の対象とならない飲用井戸等の衛生確保のため、これらの管理者に対して通知を行い年1回水質検査申し込み手続きを市で取りまとめる。 | H29.4.1 | | | 組織改編: 部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 5039 | 子育て世帯臨時特例給付金給付事業申請受付事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 福祉 | 平成26年4月の消費税8%への引き上げによる影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な措置として給付金を支給する事業の申請受付事務 | H29.4.1 | H28.3.31 | H33.3.31 | 組織改編: 部署の名称変更、一般的取扱事項 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部)一般的取扱事項に「整理番号」を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|-------------------------------|---|
| 5040 | 喪失後受診における霧島市負担分返還請求事務(保険者間調整及び本人請求) | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 市民生活 | 霧島市国民健康保険資格喪失後に国民健康保険証を使い医療機関を受診し、霧島市が療養費等を負担している方に返金を請求し医療費の適正化を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市民環境部) |
| 5041 | 喪失後受診における霧島市負担分返還請求事務(保険者間調整及び本人請求) | 保健福祉部 | 保険年金課 | 国民健康保険 | 霧島市国民健康保険資格喪失後に国民健康保険証を使い医療機関を受診し、霧島市が療養費等を負担している方に返金を請求し医療費の適正化を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更、個人情報の収集先 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→保健福祉部)個人情報の収集先に「実施機関内」を追加 |
| 5042 | 健康手帳交付事業事務 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 健康手帳は各種検診、健康教育、健康相談等について記録し、自らの健康管理に役立てるものであり、市の検診等を受けた者で希望する者に交付する。(健康増進法第17条第1項) | H26.4.1 | | | 一般的取扱事項、記録形態、処理形態、外部結合、事務処理委託 | 一般的取扱事項に「住所」記録形態に「文書」処理形態に「手処理」を追加、外部との電子結合「無」事務処理委託「無」に変更 |
| 5043 | 健康相談事業事務 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 市民に対し健康に関する正しい知識を習得してもらう。各保健センター等において、気軽にかつ幅広く相談できる窓口を平日に開設し、相談者やその家族等に対して心身の健康に関する指導・助言を行う。(健康増進法第17条第1項) | H18.6.16 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報の項目 | 一般的取扱事項「職業・職歴」「公的扶助受給」「傷病歴」「婚姻」情報の追加、要配慮個人情報「障害」「健康診断等の結果」根拠法令(健康増進法第17条の1)追加 |
| 5044 | 結核予防事務 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 結核予防法に基づき、①1歳未満の乳児を対象に委託医療機関にてBCG予防接種を実施②65歳以上の市民を対象に委託検診機関において結核・肺がん検診を実施、そのための実施案内通知・結果通知および履歴を保管 | | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報の項目・根拠法令 | 一般的取扱事項に「整理番号、電話番号」要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による指導・診療・調剤」根拠法令(予防接種法第5条の1、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2)を追加 |
| 5046 | 障害者自立支援給付事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 障害福祉 | 心身に障害のある者が身近な地域で自立した生活が送れるよう、各種介護給付費や訓練等給付費を支給する。訪問系、日中活動系、居住系及び児童のサービスがある。根拠法令:障害者総合支援法 | H25.4.1 | | | 要配慮個人情報の根拠法令、個人情報の収集先 | 要配慮個人情報の根拠法令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条)、個人情報の収集先に「実施機関内」(個人情報)を追加 |
| 5047 | 日常生活用具給付事業 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 障害福祉 | 在宅の重度障害者が、自立して日常生活を営むことを容易にするため、各種日常生活用具の給付費や住宅の改修費を支給する事業。根拠法:障害者総合支援法 | H17.11.7 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報の根拠法令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条)を追加 |
| 5059 | 地区活性化事業補助金申請事務 | 牧園総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | 自治意識のもと、互いに知恵を出し合い、創意工夫しながら、活力ある住みよいまちづくりを進める地区自治公民館及び自治会の行う活動に対する補助金の交付(霧島市補助金等交付規則) | H18.4.1 | | | 一般的取扱事項、記録形態 | 一般的取扱事項に「地位」を追加 記録形態「磁気テープ・ディスク等」を削除 |
| 5067 | 避難行動要支援者名簿 | 総務部 | 安心安全課 | 防災 | 災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者(避難行動要支援者)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の名簿(災害対策基本法第49条の10) | H27.3.12 | | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報の根拠法令(災害対策基本法第49条の10)を追加 |
| 5071 | 霧島市温泉資源の保護及び適切な利用に関する調査検討委員会 | 企画部 | 地域政策課 | 地域政策 | 霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例に基づき設置した本委員会において、市内における中小規模地熱発電事業計画に関する調査審議を行い、市長に対し審議結果に係る意見を述べる。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(企画政策課→地域政策課) |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|-------------------------|---|
| 5072 | 鹿児島空港国際線利用 促進事業 | 企画部 | 地域政策課 | 地域政策 | 鹿児島空港発着の国際線の利用促進を図るため、ソウル線、上海線、台北線及び香港線を利用して団体旅行を行う市民団体及び新たな海外ビジネス展開等を目的に渡航する事業者に渡航経費の一部を助成する。 | H29.4.1 | H28.3.31 | H33.3.31 | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(企画政策課→地域政策課) |
| 5073 | 霧島市環境美化推進員 名簿 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 環境衛生 | 霧島市環境基本条例、霧島市生活環境美化条例及び霧島市天降川等河川環境保全条例を適切に運用し、良好な生活環境や河川環境の保全を促進するために任命する環境美化推進委員の名簿 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 5074 | 生活排水対策推進員に 係る事務 | 市民環境部 | 隼人市民福祉課 | 環境衛生 | 市と生活排水対策推進員が中心となり、市民や事業者に対し啓発運動を実施し公用水域の水質向上を図る。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当部名を変更(生活環境部→市民環境部) |
| 5076 | 親子教室事業事務 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 発達に不安のある乳幼児の保護者の育児不安や悩みを軽減し、幼児の経過観察や相談の場としている。内容は自由遊び、課題遊び、個別相談。りす・うさぎの各教室(1~2歳児):月1回実施 | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「整理番号」を追加 |
| 5077 | 2か月児育児教室 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 2か月児を対象に、身体計測、育児相談、子育て情報の紹介、保護者間の交流を目的に実施している。また、母親の心の健康状況を把握し、虐待の予防に努めている。年24回実施。根拠法令:母子保健法9条、10条 | H30.3.31 | H30.3.31 | | 事務の終了 | 平成29年度で廃止 ただし教室の内容はシステムで保有。担当課名を変更(健康増進課→すこやか保健センター) |
| 5078 | 肝炎ウイルス健診 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進 | B型及びC型肝炎の早期発見、早期治療のため、年度中に一定年齢に達する方に対し、集団による肝炎ウイルス検診を実施する。受診者は基本型、C型のみ、B型のみから選択し、各受診料を負担する。 | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報の項目・根拠法令 | 一般的取扱事項に「整理番号」を追加、要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による指導・診療・調剤」根拠法令(健康増進法第19条の2)を追加 |
| 5079 | 骨粗鬆症検診 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進 | 集団による女性検診(乳がん・子宮がん)時に20歳以上で受診を希望する女性に対し踵骨超音波法により骨密度測定を実施する。その後、検診結果を送付し精密検査が必要な方には医療機関の受診を勧める。 | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報の項目・根拠法令 | 一般的取扱事項に「整理番号」を追加「個人番号」を削除、要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による指導・診療・調剤」根拠法令(健康増進法第19条の2)を追加 |
| 5080 | 心の健康相談事業 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | (自殺対策基本法)悩みやストレス、うつ状態等により、日常生活に支障のある方またはその家族の心の健康相談 | H23.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「整理番号」を追加 |
| 5085 | 未熟児訪問指導事業 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 母子保健法に基づき、未熟児に対し訪問指導を行う。未熟児は未熟な状態で出生するため、合併症や易感染等の特徴を有する。医療機関での保健師面談等を通じて早期から関わり保護者と児を支援する。 | H28.1.1 | H30.3.31 | | 事務の終了 | H29年度廃止届 平成30年度から母子訪問(No.352)へ統合の為、事務終了日の設定 |
| 5086 | 母子健康手帳交付 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 妊娠の届出があった住民に対し、妊婦情報を記入してもらい、母子健康手帳の交付及び資料配布を行う。すこやか保健センターでは毎週火曜日、各総合支所では相談日に合わせて実施する。(根拠法 母子保健法第16条) | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「公的扶助受給、体格・体力、運動能力、親族・続柄、居住状況、社会的活動、趣味・嗜好」を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|--|----------|---------------|---------------|--------------------------|--|
| 5087 | 各種がん検診 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進 | 各種がん検診を市内各保健センター等で集団により実施する。 (健康増進法第19条の2)①胃がん検診②肺がん検診③大腸がん検診④腹部超音波検診⑤乳がん検診⑥子宮がん検診 | H28.1.1 | | | 一般的取扱事項、要配慮個人情報の項目・根拠法令 | 一般的取扱事項に「傷病歴」を追加「個人番号」を削除、要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による指導・診療・調剤」根拠法令(健康増進法第19条の2)を追加 |
| 5091 | 粉ミルク支給事業 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 健康増進 | 対象児に対して経済的負担の軽減を図るため、1か月3000円ずつの粉ミルク券を1歳の誕生日まで支給 | H28.4.1 | | | 要配慮個人情報の項目・根拠法令、個人情報の収集先 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果、医師による指導・診療・調剤」根拠法令(母子保健法第14条)、個人情報の収集先に「実施機関内(税務課)」を追加 |
| 5092 | 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー養成研修 | 保健福祉部 | 長寿・障害福祉課 | 長寿福祉 | 高齢者が安心安全に継続的な支援を受けながら住み続けることができる仕組みを構築するリーダーを育成するため、市内の介護事業所職員を対象に地域包括ケア・ライフサポートワーカーを養成する。 | H29.4.1 | | | 担当部署の変更 | 業務見直しに伴い、担当グループ名を変更(介護保険G→長寿福祉G) |
| 5096 | 自治公民館連絡協議会補助金申請事務 | 牧園総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | 自治公民館連絡協議会の運営及び活動に対して補助金を交付する。 | H18.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項「個人番号」を削除 |
| 5097 | 地域振興補助金に関する事務 | 牧園総合支所 | 地域振興課 | 地域振興 | 円滑な自治会活動の推進に必要な集会施設・スポーツ振興会施設・簡易給水施設・共同墓地・無線、有線放送施設の整備等に対して補助金を交付する。(霧島市補助金等交付規則) | H17.11.7 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「地位」を追加「口座番号等」を削除 |
| 5099 | 喪失後受診における霧島市負担分返還請求事務(保険者間調整及び本人請求) | 福山総合支所 | 市民福祉課 | 市民福祉 | 霧島市国民健康保険資格喪失後に国民健康保険証を使い医療機関を受診し、霧島市が療養費等を負担している方に返金を請求し医療費の適正化を行う。 | H27.1.1 | | | 個人情報の収集先 | 個人情報の収集先に「本人の同意がある」を追加 |
| 5102 | 農業者経営所得安定対策事務 | 溝辺総合支所 | 産業建設課 | 産業振興 | 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食糧自給率の向上と農業の多面的機能を維持する。 | H22.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「性別」、「生年月日等」、「資産状況」、「取引状況」を追加 |
| 5103 | 農地中間管理事業に関する事務 | 溝辺総合支所 | 産業建設課 | 産業振興 | 農地中間管理事業による農地の貸し借りを推進し、農地の集積を図り、担い手の経営向上や地域の活性化につなげる。 | H26.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「資格」、「社会的活動」を追加 |
| 5106 | フッ化物洗口事業 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | むし歯予防及び歯科保健における意識の向上を目的としている。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変更 | 組織改編に伴い、担当課名を変更(健康増進課→すこやか保健センター) |
| 5107 | 保育園等巡回相談 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 市内の保育園、幼稚園のうち実施を希望する園を対象として心理職と保健師で巡回し乳幼児の発育発達の相談を行っている。必要があれば専門機関を紹介する。 | H23.4.1 | H23.3.31 | | 要配慮個人情報の根拠法令 | 要配慮個人情報に根拠法令(母子保健法第10条、17条、児童虐待防止法第5条、発達障害者支援法第5条)を追加 |
| 5108 | 報償費管理 | 保健福祉部 | すこやか保健センター | 地域保健 | 健診の従事者の記録及び支払をするのに管理登録をしている。 | H26.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「整理番号、電話番号」を追加 |

| No. | 事務の名称 | 実施機関 担当部 | 実施機関 担当課 | 実施機関 担当係 | 事務の目的及び概要 | 事務変更日 | 事務終了(予 定)日 | 廃止(抹消) 予定日 | 変更内容の分類 | 備考 |
|------|--------------------------------|-------------|----------------|-------------|--|---------|---------------|---------------|----------------------------|--|
| 5109 | 健康教育 | 保健福祉部 | すこやか保 健センター | 地域保健 | 生活習慣病の予防、介護予防、その他健康に関する事項につい ての健康に関する教育を行い、市民の健康づくりの支援を行う。 | H26.4.1 | | | 要配慮個人情報の項目・ 根拠法令 | 要配慮個人情報に「健康診断等の結果」根拠法令 (高齢者の医療に関する法律第18条、健康増進法 第4条、第17条)を追加 |
| 5112 | 霧島市ごみ減量化・資源 化問題検討委員会の運 営 | 市民環境部 | 環境衛生課 | 廃棄物対策 | 霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会設置要綱に基づき、 ごみの減量化及び資源化に向けた基本的な方針及びその実施 に関し必要な事項等について協議を行う。 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部) |
| 5114 | 建築物エネルギー消費性 能向上計画認定事務 | 建設部 | 建築指導課 | 建築指導 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、エ ネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計 画を認定する。 | H28.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「電話番号」を追加 |
| 5115 | 建築物エネルギー消費性 能基準適合認定事務 | 建設部 | 建築指導課 | 建築指導 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、建 築物エネルギー消費性能基準に適合している建築物の認定を 行う。 | H28.4.1 | | | 一般的取扱事項 | 一般的取扱事項に「電話番号」を追加 |
| 5138 | 個人番号カード事務 | 市民環境部 | 市民課 | 窓口 | 個人番号カードの交付、廃止等 | H29.4.1 | | | 組織改編:部署の名称変 更、記録形態、処理形態 | 組織改編に伴い、部名が変更(生活環境部→市 民環境部)記録形態に「文書、磁気テープ・ディス ク等」処理形態に「サーバー処理、パソコン処理」 を追加 |